

内大臣から
右大臣へ

る響應や寄贈は最も善美を極めた。一時、實朝はそれらの事で氣をまぎらはすことが出来た。それらの事があつてから間もなく、十月九日、實朝は内大臣に任ぜられ、十二月二日に至つて右大臣に榮轉した。

義時が實朝
に對する不
満

以上の急激極まる昇進は、政子は暫く別として、義時の眼にどう映つたであらうか？ 恐らく義時は苦り切つた顔をしたにちがひない。冷靜で氷のやうな頭を持つて居て、深い智謀を有した彼れは、表面を繕つて居たであらうけれども、内心、實朝に對して全然背き去つてしまつては居なかつたか？ 渡宋計畫でも義時の眼には狂氣の沙汰と見えたであらうから、實朝が晩年に於ける行動は、義時にはまるで理解することも出来ねば、又同情することも出来なかつたにちがひない。それに實朝が義時に對する調子は、餘程反抗的の度合が強くなつて居た。それは義時が建保前後から、頻りに實朝に對して苦言を進めて、善政を布くことを勧め、諸事干涉の度合が烈しくなるにつれて、實朝はそれを不快に感じ、やうやく反抗の傾きを強めたのであらう。義時が其臣下の有功者を待に准する特許を實朝に願ひ出た時、實朝はいつもの温い人に似ず、此時のみは厳格な態度で「若しさうしたことを許すと、後の子孫の時代になつて異數の恩典に浴せることを忘却してしまつて、更に御家人とならうとする野望を生ず

實朝の反抗

義時が實朝
を呪ふ心

るものがあるかも知れぬから、永久に許可することは出来ぬ」と云ひ切つた。曾て義盛の二子が謀叛に加はつた時、涙脆く許した實朝が、自分の叔父であり、また執權として政務に勵精して居る義時に對して、また平生官位の昇進に一向望みをかけぬ義時に對して、偶々部下のために願ひ出た恩典を許さぬのみならず、「永久不許可」を斷言するに至つては、實朝が如何に反抗的であつたかがわかる。若し、彼れが義時に向つて強い反感を有つて居なければ直ぐに快くそれを許したことであらう。此一事は恐らく義時の感情を少からず害したにちがひない。これを後に起つた實朝暗殺事件に繋いで考へて見ると、義時は實朝の存在を邪魔とし、且つ實朝に對して初め有つてゐた補導、翼替の心が次第に薄らいで、其固有の險疎な冷酷さを自然、實朝に向つて抱くやうになつたのではなからうか？ 此の邊に考へ及ばぬと、悲痛な實朝の死は諒解出来ない。

さて右大臣になつた實朝は、義時、廣元らの意嚮を少しも顧慮しないで、十二月二十日、始めて政所始の儀を行ひ、旺んに拜賀の式を鶴岡に擧げようとした。それが上皇の叡聞に達すると、朝廷からはそれに要する裝束調度などを賜つた。そして西園寺公經の子、權中納言實氏を始め刑部卿藤原宗長、權中納言藤原國通、平光盛らが扈從

政所始

隨兵の選擇

のため鎌倉へ下つた。また坊門大納言忠信も親戚の關係上、下向した。
實朝の拜賀式は彼れが二十八歳の春承久元年正月二十七日の吉辰を選んで、夕刻から鶴岡八幡宮で行はれることに定つた。當日の將軍の隨兵は、頼朝の時、譜代の士で弓馬の達人を選んだのとちがつて、實朝の時は秀麗な容儀を第一資格として、弓馬の達人をかねた、譜代の士を選んだ。それに選に入つたのは武田信光、河越重時、三浦時村、秋田景盛ら十人ばかりである。

大江廣元の
諫告

愈々、當日になると、儀式に列する人々は、いづれも綺羅を飾つて、鎌倉中は花やかな空氣に包まれた。其日は朝から寒さが強かつた。けれども空はよく晴れて居た。當時、大江廣元が伺候して舉式の時間について實朝を諫め、「今回の大禮を夜中に行はれるのは用心が悪いのみならず、物の綺羅もわからぬので引立ぬでせう」と書間に舉行することを勧めたが、源仲章は「靜かな世に其心配は要りませんまい。それに元來拜賀の式は夜中に行ふものだ」と反對したので、其儘になつてしまつた。また廣元は何故となく落涙して、「私は今まで此年になる迄、何か事がないのに落涙したことがございませぬ。どうも何か變事が起りはしないかと思はれます」と實朝に注意し、且つ頼朝が東大寺供養に臨んだ時に腹巻を付けた例を引き、唐錦威の腹巻を獻じて、束帶の

仲章の反對

實朝の最期
の歌



大江廣元書狀

下に着けるやう切に勧めた。これも仲章が反對して「大臣大將に昇る人が腹巻を召された先例がない」と云ふので、廣元の諫告は(四)いづれも用ひられなかつたと傳へられて居る。義時派であるところの廣元が、かうした事を勧めたのは解しかねるが、反證が擧らぬうちは何とも云へない。
また當日、宮内兵衛尉公氏が實朝の髪を理めた時、實朝が「人の老少不定は世の常である、これを記念にしてくれ」と云つて、鬢髪數莖を抜いて公氏に與へ、庭前の梅に名残の思ひを寄せて「出でていなば主なき宿となりぬとも軒端の梅よ春を忘るな」といふ歌を詠んだ。公民は不吉だと思ひながらも、實朝を祝福したと傳へられて居る。(五)これによると、

實朝は明かに彼れの死を豫め直覺したやうに思はれる。それとも單に死の豫感をおぼろ氣ながら彼れが有つて居て、無意識に人生無常を嘆ち、さうした歌を詠んだのであらうか？ 廣元の諫告と云ひ、實朝の言行と云ひ、よく考へると一つの不可解な謎である。

さて出興の時刻がくると、實朝は威儀を正して、義時、時房らを従へ、華美を極めて行列の人々に周繞されて、靜々と鶴岡へ赴いた。途中、それを見物しうとする群衆かどこの街にも溢れて居た。實朝の車が南門を通る時、山鳩(六)が飛び來つて頻りに鳴き噪いで何となく凶兆を暗示したと傳へられて居る。そして實朝の車が鶴岡に着いて若宮の橋畔に駐まると、義時は急に「心持がすぐれませぬ」と云つて、彼れが捧けて居た實朝の劍を、源仲章に渡して匆匆退去した。

實朝が將に車をおりようとする時、細太刀の柄が車の手形に入つてぼきと折れた。實朝は折が折であるから、當惑の色を顔に浮べた。それと見て、仲章は木を結び副へて一時を繕つた。また其時、どこからともなく、一頭(七)の黒犬が迷つて來て、實朝の車の前を横斷したと傳へられた。不吉の前兆が三度も重つたのであるが、實朝はそれらに頓着して居るわけにゆかぬので、豫定通りに社前で拜賀の式を行つた。それが終る

山鳩頻りに
鳴く

細太刀折れ
て凶兆を暗
示す

雪降る夜

悼ましい實
朝の死

公曉の人物

と、彼れが神宮寺を出て下向の途に向ふ頃、續粉として雪が降つて來た。四邊が眞白に見えるうちに空は暗かつた。ひとり風が冷めたく雪片と共に實朝の頬に當つた。實朝が何心なく、社前の石橋(八)に近づいた時、一人の若僧が實朝の顔を覗くやうにして居たが、突如其傍へ寄ると見るうちに、「親の仇思ひ知れ！」と叫んで、刀を振りかざした。實朝は笏で受け流したが、二の太刀で脆くも斬り倒されて、鮮血が颯と石橋の附近を赤く染めた。曲者は直ぐ實朝の首を取らうとしたので、驚きの眼を睜つた仲章が、それを防がうとすると、「邪魔するな！」と一喝して仲章をも一刀の下に斬り倒した。それと見て曲者を斬らうとした伯耆守師憲(九)も亦斬られて、致命の傷を負つた。それがため「狼藉者！」と大騒ぎが始まつた。何分夜中雪が降つて居る折柄であるから、人々が動轉して騒ぐうちに、曲者は何處へか姿を晦らましてしまつた。其曲者は頼家の二男公曉だと後で知れた。そして仲章が殺されたのは、義時と誤認(十)されたのだとも傳へられる。

公曉は幼名を善哉と云つた。元久二年十二月、政子の考へで、善哉を鶴岡八幡宮寺の別當尊曉の弟子とし、名を公曉と改めさせた。建永元年、政子は實朝に命じて、公曉を其猶子とさせた。其後、上洛して園城寺僧正公胤の門に入つたが、建保五年、鶴

公曉が復讐の念

岡八幡宮寺の別當定曉が示寂したので、政子は公曉を鎌倉に喚び返し、別當に補した。以来、公曉は勝鬨から教へを受けたが、佛教のことについては、極めて冷淡で、學事を嫌つた。そして武事を好み、長ずるに及んで、彼れは父頼家の悲しい最期を心から悼むと同時に、實朝こそ父をしてさうした悲しい目に逢はせた一人であると思ひ込んだ。けれども彼れの父は實朝のために殺されたのでなくて、時政の爲めに殺されたと思ひ得る。それに政子も亦頼家に對して極めて冷かであつた。さうしたことから考へると、時政の歿後、公曉は當然政治上時政に參劃した義時や政子らに復讐するのが當然で、實朝を覗ふべき理由は極めて乏しいのである。勿論傳ふるところによると、彼れは義時をも殺さうとしたとあるが、其邊は明瞭を缺いて居る。また公曉の年少血氣を利用して、彼れを煽動したものは唯れであつたらうか？ 恐らく、八幡神社前で急に病氣だと云つて去つた義時其人ではなかつたか？ それには正確な證據がないので斷言し得ないけれども、險竦な時政以上に策略家で彼れの前に横はる有力者を殘酷に芻除した義時としては、どうもありさうな事だと思はれる。それに實朝を暗殺した公曉が將軍となるべきことを期待して居たことも、何等か其處にさうしたことを口實に公曉を誘惑したものがなかつたらうか？ そして其人は義時でなかつたか？

公曉を煽動した策略家

淋しい公曉の一生

結局、公曉が實朝を殺したことは、殆ど無意義に近かつた。然しながら、公曉が深く父を思ふ心から、一念、實朝らを呪ひ復讐の成就を熱望して、建保六年の暮、宮寺に參籠し、白河義典を伊勢神宮に派して奉幣せしめたことなどを思ふと、同情に堪へない點がある。殊に彼れが實朝を殺した後、義時の指圖を受けた三浦義村のために誘殺されるに至つては、彼れの灰色の運命をいたましく思ふのである。これを實朝の死後、それに悲みを表して、其夫人以下百餘人が出家したのにくらべると、公曉の一生は、不運で淋しかつた。當時、義時の一族は誰も出家しなかつたと傳へられたことは、愈々義時の心持がわかるやうな氣がする。頼朝以來の業因果は此までも筋を引き、實朝に禍し、公曉に禍し、且つ政子に沁々と應報を知らしめたのである。

(一)『善隣國實記』參照。

(二)文學博士坪内逍遙氏著『名殘の星月夜』參照。其第三幕第三場「小壺の沖中」(一一五頁)で實朝が「いや、生中に智慧があつて自他を知るといふことこそ、人間が身の不幸ぢや。よきにつけ、あしきにつけ、其裏や葉が見えずいて、何事にも身や心が打込まれぬ。おれなどは、今の世の不具者ぢや。父祖の志しを繼ぐことも出来れば、西行の跡も追へず、蓮生が眞似も出来ぬ。酒色に慰まうとすれば、風雅が否み、和歌蹴鞠に忘れようと思つても、大望めが嘲りたる。」と嘆息するところがある。

- (三)『善隣國寶記』参照。
- (四)『承久軍物語』、『承久記』、『吾妻鏡』参照。
- (五)『吾妻鏡』参照。
- (六)『承久軍物語』、『吾妻鏡』参照。
- (七)『承久記』、『承久軍物語』参照。
- (八)『歴代編年集成』、『増鏡』、『愚管抄』参照。
- (九)『増鏡』には「女のまねして」云々とあるけれども、『愚管抄』には「法師のけうさうときんと云物したる馳かゝりて、下かされの尻の上のぼりて、頭を一の刀にて切てたふれければ、頸をうちをととして取てけり」とある。『承久軍物語』、『承久記』には、「美僧三人」云々として居る。一體に單に僧とした方が多いが、女装したとすると劇的で色彩が加はることになる。
- (一〇)『愚管抄』参照。
- (一一)文學博士坪内逍遙氏著『義時の昌期』参照。其序幕第三場「伊賀の方の居間」で、(五五、五六頁)で伊賀の方が義時に就て「先日、政村へ跡目譲りの事を、立入つて夫に談するうち、例の深見の事に及び、やがて其因みて、あの牧の方母子、其婿右衛門佐朝雅、稻毛の入道、高山父子などを又、それよりも先に、二代將軍頼家どの、比企、仁田の一族などを、うまうま計略を以ておとし入れたのを手はじめに、あはよく和田の一族をも滅し、又前將軍右大臣どのをも、あの公曉どのをも、同じ手で、上手にかたづけてしまはれた。其内證事の一を、わざと敷へ立て、見たところ、面の色が次第に變つて、如何にも堪へがたさうな苦悶

の様子」云々とある。

(一二)『六代勝事記』参照。

(一三)文學博士三浦周行氏著『鎌倉時代史』一七一頁に「頼朝を侵さんとせし曾我祐成、時致兄弟が平生時政の庇護を受けて其門に出入し、時致の如き彼れの邸に於て首服を加へられし事さへあるは、恰も政子が頻りに恩を公曉に傳りて愛子の慘禍を招くに至りしに似たる」と偶然といふも亦奇なり」と述べてある。

第四章 新時代に入る序幕

第一節 將軍繼嗣問題

承久の亂に於ける意義

實朝の歿後、京都の形勢は何となく穩かではなかつたが、間もなく承久三年に至つて大亂が発生した。それを歴史家は承久の亂と稱する。承久の亂は、頼朝以來——殊に頼朝歿後——の色々の懸案を一時に解決した。云ひ換へると政治的、文化的、社會的、個人的などの方面に於ける重要な懸案を略々解決した。勿論、悪い方面へ解決した點も少しはあるが、概して時代の要求に適應した形で一段落を付けた。それは在來の史家が見たやうな單純なものではない。

各種懸案の解決

承久の亂はこれを政治的に觀ると尊皇主義と武家主義、貴族主義と民本主義、形式主義と實力主義との争ひに解決を與へたと見られる。これを文化的に觀ると、風雅主義と武士道主義、南人文化と北人文化との暗闘を解決したものだ。これを社會的に觀ると、舊傾向に對する新傾向、家族的專制主義に對する非家族的專制主義の軋轢を解決したものである。かう云ふ風に承久の亂を觀ると、可也に複雑なもので、そこに活

む意義は相當に重大である。

武家主義と民本主義の勝利

政治上に於て、尊皇主義が勝つか、武家主義が勝つか、或は貴族主義が主となるか、民本主義が主となるか形式主義が重きを爲すか、實力主義が重きを爲すかと云ふことは、頼朝以來の懸案として、承久時代まで持ち續けられて來たのである。時代の新傾向から見ると、武家主義、民本主義及び實力主義が勝利を占むべき色合を夙にほめかして居た。頼朝が幕府を創始した時、既にさうした意味が暗示されて居た。時代は最早、貴族の庶民を無視した遊戯政治の幕を閉ぢてしまつた。どうしても民本主義を基礎として、萬民の治安をよく保つてゆくべき武力を充實させた政府でなければ、それを維持してゆくがと殆ど困難であつた。形式や空文ではなく、實力を背景とした統治者でなければ、政治を行ふことがむづかしくなつた。それは畢竟、時代の新勢力を代表するところの武士が擡頭して、それに接近して生活するところの平民も自然、いくらかづ、擡頭して來たからである。かうした新傾向に適應するのは、當時にあつては、民本主義、實力主義を隱然標榜して居た武家政治であつた。それでさうした新主義が承久の亂を限界として勝利を占めるべく一期を劃したのである。蓋し頼朝の如きは此劃期的な時代に逢はなかつた爲め可也に苦んだのである。

武士道と北
人文化の勝
利

文化の上に於て、風雅主義が勝つか、武士道主義が勝つか、或は南人文化が主となるか、北人文化が主となるかと云ふことも亦殊に頼朝歿後に於て、解決の急がれる懸案として時代の前に横はつて居たのである。當時の新傾向から見ると、武士道主義、北人文化が勝利を占めるであらうことを頼家の時代から既に暗示して居た。勿論、頼家や實朝らは、少数の人々と共に風雅主義や南人文化を吸収するに力めたけれども、其影響した範圍は極めて狭少であつた。そして南人文化や風雅主義にも、勿論尊重すべき價値を包有して居たにちがひないが、承久の亂を限界として、政治的に武家の時代に入つた以上、北人文化が次第に形成されて南人文化を壓し始め、且つ風雅主義を斥けて、武士道主義を高調するに至つたのは自然の趨勢であり、歸結であつた。

社會の上に於て、非家族的専制主義及び新傾向が勢力を占めることも亦隱約のうちに根ざして居た當時の一現象であつた。當時の家族制度に於ける缺陷は、家族的専制主義にあつた。それは時代の新人に取つて、またさうした主義の下に壓迫されて居るものに取つて堪へ得ないことであつた。だから、それに反抗するものを生じて來た。そして社會は容赦なく、舊傾向を排して、新傾向に共鳴した。それらも承久の亂を限界として、鮮明に見え出した現象である。

家族的専制
主義の破壊

以上のやうな複雑な問題と結び付けて考へられるべき承久の亂は、突如として發生したものではなかつた。それは久しき以前から、醸じ出されて居たところであつた。唯ある機會と積勢とによつて大きく爆發するに至つたのである。で、こゝでは、承久の亂が破裂するまでの途中の経過から叙してゆきたい。

實朝の死は突然に出て、其影響するところが廣く且つ重大であつた。其凶報が京都に達したのは二月二日である。それは在京の武士らに強い激動を與へた。彼等は腕を扼して起つて、變亂の生ずべきを思つた。風雲は頗る急に動くやうに見えた。當時、後鳥羽上皇は水無瀬殿に居られたが、變報に接せられると直ぐに還御になつた。そして武士に對しては靜平を保つべき旨諭示されると同時に、修法によつて天下の平安を祈られた。

實朝の死と
京都の不安

鎌倉の動搖

鎌倉に於ても矢張動搖の色があつた。實朝の後繼者には誰れがなるかと云ふことを中心に、色々の推想が將士の胸中を往來した。で、義時は天下泰平の祈禱を修しなどして、力めて一般武士が動搖するのを防いだ。其他、地方に於ても、矢張變亂が起生しさうな色合が見えた。頼朝の同母弟阿野全成の子時元が、其源氏の正系に近いのを恃みに謀叛して直ぐ誅されたのは其例である。

京都より皇
胤を迎へん
とす

藤原兼子の
希望

地頭罷免の
院宣

それで鎌倉では、何よりも先きに實朝の繼嗣者を選ぶことに全力を傾倒した。此問題については、曾て承元二年十月、政子が熊野詣をした序に京都に立寄つて、當時の女流政治家兼子に逢ひ、將來、實朝に嗣子が無い時には、上皇の皇子を將軍として迎へたいと云ふ意向をそれとなくほのめかして置いたことがあつた。で、實朝の後繼として、源氏の正系に近い頼家の子禪曉はあつたが、政子は別に京都から皇胤を迎へることにして、皇弟雅成及び頼仁親王のいづれかを將軍に迎へたいとの希望で、御家人一同が連署した上奏文を二階堂行光に託して入洛せしめた。ところが兼子は主として、彼女が鞠育しまるらせた頼仁親王が將軍に補せられんことを望んで奔走したけれども、結局上皇は皇子を東下せしむることを絶対に拒まれた。蓋し後日、京都對鎌倉の形勢對峙から、全國を二分するの端を生ぜんことを慮られた爲めだと傳へられる。此後繼問題が、一先づ失敗の形となつた時、それに先立つて問題の纏れか、つたのは、上皇からの地頭罷免の院宣である。閏二月九日、上皇は藤原忠綱を鎌倉に派して、實朝の死に對し弔意を表せらるゝと同時に、攝津國長江、倉橋二莊の地頭を罷免すべきことを義時に命ぜられた。それは當時、上皇の寵を得て、伊賀局と名を改めた白拍子龜菊に上皇が右の二莊を與へられたところが、二莊の地頭が伊賀局を侮つて、上皇

の仰せに従はなかつた爲めである。要するに、幕府が將軍の繼嗣について苦慮しつゝ、ある時、かうした嚴命が下つたので、義時もひどく當惑した。

若し上皇の命を辭すると、繼嗣問題の前途は愈々悲觀すべきことになる。で政子は非常に苦慮した。これを義時らに諮詢すると、結局、上皇の仰せを辭退し、併せて將軍の繼嗣については、今一應、朝廷に向つて懇願しようとすることに決定した。蓋し幕府は建永元年正月、頼朝から地方豪族に與へた所領は、重大な罪を犯した場合でなければ沒收しないことを固く觸れ出したのである。若しそれを幕府が自ら破るならば、地方豪族に不安の念を與ふると同時に、其歸服心を滅却して、幕府の基礎を搖かす恐れがあつた。で幕府では、上皇の仰せを畏みながらも、止むを得ず、これを辭しまるらせた。

次に幕府は、將軍繼嗣のことについて、新たに北條時房に旨を含めて、示威的に一千騎の兵を從へて京都に赴かせた。そして親しく親王東下のことを時房から懇請したが、上皇も伊賀局のことについて、幕府が仰せに應じなかつたことを不快に思召して、懇請を斥けられた。たゞ政子が若し攝籙家の子を將軍に戴かうとするなら許しても宜いとの内旨を時房に傳へられた。

再度の奏請

上皇の思召

當年二歳の
頼經將軍と
なる

鎌倉時代後篇

それらの事情から、政子は親王東下のことを請ふのを断念して、左大臣九條道家の子頼經を將軍繼嗣とすることを、改めて朝廷に懇請した。蓋し頼經は頼朝の妹の孫道家夫人が生んだので、源氏に多少因縁があつた。結局、朝廷は政子の請ひを許したの

で、當時二歳の頼經は多くの武士に守られて、七月鎌倉に着いた。此事が決着した翌年四月、頼家の子禪曉は、後の禍根となるものとして幕府の手で殺された。



藤原頼經像

かうして幕府は、實朝の繼嗣を得て、鎌倉に於ける將士の心を安んずると同時に、一方では、義時の妻伊賀氏の同胞伊賀光季及び大江廣元の子親廣の二人を京都に派して、守護の任に當らせた。それで東西共に一時小康を得たのであるが、畢竟大きな嵐が吹く前の靜寂にひとしかつた。承久の亂源は頻りにある機會の點火を待ちつゝ、あつたのである。

(一)承元四年六月、幕府は朝廷から崇徳院御影堂領に於ける地頭職を廢するやう命ぜられた時、それを辭退した。それから少し前、建永元年、後鳥羽上皇が高野山金剛峯寺領である備後太田莊地の地頭改補を命ぜられた時も辭したことが、『高野山文書』に出てゐる。

た時、それを辭退した。それから少し前、建永元年、後鳥羽上皇が高野山金剛峯寺領である備後太田莊地の地頭改補を命ぜられた時も辭したことが、『高野山文書』に出てゐる。

第二節 武士生活に現はれた特殊色彩

實朝歿後の小動搖を描いて、承久の亂に入る前、大體を知つて置かねばならぬのは、當時に於ける武士の生活である。兵農が分離して武士の基礎が漸く固まつてゆき、公卿(貴族)と凡下(平民)との間に介在して、中流社會を組織しつゝ、其特色ある生活を維持し、そこに武士道的精神を略々體現し得たのは、鎌倉時代である。彼等の間には傳統や習慣によつて形造られた特殊の家族制度や衣食住や職業的色彩などがあつた。先づこゝに貞永式目が制定される前の家族制度の有様を述べることにする。それを形造るところの根本精神は一旦有事の日に差支へなく、主君からの兵糧や出兵の要求に應ずることが出来るのを主眼とし、且つおぼろ氣ながら儒教的思想の一端に觸れて人倫の常道を失はないと云ふにあつた。さうした根本精神によつて造り出されたのであるから、現代人の眼から觀ると、變態的な點が多少あるのみならず、美所も又少からずあつたが、漸く弊害もきざしかけて來た點が見えた。

貞永式目制
定前の家族
制度

惣領と戸主
庶子と嫡子

次男が家督
を繼ぐ例

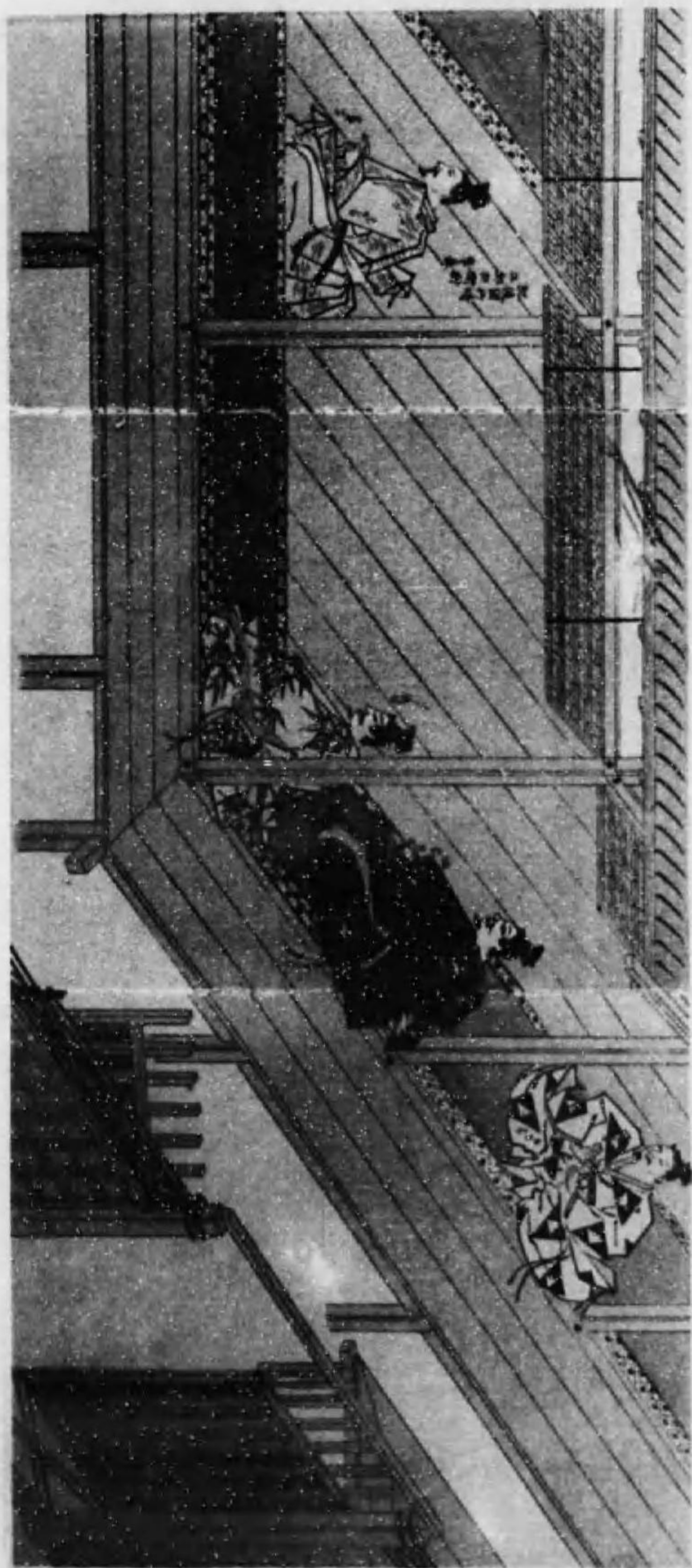
當時の家族制度に於て最も尊重され、且つ最も勢力があつたのは惣領である。惣領とは一族の族長を意味して居た。同時に一家の戸主でもあつた。彼等は一家の財産全部を所有し且つ分家を悉く支配した。そして有事の時には、其同族及び郎徒ら一同を引具して従軍することになつて居た。單なる戸主は惣領に次いで勢力があつた。また一家の兄弟姉妹はすべて惣領や戸主が養ひ、妻も亦良人の家に入ることになつた。戸主のことは「家督」と呼んだ。家督(戸主)はまた「嫡子」の名で呼ばれた。それは正妻の所出を嫡子、妾の所生を庶子と云ふのとは意味が異つて、家督を繼ぐものを嫡子、でないものを庶子と云つたのである。

家督は普通長男が繼ぐことになつて居たが、萬一の場合によく役立つべき材幹を要したから、時によると、長男が無能力であるとか、不才であるといふ場合には、次男又は三男に家督を繼がせることもあつた。河越重頼の如きは、次男で家督を繼いだのである。また、父母が其子に對する愛憎などによつて、恣に次男や三男などを家督とならしむる場合もあつた。財産の分配なども父母の任意で、其子の容喙を許さなかつたから、矢張りこれも愛憎の念によつて、往々支配されることを免れなかつた。

才幹の有無多少を標準として、家督を決する場合に於てさへも、當事者間には屢々

武士の住宅

武士の住宅は實業を旨とした。其體様は概して板葺の茅葺で、總縁の外を踏板で圍ひ、溝を廻らした。踏板を用ひない時は築地を用ひた。其圍ひの中には大門があつた。門は上土門、寇木門、平門など、時々は櫓門もあつた。大門のの中に屏中門、屏中門の中に護侍、蔵があり、其前を過ぎると主殿があつた。圖は『蒙古襲來繪詞』の一部で、當時の武士住宅の一斑を窺知せしめるものである。



おつせいのりも。

備前の一藩、常陸の武士封守の一事を察し
 其節を感する主領はこし。圖は『鎌古録』
 の中二幕中門、幕中門の中二幕中、幕中、
 木門、平門、御門、御門、御門、御門、
 其圖の中二幕中門、御門、御門、御門、
 幕中、御門、御門、御門、御門、御門、
 了跡を来査し、幕中、御門、御門、御門、
 武士の封守を買取を買った。其節を御門

武士の封守

両親の愛憎
による家督
問題

家長専制の

不平を醸し易い。殊にそれが一片の愛憎によつて決せられることになること、愛された子女は感謝するであらうけれども、愛されなかつた子女は不平を抱かざるを得なかつた。それがため、父母の歿後、間もなく、兄弟の間に紛争を生ずることが少くなかつた。

けれども當時幕府が、それに對する處置は必ずしも宜しきを得なかつた。幕府は黨争や對敵の關係上から打算して、さうした問題を決定して、族長主義乃至家長主義を重視した。其結果、すべての族人は惣領の指揮を受けさせることとすると同時に、建仁二年、兄弟の紛争は成るべく和解せしむる方法を執つた。また官位昇進については、戸主(家督)の裁量によつて、それを幕府に推薦せしむることにした。こゝに至つて惣領、戸主の権利増大を確保したわけである。

それらは、家長または族長の専恣を増長させてゆく一因となつた。それに彼等は生涯、大抵其地位を持続して特權を利用し、其一族乃至家族のものにいつも絶對的に近い服従を強ひた。勿論、すべてがさうしたわけではなかつたが、一體に専權に流れ易い傾向を免れなかつた。で、此特權ある地位を一層競争的に占取しようとする風を激生したらうと思はれる。長男であつて、族長とも家長ともなれないものは、烈しい不

平を感じたわけである。

族長や家長が其地位を去る場合には、大抵出家入道するのが常であつた。其主君の死に逢つたり、子女を喪つたりして、深い悲みに打たれると、出家入道するものが往つた。さうした場合、佛門に入つて隠棲せんとするものは、家長乃至戸主の地位を去つたことがある。けれども出家入道しても、依然家長、戸主の地位に留つて居るものが少くなかつた。それは必ずしも、人生の悲痛事を見ずとも、相當の年輩に達すると、世俗的に滅罪の心で出家入道するのが一つの慣習のやうになつて居たからである。で、族長、家長、戸主が死んでから、嫡子が家督を繼ぐ場合の方が多かつた。

家督は男子ばかりでなく、女子もそれを繼ぐことが出来た。梶原景高、小山政光などの妻を始め、熊野の鳥居の禪尼、堀江禪尼、鎌田正清の女などは一家を爲し、或は女でありながら地頭職を勤めた。勿論其事務は後見又は代官をしてそれに當らしめた。後見は大抵男子で、長く家政を見ることになつて居たが、代官は一時的のものであつた。總じて戸主が女子で能力足らぬ時、及び幼少乃至老年の場合には、後見を置くことを許された。時には未亡人が幼主の後見をする場合もあつた。以上のほかに一家に實子がない折は、養子を迎へることを許されたが、當時は實子があつても往々養子を

買つた。養子は養家に入ると氏を改めるが、そこを去るとまた本姓に復したのである。女子が養子を迎へることも亦大體に是認されて居た。

一家の相續には二様の意味があつた。其一つは前説した家督の相續である、今一つは財産の相續である。家督は其父母の任意であるが、財産の相續には必ず文書によつて其讓與の意向を表示する必要があつた。それは戸主が老年となり、或は重病に罹り、或は戰場に赴いて死生の巷に出入しようとする際などに、讓狀(處分狀)を作成して其相續者に渡した。讓狀の効力はそれを讓與した當人の死と共に生じた。従つて生前には効力を生じなかつたのである。そしてそれらの相續は、すべて幕府の承認を得る必要があつた。當時それを「安堵」と稱した。

當時の財産中、主要部分を占めたのは所謂「所領」である。ところが其所有者が犯罪のため、戦亂のため、或は訴訟によつて敗れたやうな場合は、勢ひ零落の苦を嘗めなければならなかつた。かうした不幸な目に逢つて、日蔭者の生活をしなければならぬ破目に陥つたものが、源平戦争の騒ぎの時に一番多數に上つた。それらの人々は、靜かに新しい運命を開拓すべき機會の到來を俟つよりほかに適當の方法がなかつたのである。

當時、女子の権利は、相當に認められて居た。武士は大體に於て、一夫一婦制を守つた。勿論、時には妾を蓄へたり、舊妻のほかに新妻(二)を迎へるやうなものがないではなかつた。義時の如きは、其妻(比企朝宗の女)を娶るに當つて、一生離別(三)しないと云ふ起請文を入れた。蓋しそれは彼れが妻の美貌に心を打込んだ爲めであるから、一つの異例としなければならぬが、女子が輕んぜられなかつたことがこれでもわかる。其代りに女子の方も平安貴族の女などと異つて貞操を重んずるやうになつた。それが一つの新傾向だとも云へよう。概して女子は品行を謹んだところから其良人に重んぜられると同時に、蓄妾などによつて、其妻の嫉妬心を挑撥することは、良人の地位にあるものが力めて避けたところである。それに武士の妻は財産を所有すべき権利を與へられて、たとひ良人が罪を犯したことがあつたにもせよ、其妻の所領は沒收されないことになつて居た。謀叛の名を誣(四)られて死んだ畠山重忠の妻は、其所領を沒收されなかつた。

次に家庭に於ける元服式は、重く見られて居たものである。男子は元服式を行ふと成人となるわけであつた。其式を舉げる時の年齢は一定しないが、大抵十三歳から十五歳の間に行はれた。加冠の人は概して一族の長者、若しくは外戚同門の人の中で

相當閱歴があり、賢名がある人を選んだ。時には、主將が其寵臣のため加冠者となることがあつた。それを烏帽子親と云つた。かうして加冠者と元服者とは、假りに親子の縁を結ぶほどであるから、後には契約子、契約親とも云つた。そして少年は元服前には童名を呼ぶが、元服後は實名(名告)を呼んだ。

以上は當時に於ける家族制度の概要である。それから武士の衣食住も亦一特色を備へて居た。これを京都公卿の衣食住にくらべると、質素、簡朴であつた。それは畢竟、儉約の心から出たのである。元來頼朝は經濟上、幕府を維持してゆく點から、儉約の必要を第一に痛感した人だ。蓋し上は將軍から下は御家人に至るまで、其所領が略ぼ一定して、たとひそれが多いものでも、年の豊凶其他によつて、収入の減ずる場合が少くないのに經費の方は年を追うて容赦なく増すばかりであるから、自家の存立上第一に儉約しなければならなかつた。でなければ家の子郎黨をも養うてゆけぬからである。

頼朝は或時、華美を好んだ筑後守俊兼が小袖十餘領を着て出勤したのを見て、氣色を損じ、佩刀で其袖袂を切つて、「何故土肥實平や千葉常胤などの儉約を學ばぬのか？」と戒めたことがあつた。彼れはかうした方針の下に、當時の武士に衣食住何れの方面

質素な服装

鎌倉時代後篇

でも、儉約主義を勵行させた。其衣服は頼朝自身も大抵は直衣、指貫、衣冠などの制服を略して入洛の時のほかは概して用ひなかつた。頼朝を始めすべての武士は平生、直垂又は水干を着け、烏帽子を冠つた。侍、郎等などは直垂や水干の袖が長いので、立働くのに不便なところから、それを省略するものが多かつた。それを「手無」と云つた。また彼等は度々重い胃を頭へ戴くところから、毛を減じていくらか其重苦しさを減じようと考へたので、額の髮際をぬきすかすことにした。それを逆息と云つた。月代の始めである。武家の婦女子も亦袷あはせを上に装うて上襲うへすゐのやうにし、半袴はんかばを穿つて、質素な風をした。外出する折は、昔のやうに壺装束うすゑをして、市女笠いちめがし、檜笠ひのり、被衣かひえ、塗笠ぬりかぶなどで顔を隠した。壺装束をして市女笠を被るのは京の女が旅の時にした風俗で、それを鎌倉で學んだのである。

女子の風俗

武家の邸宅

武士の住宅も亦質素を主とした。其態様は概して板屋か蘆茅葺で、惣構の外を鰯板で圍ひ、溝を廻らした。鰯板と云ふのは切掛きりかけ(板垣)の堅固なもので、今日の板塀いたへいのやうに堅板で、合せ目は板を重ねたものらしい。鰯板を用ひない時は築地きぢを用ひた。其圍ひの中に大門があつた。門は棟門むねかどではなくて、上土門かみちち、冠木門かぶき、平門ひらかどの何れかを立てるのである。時には櫓門らぐらをも用ひた。上土門は屋上を平らにしてそれへ土を載せた。

簡素を旨とした建築

これは後になつて土を上げずに一の造り方とした。冠木門は兩柱の上に單に一本を横へた丈で、屋根がなくて極めて簡素なものである。元來それは下賤の人々が用ひたのを武家が質素の心から採用したのである。平門は屋上を平に造つたものに過ぎない。以上のほかに特色があつたのは櫓門で、それは粗末な井樓を門の上に設けて、警護に供へたのである。すべての門は悉皆堅固な諸折戸で開閉するやうになつて居た。そして處々に小門があつた。



(考 雜 屋 家) 門 櫓

武士の家にある大門を潛ると、塀中門へいちゅうかどがあり、塀中門を入ると、番士ばんしらが控へて居る遠侍とほやせがあつた。遠侍はすべて板敷になつて居た。そこには刀劍、弓箭の類が納めてあつた。遠侍に續いて厩うまやがあつた。そして遠侍の前を過ぎると、中門ちゅうかどがあつた。それを通ると、主殿しゅてん(客間)にゆくわけである。訪客は主殿の前まへに起つて、案内を

殿舎

求めると、奏者が出て来て主殿へ導くことになつて居た。

殿舎には、帳臺、塗籠ぬりかごなどが具へられて居た。圍爐裏の間、贅殿(四)、局部屋、膳所が設けてあつて、前栽や渡殿も具はつて居た。上流では時々蹴鞠、騎射の馬場なども設けた。下級武士の家では、帳臺の類を用ひなかつた。塗籠を寐所にして、それを帳臺と云つた。以上のやうにすべてが質素を旨としたが、後になつて一時宏壯な家を造るやうになつた。それも弘長元年、幕府から禁令を發したので、又、元の質素に歸つた。で大名の家などにも、單純生活が行はれて、主人は廂に於て眠り、郎等は中門のうち、下僕は廡の床で就眠すると云ふ有様であつた。勿論、禪宗が旺んになつてから、邸宅の風を一變したことは後に述べよう。

飲食物は、此期に入つて、京都では一段奢侈に傾き、且つ朝夕の二食以外に午時の中食をするやうになつた。それに京人は饗宴を度々行つた。ところが鎌倉武士は、矢張り以前のやうに、中飯を取らなかつた。また食物で贅澤をしなかつたことは、頼朝が文治六年、佐々木盛綱から鮭を獻じたのを非常に喜んだ(五)のを見てもわかる。後に時頼などが、味噌の残りで、客と酒を酌んだのも、其由來があるわけだ。

以上は、主として鎌倉初期から中期に入る頃までの武士生活の一端を叙したのであ

單純生活

贅澤せぬ飲食物

る。勿論、風俗上のことは、細い區別を立てることが困難であるから、時には中期位に行はれたことも混入して居るであらう。

武士の無教養

疎野で活潑な言葉

次に彼等は知識上の教養に於て、公卿にくらべると、非常に劣つて居た。無學でなければ淺學であつた。彼等には支那文學、國文學などの素養が殆どなかつた。文雅風流の趣味もわからないものが多かつた。ひどく殺伐の氣風を帯びて居たと同時に、頭腦が大まかで、風采言語が疎野で、無邪氣で、單純なところがあつた。従つて物に感動し易い傾向を有つて居た。それは彼等の言語を調べると、略々わかるのである。彼等の言語には漢語が極めて少かつた、主として方言、俗語を用ひた。それは活氣があつて剛強な感じを人々に與へるが、それと共に疎野で垢抜け(六)がしなないで、明朗、流麗、溫雅、優美などの趣が毫もなかつた。『につくい馬』、『あつばれ荒涼の申様』、『川へざつぷと入り』、『ひいふつと射切つた』と云ふやうな促音を帶び、兎角人を罵り易くて、亂暴な言葉が多く使用された。『きやつばら』、『につくい奴』、『しやつ爰へ引寄せよ』、『おのれら』、『しやつ面(七)』などがそれである。

其代りに、批判的な智慧が乏しくて、直ぐ物に感動し易く、賞讃が度に過ぎる場合が多かつた。既に頼朝でさへも、頻りに『日本無雙』を口にした。弓馬の名人や戦場の

勇士で抜群のものには最大級の「日本無雙」を繰返した。で彼等武士が戰場に於て、目ざましい働きをしたものを見ると「あつばれ大將軍や」、「あつばれ剛の者や」、「和殿は日本一の嗚呼の者かな」と過賞した。そして同情すべき相手を見た時は「あな、むざんや」、「あな、いとほし」、「あな、やさし」、「あな、あさまし」と、直ぐに胸中の眞實の叫びを揚げた。

それらはまだ言葉のよい方に屬するかも知れぬが、木曾義仲の言葉などは、野卑な濁つた感じを強く相手に與へたらしい。「そもく和殿を鼓判官といふは、萬づ人にうたれたうだか、はられたうだか」と舌だみた言葉が多かつた。要するに言語を通して見ても、彼等が知識上、無教養に近いことがわかるのである。其殺伐な氣風、疎野な趣が緩和されたのは、承久の戦役以後、世が治つて禪學などが普及してからのことであつた。

(一) 文學博士三浦周行氏著『法制史の研究』五四四頁にある「親子關係を中心としての家族制度」參照。

(二) 『沙石集』參照。

(三) 『吾妻鏡』建久三年十月二十五日の條に出て居る。

(四) 簀殿は魚鳥を料理する處、局部屋は妻妾の居る處、膳所は配膳の器具を列べる處である。

(五) 頼朝が盛綱の心を喜んで「待ちえたる人の情もすはやうのわりなく見ゆるこゝろさしかな」と咏じた。

(六) 『源氏物語』に「いやしきあづま聲」とあり、『拾遺和歌集』に「あづまにて養はれたる人の子は舌だみてこそ物はいひけれ」とある。

(七) 『平家物語』參照。

(八) 春日政治氏の『鎌倉時代の武士詞』參照。

第三節 武士道の進歩

此期に入つて夙に進歩したのは武士道的思想である。武士道の名稱は後世になつてから出来たのであるが、武士道的思想は、夙に上代からあつた。必ずしも、鎌倉時代に限られたのではない。けれども今日、武士道と云ふと何人も、鎌倉武士を直ぐに連想して、さながら武士道の権化のやうに考へるのは、畢竟此期に於ける武士道的思想の進歩が著しかつたによるのである。

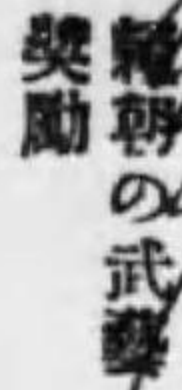
さうした進歩を招來したのは、保元平治の亂を始め、源平二氏の合戦などを経て來

弓馬の道の
意義

た武士の間に、自然實地の鍛練が積まれた結果にちがひないが、それを奨励し、鼓舞して、はつきり武士の頭に印象せしめた人は頼朝である。蓋し頼朝は、平氏が京都の華美な空氣のために軟化した弊風を深く悟つて、鎌倉ではいつ迄も剛健、質實の風を維持してゆかうと考へたのである。それには武的教養乃至訓練を與ふるのを主眼とした。所謂「弓馬の道」である。弓馬の道とは弓術、馬術についての心得や嗜みを意味した。それは直接、精神教養となるわけではないけれども、間接に剛健な趣致を精神上に與へた。そしてそこに洗練が加はり、進化が生ずると、勢ひ武士道的思想を醸生するに至つた。

それで頼朝は、弓の學問所を幕府に置いて、特に其方面に長所を有した近臣を網羅し、交代に參候せしめて、武道についての和漢の故事を語らしめた。それに犬追物、笠懸、流鏑馬、放鷹などの武技や狩獵などを時々催してそれを奨励した。其優秀者は「日本無雙の弓取」、「本朝無雙の勇士」などの賞讃の詞を與へて、彼等の武勇心を強く發揚せしむることを力めた。

かうした武的教養の土臺は、既に武士の子に對しても、幼少時から與へることになつて居た。すべての男子は六七歳になると、鎧の着初式を行つた。それは始めて、鎧


 頼朝の武藝
奨励

武的教養

を着用して馬に乗る儀式である。頼家の鎧の着初式が莊重に行はれたことが、『吾妻鏡』に出て居る。武家の少年が次第に長ずると、弓馬の師について其秘訣を學んだ。かうした風であつたから、武士の子は早くから弓馬の嗜みがあつて、斯道に長けたものが居たのである。

頼朝はまた暇がある時は、故老を喚び出して其經驗を語らせて、武道の参考とした。建久二年八月、朝からしと、雨が降り續いて、徒然であつた日、大庭景能を始め、三浦、畠山、梶原、佐々木、工藤らの諸士を集めて、酒を飲みながら武道の話を始めた。其時、景能が保元の亂に於て實驗した弓馬の道についての話をした。頼朝は深く感悦して景能を賞したことがあつた。勿論それらは弓馬の談義で、精神教養に觸れた點が少いけれども、間接に矢張り一種の教育となつたのである。

それで幕府では正月の始めにも、乗馬始や弓場始などの儀式が行はれた。それには、特に武藝の達人のみを選んで儀式に與らせた。此選に入ることは、當時の武士に取つて大きい名譽の一つとされた。かうして弓馬の道を第一に重んじたところから、弓手、馬手(左手右手)などの言葉さへ生じたのである。そして射撃の故實と云ふやうなことが重んぜられて、此方面では海野幸氏の如き専門家が出た。

軍物語に對
する熱心乗馬始、弓
場始の儀式

次に頼朝は彼等の精神的教養についても亦常に意を用ひた。建久二年、佐々木定重が叡山の僧徒と争闘して訴へ出られ、流刑に處せられた時、頼朝は定重を憐むと共に、定重の父定綱の許へ一書(四)を送つて、一族子弟を戒むべきことを命じた。それは忠義と沈勇とを力説して、疎暴、血氣に逸る風を矯めるやうに懇諭したものであつた。

武士道的思想の中核を爲したものは、忠君の觀念である。それを第一義として、勇敢を尙び、功名を愛し、禮儀を守り、人の情を知り、信義體面を保つなどの風を發生した。忠君と云ふことは、勿論、外から注入されたと云ふよりも、寧ろ實生活乃至境遇を土臺として發生したのである。唯物史觀的に解釋すれば、經濟關係が中心となつて發生したものだとも云へる。彼等が主従關係は物質の受給關係から發したと云つて宜い。主人は其從者に生活費を給し、從者はそれによつて生活するところから、それが久しきに亙ると、自然の人情上其主人に誠實に仕へようとする心を持つに至るのである。それが次第に發達して、忠君思想となつた。勿論、主君の地位にあるものが、頼朝のやうにそれを鼓吹し強調したことも、その成熟上、與つて力があつた。それは畢竟、從士が其主君のためには「生命を惜まぬ、潔くそれを捧げる」と云ふ思想である。或意味では報恩的な行爲、感情である。それで當時武士が二人の主仕へること

を恥ぢ、利害を計算して去就を決するのを卑み、力めて誠實を以て主人に仕へる風が出來たわけである。それに就ての一例がある。源氏に屬した三浦義明が八十餘歳の老齡で衣笠城を守つて居た時、善戰の結果、不幸にも城が陥ると、其子義澄は老父を扶けて落延びようとした。其際、義明は固くそれを拒み「自分は老人だ。生延びても仕方がない。潔くこゝで倒れよう。然しお前らは、主君を助けて、源氏を再興してくれ」と云つたので、義澄らは感激して老父と別れた。こゝに義明父子の忠君思想が發露して居る。

唯こゝに注意しなければならぬのは、彼等の忠君思想は、直接受給關係にある主君に對して有するだけで、時としては、天皇の尊嚴を知らないものが往々ないではなかつた。それは彼等の精神的教養が乏しい爲めであつた。大庭景能の如きは、武功優れた勇士であるが、忠君思想については「軍中では將軍の命令を奉じて、天子の詔を奉ずることがない」と述べた。それらは畢竟、狹隘な忠君思想であるが、さうした考へを持つたものが少くなかつたのである。

彼等は忠君思想を第一義として、次に勇敢であることを欲した。勿論、其勇敢は猪突的なよりも沈着であることを旨とした。で彼等は一旦、事あつて戦陣に臨むと、

自我發揮

主君のために潔く一命を捧げるつもりで、勇しく前進して後退することを恥らた。そして自分よりも強い敵と戦つて勝たうとした。けれども犬死することは断じて避けた。此點に於て、彼等は死すべき時に死し、死してはならぬ場合には、力めて困難を切抜けて後圖を計つた。源頼政の臣渡邊競の如きは、勇敢に於て模範的であつた。彼等は沈着で、思慮があつて、猪突的な勇敢者ではなかつた。

父子功名を争ふ

彼等が功名を愛したのは、忠君思想にもよるが、一つは其自我發揮のためであつた。それによつて、敵身方に其存在を認識され、武名を馳せようとした欲望に基づいて居た。で、彼等はいつも先陣の名を得るのを光榮とした。そして父子兄弟の間柄でも。功名にかけては、先を争うたのである。宇治川合戦の時、下野の足利忠綱が當年十七歳で、雨後の濁流の中へ駿馬を乗入れて、先陣をした如きは、畢竟群を抜いて功名しようとしたのである。

澁谷重國の情誼

彼等は禮儀を守り、人の情を知り、信義、名譽體面を重んじてゆく一種の不文律を有つて居た。頼朝が伊豆に兵を挙げた時分、平氏に屬した澁谷重國は、大庭景親から佐々木定綱兄弟の妻子を捕へるやうに云はれたが、重國はそれを承知しなかつた。そして「彼等とは年來の芳約があるので扶持を加へて置いたが、今彼等は舊誼のために

武士と宗教

源氏に屬したのであるから、彼等の妻子を捕へることは自分の好まぬところであると云つたので、景親も其理に服した。また重國は石橋山の戦で敗北した定綱を倉庫の中に隠して救つた。畢竟、情を知り、信義を重んじてのことである。

彼等は自分同志は勿論、敵に對する場合にも禮儀を守つた。また自他共に體面を重んじ、名を重んじて、卑怯の振舞をするを恥ぢた。彼等の中には、宗教を信じ、神佛を尊むものがあつた。けれども只管それに拘泥することを避けた。殊に戰場に臨むと、護持佛や神の加護を念じないわけではなかつたが、それを表面に現はして、自家の怯弱を指笑されるであらうことを好まなかつた。また戦争で多くの人を殺したことを懺悔して、出家滅罪の生活に入つたものは、大體に於て其信仰に徹したところがあつた。頼朝は神佛を崇敬したが、また神佛に拘泥して、迷信に陥らなかつた。熊谷直實は蓮生房としての出家生活に、彼れの徹底的信仰を示した。

要するに、武士道的思想は、以上のやうに美點ばかりあつたのではなく、それがたゞ一面、木強、疎豪に失し武斷的、割據的、軍國主義的に傾いた弊もないではなかつた。尊皇思想の缺乏も缺點の一つであつた。然し泰時、時頼の時代に至つて、さうした缺點も稍々減じて一段の進歩を見た。それは改めて記すことにする。鎌倉武士は必

すしも京方の武士に優つて居たわけではないが、武士道的修練を積むことによつて、其強味を加へたのである。そしてさうした不文律が彼等を支配して、一致團結の力を強固ならしめ、主従の關係を益々深くせしめた。唯ふこゝに一言すべきは、鎌倉初期にあつては、武士の團結が尙ほ組織的形體を取つて居なくて、結束力が弱かつたことである。主従の強い連鎖は明かにあつたが、従士相互の團結については殆どそれを閑却して居た。勿論、組織的形體を取つてゆくほどに従士の數も亦多くなかつたからでもあつたらう。で、戦争が起ると、従士らは各自の都合で、前後して集合すると云ふ有様で、そこに隊伍の上に何等の統制がなかつた。所謂「一騎打」の戦争は、そこから生じて居た。けれども鎌倉時代の中期以後に及ぶと、さうした團結を堅固ならしむるために、協働的、組織的の形を次第に取るやうになつた。かうして武士道的思想は一段の進歩をしたのである。

- (一)「日本無雙の勇士」と云はれたのは飯田五郎家能、熊谷次郎直實、同小次郎直家らである。「日本無雙の弓取」と云はれたのは、下河邊庄司行平で、行平は頼家の弓術の師であつた。
- (二)『吾妻鏡』文治四年七月十日の條參照。
- (三)同上建久二年八月一日の條參照。

(四)頼朝の書に「當時鎌倉殿の御支配にて國土を守護に參らざる事にてあれば、誰を立つる程の所をしらんも、一二百町を持ちても、志は何れも等しく、其酬に命を君に參らざる身ぞかし、私の物にはあらずと思ふべし。さるについて身を重くし心を長くして、あだ疎かに振舞はず、小敵なれども侮る心なくて、物騒かしからず計ひたばかりをするが能事にあるぞ、ねたさはさこそありけめども、はづかしがるべき武士にもあらず、何にもたらぬ宮仕法師といふ賤き者に寄合て身を損じぬるは、心短きがいたすところなり。身を徒になさんには、多くの御恩のむくひも有なんや、無下に臆病なきことなり」云々とある。

- (五)『平家物語』參照。
- (六)『後三年軍記』參照。

第四節 貴族の生活状態

承久亂爆發前に於ける鎌倉武士の物質生活、精神生活を略々叙した以上は、それに對して、當時京都に於て營まれた公卿の生活についても大要を叙述せねばならぬ。頼朝が幕府を創建して、實朝まで三代打續き、而も其後には、義時、政子らが居て、政治的、文化的に京都と對抗して居るやうな具合になつてくると、かうした新勢力の根柢が固められてゆくほど、公卿らには不安の念を餘計に與へた。勿論、頼朝の歿後、

生活上に於ける公卿の不安

幕府の勢力に結び付く

公家の勢力
挽回を計りし人々

院政振興の勢を示して、幕府からの拘束を殆ど受けなくなつたが、それでも時代の新勢力を代表するところの幕府が存在する間は、安心するわけにゆかなかつたのである。

それで時代に目ざめた少数者は、公家の勢力挽回を希望するか、或は幕府の勢力に結び付いたり、其麾下に参加するかの方法を執つた。三善康信、大江廣元、中原親能、同光家、藤原行政らはいづれも頼朝に羅致されたのであるが、畢竟、幕府の麾下に参加して、新運命を開拓しようとしたのである。かうした人々は、大體下級の地位にあつて、未だ驥足を伸ばすことが出来ない方面から出た。また九條兼實、同良經、同道家、藤原能保、同高能、西園寺公經、徳大寺公繼、藤原定家らは鎌倉の新勢力と結び付いた人々である。

以上の人々たちがつて、公家勢力の挽回を希望して、王政復古を胸に描いた人々は、中御門宗行、葉室光親、源有雅、高倉範茂、坊門忠信、同信成、源光行、藤原家隆らである。藤原基通、源通親、丹後局、卿局なども、大まかに云へば、矢張り此一派に属すると云へよう。此方面の人々は、其二三の人々を除くと、大體に於て理想派であつた。それに對して、幕府の勢力に結び付いた人々は、大體に於て現實派であつた。

無自覺派

も少し適切に云へば、實力尊重派であつた。

以上二派以外の人々は一種の無自覺派で、時勢の趨勢を見る事が出来なかつた。そして稍々善い部分の人は學藝によつて其存在を確保しようとした。其他は唯々醉生夢死しようとした享樂主義者で、平安末期の情勢に生きた殘骸であつた。けれどもさうした殘骸が一番多數を占めて居たのである。彼等は生活上の保守主義者であつた。それが爲めに鎌倉期に入つてからも、公卿生活は益々頽唐の色を帯びて、物質的に贅澤になつただけで、そこに何等の新生氣も新展開をも示さなかつた。

當時、公卿間に於ける男女關係は、矢張り平安朝時代同様に紊亂して居た。自分は妻を持ちながら、別の女を他家に託して、そつと通つたものもあつた。或は嫂に通ずる弟、妻を共有物とする父子、子の妻を特に親愛する父などがあつた。性的道徳が以上のやうに頽廢したので結婚上、一夫一婦制が殆ど行はれない場合が少くなかつた。一人の男が再三妻を代へることが珍しくなかつた。藤原實宣、源通具らは、さうした傾向を代表して居た。

再三、妻を取換へし實例

紊亂した性的道徳

實宣は少年時代から數回、妻を取換へたが、壯時北條時政の女を娶つた。それを喪ふと、其頃、權勢があつた卿局の養女で源有雅の娘を妻に迎へた。其中、有雅が後鳥

羽上皇の討幕計畫に參與した爲め、幕府の手で殺されると、急に其妻を追出してしまった。源通具は歌人俊成しゅんせいの女を妻としたが、後に能圓法師の女で、後鳥羽上皇に仕へて居た按察局あせつしやくの權勢に縋り付かうと思つて、舊妻を捨て、局と同棲した。それらは閨闈に憧憬れた爲めでもあるが、一つは性的道德の頹廢にもよるのである。

奢侈の風習
加はる

公卿の衣食住について見ると、住宅は以前と大體變らなかつたが、別墅を作る風は益々旺んじた。衣食は平安時代にくらべると、遙かに贅澤になつた。服飾では、公卿の冠帽が堅くなつて、頭に箱を戴くやうな具合であつた。其高さは漸次増した。加茂祭には車馬、服装などに錦緋や金銀を用ひるやうになつて、朝廷から度々戒飾されても改まらなかつた。飲食は日に三食を取るやうになつた。點心と云つて、今日の御茶受に相當するものを作つて、午後の退屈をまぎらした。それには饅頭、索麵、菓子類、卷餅、燒餅、糰、粽、砂糖羊羹などを用ひた。

長夜の宴

饗宴には一體に贅澤をつくして、平安時代の大饗にくらべると、遙かに進歩して居た。其獻立は大分複雑(二)になつて、烏魚の類も豊富となつた。蓋し公卿の多くは無爲の閑日月を有して居たので、長夜の宴(三)を張るやうなことが多かつた。彼等は互に琥珀色の芳醇な酒に陶醉して、人生の快樂を感じたのである。

遊戯的氣分



(繪合歌所名新勢伊)活生の族貴

彼等の一日は、政務のために費されるよりも、より多く遊びのために費されることが多かつた。朝廷の記録を見ても、また『明月記』其他によつても、當時、政務に關することは極めて少くて、趣味中心の年中行事や、蹴鞠、歌會、前裁合、鬪鶏、習禮、白拍子招請、遊幸などのこととで滿されて居る。他に國文研究、故實調べなども行はれたであらうが、大體が遊びを以て、日を費したことが多かつた。其中で、一番意義ある結果を齎したのは歌會乃至歌合などで、これは「新古今時代」を現出しただけでも、大きな意義のある事だ。それは既に述べたが、さうした方面でさへも、遊戯的氣分が多くて古人が詠んだ歌を諳記して居て、それを本歌と作り換へるやうなことが流行した。一例を舉げると『萬葉集』にある山上憶良の「いざ子供はやも大和へ大伴のみつの濱松待ちこひぬらむ」と云ふのを「大とものみつの濱風吹拂へ松ともみえし

本歌を作り代へる遊戯

一人て百首を一時に詠む風

公卿生活と武士生活の對照比較

うづむ白雪」と作り換へ、『古今集』の「梅が枝にきゐる鶯春かけて鳴けどもいまだ雪は降りつ」と云ふのを、「鶯の鳴けどもいまだ降る雪に松の葉白き逢坂の山」と作り直すのである。また春の季節を秋の季節にして見たり、二つの歌を本にして一首の歌を作つたりした。どうしてもそれは遊戯的であつた。

それに眞面目に作歌をして、歌合せなどする時にも、一時に百首を詠むやうなことを競つて、機械的に歌の数の多いことを喜んだ風があつたのも、矢張り遊戯的であつた。そこには緊張した眞面目さがなかつた。ひとり、それは和歌の上ばかりでなかつた。武事の如きも色々行はれたが、それは鎌倉武士が懸命にそれを研究するのちがつて、唯々常座の戯れとして行はるゝことが多かつた。畢竟、後鳥羽上皇親らが餘りに多能で居らせられて、色々の技藝をよくせられたのが、やがて消閑の具とさるゝやうになり、さうした傾向が満廷の親王や公卿に影響しにもよるのである。九條道家、藤原定家の如きは、いづれもそれを嘆息した。

それら公卿生活を鎌倉武士の生活にくらべると、前者には類唐的、保守的、遊戯的なところがあり、後者には創新的、進歩的、非遊戯的のところがある。優美、典雅の色が前者にあるが、後者には疎野で剛健の色がある。前者は傳統的勢力に支配されて、

舊時代と新時代の示す二つの傾向

舊習から容易に脱し難いところが見えるが、後者には、たとひ、京都文化を崇拜するところがあつても、それに囚はれずにぐんぐん進んでゆかうとするところがある。一は舊時代を代表し、一は新時代を代表する傾向がある。殊に政治上に於て、公卿らの貴族主義、形式主義は、武人の民本主義、實力主義に壓倒されるべき形勢が、以上の對照中にも明かに見えて居るのである。それから承久の亂に思ひ及ぶと、勝敗の数は既に明白である。

(一)『明月記』参照。

(二)饗宴の獻立御初獻の料に海月、熨斗鮑、^{のし}鱈干、^{ほや}削り物に干鯉、圓鮑、海鼠、生物に鯛、鱈、鮓、鱈、鰈、雁、鴨、雲雀、鶉、兎、山鳥等、饗肴には鱈の黒作、鮎の白干、鱒の楚割、鮭の鹽引等である。他に熊の掌、猿の木取、蟹味噌、海鼠腸、榮螺、狸の澤渡、鳥醬なども獻立に用ひられた。

(三)『明月記』参照。安貞元年十二月十日の條に、「近代卿相家々。成^ニ長夜之飲。各結^レ黨群集」とある。

(四)『玉葉』建曆二年三月十二日の條に、「近日有^ニ如^レ此事。可^レ悲世也」と習禮流行のことを嘆じて居る。また『明月記』にも雅成親王が其長所とせる文事を捨てられて、弓馬、水練、角力などに耽るゝを嘆じ(建曆二年十一月三日の條参照)、また上皇が日夜蹴鞠と狩獵とを事とせらるゝのを嘆いて居る(建保元年六月七日の條参照)。

第五節 討幕の計畫

承久戦役の諸原因
後鳥羽上皇の自信

承久の亂が起つた根本原因については、前に述べたが、近因はどこにあつたらうか。それについて考へると、(一)公卿と武士との生活上に於ける物的要求、(二)後鳥羽上皇の抱負と自信、(三)一部公卿の理想と急進主義、(四)朝廷の幕府實力觀測上の誤解と實朝の死、(五)義時、政子らの態度などを擧げることが出来よう。當時公卿生活は、行詰りになつて居て、彼等が確實に生の保證と展開とを新たに求むべき必要があつた。それは生活意識の目ざめから來た歸趨で、新興の武士生活及び其勢力との衝突を來たさなければ止まない勢が生じて來た。それに對して武士の方も亦家族制度の不滿から來た色々の要求や生活の擴張、伸展に於ける内的要求に驅られて、知らず／＼公卿生活を壓迫しなければやまない趨勢を示して居た。結局生活に於ける公卿と武士との物的要求が自ら朝廷對幕府の衝突を起生すべき濃厚な空氣の渦卷を人知れず見せて居たのである。後鳥羽上皇は院政の上に於て略々其自由意志を表現し得べき地位を占められ、武家勢力を根本的に打壞して、皇威の下に天下を一統してゆくべきことの可能を略々信じ、且つそれを實現すべき材能を自ら有するとの抱負を有つて居られたやう

である。其の氣宇高邁であられたことは、和歌などを一讀してもわかることで、俊英な性格の君主として、當然さうした考へに到達されるであらうことは、何人も豫想し得るところである。上皇が西面の武士を置き、以前から關東調伏に熱中されたのは、這般の消息を語るものではないか？ 實朝に對する官打の説も其邊から生れたのではあるまいか？

それに一部下級の公卿中には、少數ながらも、若々しい氣象と王政復古の理想とを把持して、幕府の動搖に乗じて急激に其實現を計らうと企圖したものが居た。勿論それはどの程度までの成功を得るかと云ふことを冷靜に考へるよりも、寧ろ熱情的に幕府勢力の根本破壊を遂行しようと思はれる。中御門宗行の如きは理想家で、且つ急進主義者の俤を有つて居た。

以上のやうな具合で、討幕の空氣が漸を追うて濃厚になつて居たところへ、幕府が度々内訌を續けて、頼朝の歿後、北條氏の勢力とそれに反對せる者の勢力との葛藤が絶え間なく見えるので、「幕府は内部から既に崩壞に近付きつ、ある」との感想を朝廷の人々に抱かせた。殊に實朝の死は、頼朝の死ほどの影響がなかつたにもせよ、幕府の末路が迫つたやうに京都側の眼に映つたらしい。英邁な後鳥羽上皇もさう考へられ

幕府崩壞を豫想す

急進主義の公卿

たやうである。

ところが頼經が將軍となつたことは、在來ともすると背離しようとして居た公武關係を圓滿ならしむるものとして、それに望み^(三)をかけた公卿もあつたかに見えるが、それは畢竟空頼みであつた、適切に云へば、皮相の觀察であつた。政治上、練りに練つた經驗を有する義時、政子の二人が居る間は、鎌倉幕府の存在が確保されて居ると云つても宜かつた。二人は實朝歿後に於ける政治的施設を毫も誤らずに、着々として幕府の根基を固めた。此點は京都側で全く意外としたところであつた。實際の形勢が既にさうである以上は、討幕の計畫を斷然實行するよりほかに道がないと云ふことになつたらしい。それが若き理想を有した急進主義の公卿らの頭に浮んだ強い衝動的な考へであつた。蓋し義時の不人望や周圍の反抗的事情などは、討幕の宣旨が出づると共に、天下の強い反響を起して、幕府を顛覆すことは必ずしも困難でないと云ふことを公卿らに推測せしめたらしい。以上の意味に於て、上皇も亦討幕運動の可能を信じ、且つそれを裁可されたらしいのである。そして上皇が寵姫伊賀局のために再び攝津長江、倉橋二莊の地頭罷免を幕府に嚴命され、また拒絶に逢はれたことは一部の史書のやうに、討幕の主要な一因に加へるほどのものではなからう。けれどもそれが上皇の

政子と義時の政治的手腕

義時に對する誤つた觀察

西面の武士

逆鱗に觸れて、討幕の實行に熱度を加へたことはあつたらうと思はれる。また或書に、當時失意の境地に沈みかけて居た藤原兼子が、討幕の事を切に上皇に勧め、またそれに參劃したとあるのは單なる俗説であらう。恐らく上皇はかうした重大問題を兼子に告げられなかつたであらう。

上皇が討幕の舉を實行さるゝに當つて、有力な用意の一つとなつたのは、曾て設置された西面の武士である。蓋し上皇は院政の背後に於ける勢力保證の一方法として、以前から武士を利用することに着目され、武士に朝官を授けて、無事の日は朝廷を守らせ、事ある日は討伐の任を命ぜられて居た。また在來からあつた北面武士中へ、才幹ある藏原秀康などを加へ、承元四年には、幕府に命じて、家人を藏人所の瀧口に祗候することに定められた。のみならず、上皇は尙ほ武力充實を計るため、建保年間、新たに西面の武士を置かるゝことになつた。それへは武士の子弟を多く收容して、恩威を示しつゝ、他日の用に立つやう意を用ひられた。以上の關係から皇室に接近した武士らは、自然、上皇の御幸に扈從して警護の任に當り、或は日毎に行はせらるゝ遊樂に陪侍して、其恩寵に浴したりするところから、上皇に忠誠を捧げる心持となつたものが少くなかつた。承久元年七月、京都に居た源頼茂が謀叛^(五)の疑ひがあつた時、上

上皇の士心收攬

皇が武士に命じて誅を加へられた場合などには、平生の恩寵に酬いようとした武士の心持をよく現はして働いた。

上皇の討幕計畫に參與したのは、主として下級の公卿らであつた。順徳天皇は上皇の親愛が深かつたから、皇弟雅成、頼仁入道尊快らの諸親王と共に謀議に加はれたやうである。ひとり、土御門上皇は、兎角後鳥羽上皇と疎遠がちで居らせられたので、恐らく討幕の舉について餘り知られなかつたのではなからうかと察せられる。また後鳥羽上皇からそれについて土御門上皇に話されたことも全くなかつたらうと思はれる。次に上皇が下級の公卿中に於ける有能者に機密を話して、參畫せしめられたのは、上級の公卿がとかく現状に固着して、何等新局面を展開しようとの意圖に乏しい爲めであつた。それで上皇は九條道家に對しては、別に何等計られた形跡がなかつた。西園寺公經は頼朝の血統を引いて居る關係上全く疎外して、公經のために祕密が洩れるであらうことを防ぐやう嚴に警戒されたやうである。結局、上皇は下級公卿中から人物を選び出して、權大納言坊門忠信、參議坊門信成、參議高倉範茂、同信能、前權中納言中御門宗行、同源有雅、同按察使葉室光親などを得られた。宗教家では、二位法印尊長、刑部卿僧正長嚴、賀茂禰宣祐綱、同神主能久らを腹心のものとされた。武士では、藤原秀康、同秀澄兄弟を信じて、獻策せしめた。

討幕に參與した人々

上級公卿は保存的

下級公卿からの人選

葉室光親の遠識

それらの人々の中で、時勢を鋭く見る眼を有つて居たのは葉室光親のみである。彼れは院の執權を勤めて、上皇の殊寵を受けて居たが、天下の大勢は、幕府に向つて有利に傾きつゝ、あるを知り、また幕府の實力の侮り難いことをも看破して、討幕計畫の失敗し易きを豫斷した。で、彼れは度々書を上皇に上つて、率直に其考へを述べ、上皇を諫めたが用ひられなかつた。けれども彼れは上皇と運命を一にする考へであつたから、到頭討幕計畫に全力を傾倒することになつた。かうして全體の一致を保つて、窺かに各方面に身方を募るため、あらゆる手段を講ずるに至つたのである。

京都に於ける風雲か隱約の中に次第に動きつゝ、ある時、後鳥羽上皇の思召で順徳天皇の皇子懷仁親王が皇太子となられた。それで土御門上皇が其皇子の東宮となる日を待望された望みが空しくなつた。それは建保六年十一月のとである。それから承久三年四月、天皇が位を皇太子に譲られたが、それは九條廢帝で、後の仲恭天皇である。かうして三上皇が出来たことになつたので、後鳥羽を本院、土御門を中院、順徳を新院と稱した。當時攝政に榮進したのは、天皇の外戚九條道家であつた。此出来事と共に、入道快尊親王が本院の思召で、權僧正承丹の辭職を強ひて天台座主に任命された。

三上皇

蓋し本院は、討幕を實行するに當つて、叡山を身方に入れて、其充實した兵力を借らうと考へられた爲めであらう。

祈禱、修法の連續
紫宸殿に於ける祈禱

其時分、京都の風雲は益々急であつた。けれども後鳥羽上皇は表面平靜の體を装ふやうにして、承久三年正月、城南に笠懸を行つて戯れ遊ぶやうに見せて居られた。然し此月以來、祈禱、修法、奉幣などが頻りに續いた。先づ高陽殿で五壇法を修せられ、三月には上皇が石清水に行幸され祈願を籠められ、佛舍利を五十七社に獻せられた。四月には、伊勢、加茂、石清水に奉幣の事などがあり、また十五壇の法、一字金輪の法などを高僧に修せしめられた。五月に入ると、法琳寺で三七日の大元帥法を修し、仁和寺の主僧を宮中に召して、如法愛染、不動明王の法を紫宸殿で行はれた。また上皇親ら日吉社に參籠あつて、詔宣を受けられたのは矢張り此時分である。かうして多くの高僧、神官らは、熱心に朝廷のために祈つた。

三浦胤義討幕計畫に加はる

上皇は一方で、有力な武士を身方に付けようとい心がけられ、藤原秀康に命じて、當時京の宿衛であつた三浦胤義に叡旨を傳へられた。胤義は義時に對して好感を抱いて居なかつたので、「一天の君の思召立たせ給ふ事なら、必ず成就致しませう」と云つて上皇の召命に應じた。そして序に其兄義村も「惣追捕使に任せられるなら、多分御身方

に參りませう」と言上した。上皇は秀康から其由を聞かされて大に悦ばれ、やがて胤義を召して、親しく其存意を確かめられると、秀康の云つたことに少しも違ひはなかつた。かうして胤義は討幕のことに加擔した。

城南寺の流鏑馬

五月に入ると、上皇は鳥羽の城南寺の流鏑馬に事よせて、諸國の武士を召された。攝津、大和、河内、和泉、丹後、但馬、紀伊、伊勢、伊賀、美濃、近江、尾張などの地方から集つて來た兵數一千七百餘人に上つた。それらによつて朝廷は大に氣勢を加へ、前途有望に見えた。で、上皇は愈々討幕の錦旗を翻へさせらるゝに當つて、平生幕府に身方して異心を有するやうに見える西園寺公經を誅戮して、第一の血祭りにしようと思召された。けれども徳大寺公繼が上皇を諫めたので、公經父子を一時馬場殿へ幽囚する事になつた。

伊賀光季召命を奉ぜずして誅せらる

上皇は次ぎに事に託して大江親廣、伊賀光季らを俄かに召された。先づ親廣らが伺候すると、親しく討幕の事を告げられ、即座に決答を促がされたので、親廣は辭みかねて、官軍に應ずることとなつた。此際、ひとり、伊賀光季は、上皇から召されても參内しなかつた。それは西園寺公經が豫め京都の形勢や上皇の思召を告げて、召命に應じないやう勸告したからである。かうなると、最早、猶豫出來ないので、上皇は直

ぐに官軍八百餘騎を高辻京極西にある光季の館に派して攻撃せしめられた。其時、光季はかねての覺悟であるから、勇戦した末、當年十四歳になる長子壽王と共に自ら火を放つて焚死した。それは承久三年五月十五日のことである。

諸國の僧兵

光季誅戮によつて幕府に對する第一矢が既に放たれた。續いて上皇は、北條義時の官を削り、按察使葉室光親をして、義時追討の宣旨を五畿七道に發せしめられた。十九日には、藤原秀康を美濃國不破關に派して、守備を嚴重にせしめ、且つ修法、祈禱のことに餘念がなかつた。それらと前後して、諸國の僧兵が京に集つて來た。熊野の田邊法印、十萬法橋、萬劫禪師、延曆寺の播磨堅者、小鷹智性房、丹後清水寺の鏡月坊、歸性坊、興福寺の覺心らが兵を率ゐて上皇の身方に馳せ參じたのである。此中、興福寺は久しい前から頼朝との關係が深いので、申譯(二)ばかりに覺心、圓音の二人に少しばかりの僧兵を従へて赴かしために過ぎなかつた。

當時、上皇に身方した人々は、上方に於ける神社、寺院の僧侶、神官や、本所領家の莊官らであつた。それらは幕府の勢力圏以外に起つて、朝廷の勢力圏内にあつたものだ。また幕府の家人で、京都守護や警衛や内裏大番などを勤めて居たもの、乃至西面、北面、武者所などに居た院の武士、朝恩を頭に印象された人々も上皇に身方した

敵身方に別れた動因

のが少くなかつた。義時に對して反感を抱いて居たり、幕府の政治に不満を感じたりしたのも勿論以上の中にあつたらう。殊に可也に多かつたのは、家族制度の犠牲となつたものや、政治上、戰爭上の騒ぎで時勢、運命のために失意の境地に沈んで居たものが、これを機會に功名を立て、新たに相當の地位を獲得しようとして蹶起した人である。此部類に屬するものは、幕府方にも非常に多かつた。そして惣領が幕府に就くと庶子が朝廷に就くと云ふ風であつた。それらは家族的専制主義の壓迫を呪つて、それを打破らうとしたものであり、或は政治的に貴族主義、形式主義に歸しようとするもの、民本主義、實力主義に歸しようとするもので、そこに二分流のあることを暗示した。

(一)『承久記』參照。建曆元年四月、上皇は其建立された最勝四天王院で、一日一切經書寫供養を行はれたが、『業資王記』には「希代の御願に出た」として居る。

(二)『愚管抄』參照。

(三)『吾妻鏡』參照。

(四)『承久記』參照。

(五)『仁和寺日次記』『愚管抄』參照。

(六)『増鏡』參照。

(七)『承久兵亂記』

(八)將軍賴朝の妹が藤原能保に嫁して、其間に設けられた女が西園寺公經夫人となり、其夫人の女が攝政道家に嫁して四代將軍賴經を生んだ。

(九)『高祖遺文錄』中『高橋入道殿御返事』、『神王國書』等参考。

(一〇)『高祖遺文錄』中『本尊問答抄』参照。

(一一)『承久記』

第六節 承久戦役の序幕

如何なことにも、自若として顔色を變へなかつた義時が、始めて其色を動かしたのは、承久三年五月十九日、義時追討の宣旨に就いて生前の伊賀光季や西園寺公經の家司が京から發した確報を見た時であつた。從來大小の變亂に逢つて狼狽もせず、驚きもしなかつた彼れも、後鳥羽上皇を敵とせねばならぬ破目に至つたことについて深く考へさせられた。「實力のあるところは權力の歸するところである」と自信して居た彼れも、天子を敵としたのは始めてあり、且つ頼朝以來、朝廷に向つて相當の尊崇を捧げて來た傳統的慣習もある以上、彼れも此時のみは途方にくれて流石に血迷つた形があつた。

義時の驚き

従僕押松丸
鎌倉に入る

義村の態度

政子の熱切
な訓示

當時、公經、光季らの使者が鎌倉に着くと同じ日に藤原秀康の従僕押松丸が、そつと鎌倉に入つた。押松の使命は、追討の宣旨と大監物源光行の副狀とを持つて、『東土交名注進狀』によつてそれらを地方の家人に配付することであつた。ところが、幕府では早くも其事を知つて彼れを捕へ、宣旨以下の文書を悉く沒收した。

押松と前後して今一人の使者が、鎌倉に入つて三浦義村の許へ行き、胤義から託せられた密書を手渡した。其書中に「貴君が若し勅令を奉じて、奸賊義時を誅するならば恩賞は思ひの儘である」と記してあつた。義村の地位は當時、梶原、畠山、和田らの亡びた後に於ける唯一の閥族であつたから、其聲望は義時を壓せんばかりであつた。それがため、彼れは時々、他の利用するところとならうとした。けれども彼れは自重して、容易に妄動しなかつた。此時も胤義の云ふことには賛成しないで、其密書を直ぐに義時に示し、他意のないことを明かにした。

五月十九日の御堂御所は、頗る緊張した物靜かな光景を示した。義時、時房、泰時、廣元ら以下、主要な家人は全部そこへ召集されて、いづれも沈痛な心配らしい色を顔に浮べて居た。それは官軍を相手に幕府の運命を決すべき秋に政子から熱切な訓示を聞くためであつた。政子は簾中に居て、深く決心した様子であつた。彼女は義時と共に

一言一句悉く力あり

に、少し前から仄かに京都の形勢について聞かぬこともなかつたであらうけれども、愈々となつて見ると、流石に胸を痛めた。やがて彼女が安達景盛を通じて諸將に傳へた詞には、一言一句力が籠つて居た。それは「誰れも篤と心を落着けて聞いて下さい。これが妾の最後の言葉です。故右大將が千辛萬苦の末朝敵を討つて幕府を建てられてから、勳功こそあつたけれど罪はない。然るに今日佞者の讒言で、穩かたぬ宣旨を下された。あなた方は故右大將以來の恩を忘られは致しますまい。どうぞ直ぐに秀康、胤義らを誅して、鎌倉將軍家を守つて下さい。萬一、不服ならば、京方になつてもかまひませぬから、遠慮なく、こゝで打開けて下さい」と云ふのであつた。

政子は眞に頼家を失ひ、實朝を失ひ、公曉を失ひ、人生の悲痛を味ひつくして居るところであつたから、彼れの感慨は一段深く惻々として諸將を動かした。誰れも政子の言葉を聞いて吾知らず涙を流さぬものがなかつた。彼等は頭を擧げ得ず一致して幕府のため、潔く生命を捧げ、鴻恩に酬いであらうことを盟つた。かうして幕府の方針は確實に一定された。緊張した空氣がどこにも漂うて、寧ろ悲壯な氣分が脈打つて居た。

それから諸將は、其夜義時の邸に集つて軍議を凝らした。其時、一般の意見は、足

將士大に感泣す

大江廣元の
策戦

政子の明断

勝算なし

柄、箱根の兩關を固めて、官軍を邀撃しようと思ふのであつた。ところが、大江廣元はひとり衆議に反對して、「今日はそんなにゆつくりして居られる時ではない。防守の爲めに日を曠しく過すと、家人中に異志を挟むものが出ないとも限らぬ。それよりは一刻も早く揉みに揉んで京へ進軍したがよい」と云つた。義時はいづれとも決しかねたので、決裁を政子の意見に求めた。政子は進撃説に加擔して「一切を運命に委ねて、試みるがよいではないか」と云つた。で、義時も始めて決心して、其日急使を伊豆、甲斐、武藏、相摸、駿河、遠江、上總、安房、常陸、上野、下野、信濃、陸奥、出羽の諸國に流して兵士を徴した。五月二十一日、藤原高能の子頼氏が鎌倉へ着いて、京都の様子を詳しく幕府に告げた。

當時、幕府は未だ確たる勝算が成つて居たわけでない上に、空前の大敵であるから、二十一日に至つて急に前議を翻し、關東を手薄にして置くと、またどんな異變が起るかも知れぬと云ふので、京へ進軍することを見合はした方がよいと云ふ説が大分有力になつた。其際、廣元は矢張り前説を固守した。それに三善康信も亦廣元に加擔したので、義時も始めて廣元の説を容れることに決した。

當時幕軍は最初から大兵を部署に就かしめたのではなかつた。泰時らが沿道で兵を

幕軍の勢力

集めて、十九萬人と號したのである。それを第一軍、第二軍、第三軍に分つた。第一軍は十萬騎で、泰時、時房らが統率して東海道から京に向ふことにした。第二軍は五萬騎で、結城朝光、小山朝長、武田信光、小笠原長清らが統率し、東山道から京に迫らせることにした。第三軍は四萬餘で、北條朝時、結城朝廣、佐々木實信らが引率して、北陸道から京に向つて突出してゆくことにした。父が京へゆくとすると其子が鎌倉に留まり、兄が進軍の方へ加はると、弟は留つて防備に力を入れると云ふ具合に、すべて肉親の愛に繋がれて背叛せしめないやうに力めた。

泰時が鎌倉を發する際、義時は幕府の運命が此一舉によつて決せらるべきを思ひ、「今度お前たちを都へ攻め上らせるについて、自分は感慨無量である。どうぞ最期を清くして貰ひたい。今生を限りと思つて花々しく戦へ！ 萬一お前たちが勝利を得たら、再び箱根、足柄を越えて、歸來して相見ることが出来ようぞ」と嚴諭して、泰時を勵ました。そして時氏らには武器を與へた。泰時は父の言葉を悲しく聞いて、僅かに時氏ら十八騎ばかりを引連れ、決死の覺悟で二十二日先發した。

ところが、何と思つたか、泰時はひとり途中で引返して來た。義時は何となく不安の思ひで、泰時を引見すると、「大抵のことは私も心得て居りますが、唯一つ分別

義時其子泰時を激勵す

泰時の質問

に餘ることがございます。萬一朝廷で鳳輦を動かされ、錦旗を翻して臨まれるやうな場合には、私どう致しませうか？」と尋ねた。義時は沈思した後、「其時は武器を捨てて恭順を表し、勅命を畏み承る迄のことだ」と重々しく言つた。泰時はそれを聞いて決心の臍を固めて、また急に出發した。

當時、廣元、康信らと共に鎌倉に留まつて居た義時の苦心は少くなかつたらしい。流石に水のやうに冷靜な彼れも、始終、不安な思ひに胸を曇らせた。一つは朝敵の名を得たについての憂懼と、一つは勝敗の數が豫めわからなくて悲觀的にそれを見て居た爲めで、勢ひ落着きを失つたのである。それで彼れは秀康の使者押松丸を京都に追ひ返した後、頻りに祈禱、修法を続け、且つ旺んに兵士を募つた。泰時らが進軍した後、或日一天俄かに掻き曇つて、驟雨が烈しく屋根を叩き、紫電鋭く閃くと見る間に、激雷が彼れの家の釜殿を震動させて一人の家臣を殺した。義時は脅かされたやうに恐怖の色を浮べて、彼れの運命が呪はれたのであらうと恐怖して廣元を招いた。其時、大江廣元は、頼朝も曾て泰衡征伐の時落雷に逢つて吉兆であつたことを話し、却つて祝すべき佳兆だと慰諭して占はせると、いづれも吉であつたので、義時もほつと胸を撫でおろした。

義時落雷を恐る

(一)『増鏡』参照。

(二)同上。

(三)『吾妻鏡』参照。

第七節 幕軍の勝利

義時が此戦争について甚だしく悲觀的であつたのは、相當理由のあることで、どれぐらゐの兵數を集め得るか、最初の間は分明しなかつた上に、天子を敵としたのであるから、心中深く恐懼したのは當然である。けれども今日から見ると、勝敗の數は既にわかつて居た。官軍の強味は、英邁な上皇を頭に戴いて、其名の上に正しきを得たにあるが、上皇に身方した公卿や武士の多くは、上皇の思召を深く身に體すると云ふところ迄行かなかつた。彼等は漠然として前途の勝利を豫想したに過ぎぬ。政治上の改革に於て、策戦上の努力に於て、武力の充實に於て、何等自信あるところが見えなかつた。そこに懸命な眞劍なところが少かつた。また官軍には好個の參謀や策士らも居なかつた。

ところが幕軍では、度々、事變に遭逢した上に、多くの經驗を有つた人物が四五人

官軍の強味と弱味

幕軍の主要人物と策戦

も居て、而もそれらには、充溢した實力があつた。政子、義時、廣元、康信、義村、泰時などがそれである。彼等は戦争の名の上に於て正しきを得ない一大缺點を有したけれども、武力の充實に於て、策戦上の努力に於て、相當の用意があつた。そして全體が政子の熱烈な訓示に鼓舞され、激勵されて、眞劍な心持、態度を示した。それに平生の政績に於て、民本的であり、ある程度まで正しい施政方針を實現して居た。

かうして官軍の力と幕軍の力とを對照すると、明かに幕軍の手に勝利が歸すべきであつたことがわかる。此事は京都でも、基通、頼實、光親らの既に豫察して居たところである。たとひ、官軍に屬した上方武士の一部が鎌倉武士よりも強いとしたところで、大體實力が幕軍により多く備はつて居た以上は、大勢を支配し、若しくは轉換せしむることが出来なかつた。それで、京都では幕軍が一溜りもなく兜を脱ぐであらうと豫想して居たのが、俄かに疾風迅雷の勢で攻め上つてくると聞いて、意外な感じに打たれて先づ狼狽へたのである。

五月二十六日、美濃不破關を固めて居た藤原秀康から京都へ幕軍が進撃してくる旨を急報すると、軒昂たる意氣を見せて放言高論して居た公卿中には、早くも顔色を變へて悲觀したものがあつた。六月二日、幕軍が遠江國に着いたと報せられると、始め

大勢は幕軍に勝算あり

公卿顔色を失ふ

て全軍の部署を定めて進發すると云ふ風であつた。東海道の幕軍に對しては、美濃で侵入を喰ひ留める方針を執つて、鶴殿渡、生瀬、前渡、食渡(印食)、摩免戸、洲俣などの各方面に部將を配置した。殊に主力を摩免戸に置き、秀康を始め、藤原秀澄、山田重忠、佐々木廣綱、同高重、同盛綱、三浦胤義、鏡久綱らの勇將及び猛卒を守備に當らしめた。そして大内惟信らは東山道方面に、糟屋有久らは北陸道方面に向ふことにした。彼等は六月二日直ぐに出發する筈であつたが、一日遅れて六月三日に京都を出た。公卿中には、一人も從軍するものがなかつた。それらは既に士氣の沈衰を意味して居た。

ところが、東海道方面の幕軍は破竹の勢で進撃して來た。六月五日尾張一宮に達すると、各々部署を定めて、摩免戸へは泰時、義村らが向ふことになつた。洲俣へは時房、景盛らが向ひ、生瀬へは足利義氏、鶴殿渡へは毛利季光らが向ふことになつた。それに先立つて、幕軍は五月二十九日、北陸方面で第一回の利を占め、六月五日、東山道方面で大内惟信らの軍を撃退すると云ふ有様で、積極的な態度を示した。ところが、官軍は兎角、消極的で、摩免戸でさへも、守備を撤して退却するの止むなきに至つた。洲俣方面も亦時房らのために打ち破られて退いた。幕軍は美濃に集中して居た

官軍の士氣沈衰

幕軍破竹の勢

幕軍の連勝

官軍を悉く一掃して、東海、東山二道の軍を合し、勝ち誇つた勢ひで野上、垂井の兩驛を發して、各方面から京に迫ることになつた。それは主として義村の策戦に基づいたので、泰時は宇治へ、時房は勢多へ、義村、朝光らは淀渡へ、武田信光らは田上へ向つた。

敗報が續々、京都へ達して、幕軍が雲霞のやうに進んでくることが知れると、公卿らは愈々顔色を失つた。漠然として恃むべからざる勝利を空想して居た彼等は、此時になつて始めて眼が醒めかけた。で、急に軍議を凝らし、忠信、有雅、信能、範茂らの人々が、漸く宇治、勢多方面へ進發する事になつた。それと共に後鳥羽上皇は、土御門、順徳の兩上皇、修明門院、頼仁、雅成の兩親王を伴うて、尊長法印の泉房に渡御せられ、そこで策戦について方針を定めた後、夕暮頃、西坂本に還御された。天皇も上皇と共に窃かに梶井御所に入られた。

當時、後鳥羽上皇が最後の望みをかけて居られたのは叡山の僧兵であつた。彼等は平生嗾訴を事として、破戒の生を保ち、利害關係の打算は忘れなかつた。そして上皇が彼等の力を頼ませられて居るのを知りながら、九日に至つて、「今日は山門の衆徒も衰へはて、昔のやうな元氣がございませぬ」などと云つて體よく上皇を助けまらせ

京都の狼狽

僧兵上皇の命に背く

西園寺公經
父子許さる

ることを辭退した。此時、上皇の失望は大きかつた。非常に力を落して、六月十日、梶井御所を出られ、高陽院殿へ還御された。爾後、上皇は門を閉ちて、兎角の沙汰を觸れ出されなかつた。そして囚徒のやうに虐遇を加へて、斬罪に處しようとした西園寺公經父子の勅勘を許して釋放された。在來幕府に對して、一種の人質とされて居た公經父子が俄かに許されたのは、結局朝廷に於ける態度が以前のやうに強硬でなくなつたことを示すものであつた。

一日の休養

幕軍は北陸方面の勝報に接して、士氣一段振つた。當時、泰時らは尙ほ野上に駐屯して居たが、十二日近江野路へ軍を進めて、そこで長途の疲勞を休め、新銳の氣を鼓舞するため、一日の休養を全軍に與へた。官軍はそれに對して更に部署を定め、宇治、勢多、芋洗、其他の地點に將卒を配置した。勢多方面は主として山田重忠らが守り、宇治方面は有雅、範茂らが守つた。そして宇治、勢多では橋を毀つて、幕軍をこゝに喰ひ留めようと意氣込んで、頗る緊張して居た。

官軍よく戦ふ

六月十三、十四の兩日に、双方の運命をこゝに決定すべき激戦が行はれた。十三日、幕軍は大雨を衝いて進み、先づ時房が勢多橋で官軍と衝突した。山田重忠は、僧兵らを激勵してよく防いだ。當時、泰時は宇治に向うて栗子山に陣取つたが、足利義氏、

宇治川の激
流を信綱の
先陣八百餘人の
溺死

三浦泰村らは功名に逸り、泰時の命令を待たないで宇治橋邊に向ひ、官軍と戦つた。官軍は雨のやうに矢石を投げつけて、猛烈に防いだので、幕軍は少からぬ死傷を生じて、一同平等院に立籠り、急を泰時に告げた。で、泰時は大雨を侵して宇治に赴き軍を督した。

翌十四日、雨がやつと晴れて烈しい雷鳴があつた。泰時は宇治川を越えて敵に當らなければ勝つとが出来ぬと考へたので、芝田兼義ら呼び出して、河の淺瀬を調べさせた。昨日の大雨で水嵩が増して河の色が濁り、烈しく白泡を立て、流れ居るので、兼我は水中に潜り入つて水深を探つて歸り、人馬共に渡つて別條のないと泰時に報告した。で、午前七時半頃、泰時の下知で、兼義を始め佐々木信綱、春日貞幸、中山重繼らが颯と馬を激流中に乗入れて對岸さして進んだ。官軍は木柵を作つて備へを固めて居たが、それと見て烈しく矢の雨を彼等に注いだ。兼義、貞幸らの乗馬は矢に中り、貞幸は水中に陥つた。其間に信綱はひそり中島の柳蔭に辿り付き、「近江國住人佐々木四郎左衛門源信綱、今日宇治川の先陣仕る！」と聲高く名乗つた。

それと見て、幕軍は競うて馬を水中に進めたが、水軍に馴れない上に唯々勇氣にのみ逸つたので、水に溺れて死ぬものが極めて多く、其數が八百餘人に達した。泰時は

泰時決死の
覺悟を其子
時氏に告ぐ

幕軍悉く河
を渡る

幕軍入京す

形勢が極めて不利であるのを見て、其子時氏を招き「吾軍は將に敗北しようとする氣色だ。今は主將の死すべき時だ！ お前は速かに河を渡つて、潔く討死をしてくれ」と云つた。時氏は言下に勇しく數騎を従へて、河中に進んだ。そして信綱、兼義らと略々同時に對岸に達した。時氏は烈しく官軍に挑みか、つてよく戦つたが、其中、身

方九十八人迄も負傷した。

泰時も一時馬を水中に乗入れようとしたが、貞幸に止められて止むなく筏に乗つて河を渡つた。それらに勢を得て幕軍は全部續いて、對岸に達したので、官軍の主將有雅、範茂らは、防禦の手段盡きて敗北した。其時藤原朝俊以下討死したものが少くなかつた。かうして最後の決戦も幕軍の勝利に歸して、一切の運命は決定された。



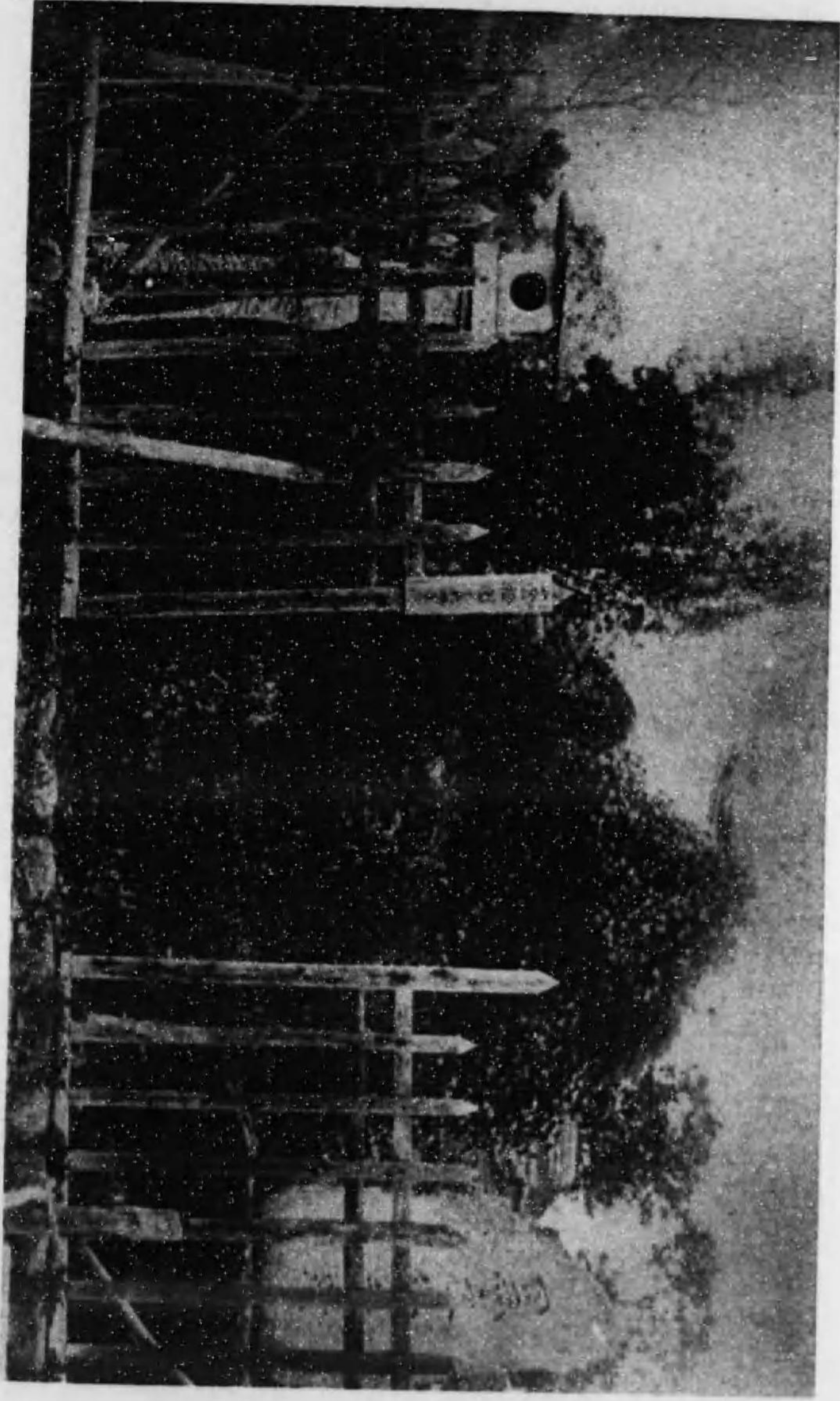
北條泰時花押

其日、泰時は深草河原に軍を進めると、西園寺公經の使者が既に泰時の到着を待つて居た。奉時はそれに向つて明日入京のとを告げ、一人の部下を派して公經の邸を警衛させた。それと前後して、勢多では時房が勝ち、淀、芋洗では義村らが勝つて、官軍はすべて潰滅に近い状態となつた。幕軍の勢は更に増して、十五日入京した時は、

老人は私に語つた。

眼をこれに注いで涙ぐまぬものは少いと土地の
びしい生活を續けられた。通りすがりの旅人が
泉の黒木御所址で、そこに上皇が久しい間、さ
上皇は佐渡に遷徙せられた。圖は同國金澤村字
承久の役は宮方の機嫌な敗戦に終つて、順徳

黒木御所址



本人に逐つて見せし。

即ちこれに於て、幾つまひもの功なりと土庫の
ひじり土部が難むる所也。既にその地の運人は
泉の黒木崎河城と、まことに土庫は火しつて、ま
土庫は皆焼く難むる所也。國は同國金新神宇
本人の登り宮の装束は、現存に於て、即ち

黒木崎河城

上皇の院宣

怒濤が一時に押寄せてくるやうな勢であつた。

當時、上皇は敗北して歸つた胤義、秀康らから事情を聞かれて、土御門、順徳の兩院及び雅成、頼仁の二親王を賀茂、貴船に避難せしめられ、自分はひとり院中に留つて、直ぐに左大夫小槻國宗に院宣を與へ、泰時に思召を傳へるやうに命ぜられた。國宗が六條河原で泰時に逢ひ、院宣を傳へようとすると、泰時は謹んで馬から下り、藤田三郎に院宣を捧讀させて、ちつとそれを聞いた。上皇は討幕計畫が叡慮に出ないで、一部公卿の意に出て決行された旨を仰せ出され、且つ義時追討の宣旨を撤回し、其本官を復すべきことを告げられた。そして上皇は武士が院中へ伺候すべきことを固く禁ぜられたので、泰時らは參内を見合せ、窃かに上皇を警護した。間もなく泰時は、時房と共に六波羅に入つた。

後鳥羽上皇
を四辻殿に
遷す
三浦胤義ら
の最期

十九日、泰時は、院中に敗殘の兵が潜んで居る疑ひがあるから、それを搜し出すと唱へて、急に後鳥羽上皇を一條萬里小路の四辻殿に遷しまるらせ、嚴かに警衛した。また幕軍が宇治平等院で財物を掠め、入京後も狼藉するとの噂があつたので、固くそれらを戒飾して、市中の秩序を恢復することに力めた。

それと前後して、秀康、親廣らはいづくへか身を隠し、胤義父子及び佐々木經高ら

は自殺し、幕軍は所々に放火して旺んに殺戮を行ひ、また多くの捕虜を得た。爾後、官軍に属した人々に對する搜捕を始めて、多少其疑ひあるものは容赦なく引捕へた。かうして承久の戦役は略々幕を閉ぢた。其勝報が二十三日、鎌倉に達すると、義時らは最初悲觀的に考へて居ただけに、其勝利に對する喜びを大きく感じたらしい。

(一)『承久記』に「其比、普賢寺入道殿下、中山の太政入道、此人々世の鎮にてましましけるが、内々申されけるは、哀れ君は悪く御計ある者哉、義時は故頼朝卿の時より度々の合戦に遇ひ、此道に於ては、智恵も計ららん、叶ふまじき事と、兼て知れにければ、各朝議にも後さまに納はれざりけり」云々とある。

(二)『増鏡』參照。

(三)『承久三四年日次記』參照。

(四)『承久軍物語』參照。

(五)『増鏡』に「あら職にたかしほなどのさしくるやうにて、泰時と泰房とみだれ入ぬれば、いはんかたなくあきれて、上下たゞ物にぞたありまどふ」と記してある。

第八節 幕府の對朝廷策に於ける非難

承久戦役後に於ける義時らの仕事は、これを二つに大別することが出来る。一つは

朝臣の處分

寛大な方針

業室光親の
男らしき態
度

對朝廷策や朝臣の處分や身方の行賞などである。今一つは戦後に於ける諸般の經營である。義時らは差當り先づ前者の處置を急いだ。朝臣の處分は比較的容易であつたが、行賞は相當に繁雜を極めた。けれども、一番の難關は、對朝廷策の上に横はつて居た。此際義時らが行うた天皇の廢立、一法皇、二上皇の播遷は餘程考慮を加へた後に行はれたものらしいが、後世史家の指彈、非議を免れなかつた。

先づ朝臣の處分を見ると、大體寛大な態度で彼等に臨んだ。それは文治元年の先例に考へて、大江廣元が立案したので、義時の秘密命令と共に安藤光成が急遽、京都へ齎したのである。五月二十九日、泰時はそれらの文書、命令を受取ると、時房、義村、季光らと擬議した末、力めて寛典に處する方針を執つた。泰時はすべてに於て寛裕な態度を失はなかつた。官軍の部將河野通信の降服を容れて、死を許し、陸奥平泉に配流したことや、清水寺の僧敬月が幕軍に捕へられて、「勅なれば身をば捨てにき武士のやそ宇治河の瀬にはたらねど」と述べ懐したのを憐み、これも死を赦して遠流に處したなどは、略々泰時の心持を想見せしむるものである。

けれども朝臣の處罰は、幕府の立場から考へて、いくらか苛酷に流るゝのを免れなかつた。當時、業室光親は、一切の罪を我身に引受けて、「すべては自分が取り行つた

のである」と云つて、六波羅へ引立てられたが、勿論それで済まされるべき筈はなかつた。泰時は先づ幕府の家人で院の西面に居た佐々木廣綱、大江能範、後藤基朝、三條有範の四人を斬罪に處し、續いて公卿らはこれを表面上鎌倉へ護送すると云つて、地方で斬つた。中御門宗行、葉室光親、一條信能、源有雅、高倉範茂らは皆かうして殺された。坊門忠信は妹の八條禪尼(實朝夫人)の哀請により、源光行は其子親行の嘆願により、死一等を減じて地方へ流された。坊門信成、葉室光俊らは父の罪に連座して、これも配流された。其他罪の軽い公卿は、久我通光以下出仕をやめて謹むことになつた。

こゝに以上の諸卿中、特に人々の哀れを惹いたのは中御門宗行である。傳説によると、彼は七月一日、小山朝長に護衛されて京都を發し、十三日、遠江菊川の宿に着くと、彼は灰色の運命に咒はれた身のはかなさを思つて、「昔南陽縣の菊水、下流を酌んで齡を延べ、今東海道の菊川、西岸に宿つて命を失ふ」と宿の柱に題した。それを見た人々は、いづれも涙を流さぬものがなかつた。翌十四日、彼は浮島原で「今日までは身を浮島が原に來て露の命の消えんとぞ思ふ」と草露にひとしい人生無常の悲みを述べた。そして夜の暗が迫つてくる頃、彼は脆くも藍澤で斬られた。彼の

公卿ら斬らる

中御門宗行の悲痛なロマンス

逃亡者の最期

義時らの非禮不臣

天子を廢す

悲痛な最期は、官軍に與みした他の人々のはかない運命をも暗示して居た。

其頃、泰時の目をかすめて諸方へ逃げのびたのは藤原秀康、秀澄兄弟を始め、二位法印尊長、前大僧正長嚴、大内惟信らの人々であつた。それらも後に至つてすべて捕へられて、死罪また又は流罪に處せられた。諸寺社の僧侶、神官らで、官軍に身方したのも多く罰せられた。大體、それらの始末は、寛大で非難が少かつた。

けれども對朝廷策は、非常に難澁を極めた。義時は考慮に考慮を重ねた末、破天荒の暴舉を試みようとした。彼は曾て藤原基經、平清盛、木曾義仲らが帝室に向つて加へた非禮、不臣の罪を悉く一所にした以上のことを斷行しようとした。それは一天皇の退位、一法皇、二上皇の遷流である。義時が何故かうした處置を執つたかと云ふことは、今日も尚ほ非議の存するところである。蓋し當時多少物の理の分かつたものは、帝王神權説に近い信仰を以て皇室に對し、それを尊敬してゐた。若し朝敵となるものは必ず神罰を受けると思つて居た。さうした傳統的信仰に背いてそれを破壊しようとした義時らの行動は、心あるものが指弾して「神人共に怒る」大きな罪惡だと見た。

然るにも關らず、七月九日義時は斷乎として、仲恭天皇を廢し、入道行助親王の王

子茂仁を擁立した。それが後堀河天皇で、當時十歳で居らせられた。天皇の嚴父は後鳥羽上皇と共に七條院の所出で、壽永二年、安徳天皇が平氏に擁せられて、西海に赴かれた時、矢張り行を同じくせられた。歸京の後、文治五年、親王となり、三品に叙せられたが、爾後久しく失意の地位に居られた。で、建曆二年、出家して行助と稱し、深く佛道に歸依された。そして妃陳子(北白河院)との間に設けられた道深、尊性の二王子を出家せしめ、また第二王子茂仁を追つて遁世させようといふ考へを有つて居られた。親王は聰明の資質で居らせられたので、幕府でも其王子茂仁に心を傾け、親王に懇請して擁立しまゐらせたのである。そしてそれと同時に九條道家の攝政を罷め、近衛家實を新任した。

蓋し孫王が皇位に即かれたことは光仁天皇以來、久しく其例を見ないのみならず、父の親王が天位に上られないで、太上天皇の尊號を得て、院政を聽き給ふに至つたのも、これが最初の例で、親王は後高倉院と稱せられた。一方、先帝は急に九條第に渡御せられ、淋しい月日を送られることになつた。在位七十餘日、世に九條廢帝(五)と稱し奉る。

幕府は、更に七月六日、後鳥羽上皇を網代車に載せまゐらせて、四辻殿から鳥羽殿

茂仁親王

空前の異例

三上皇の播遷

土御門上皇の配處

配所に於ける御生活

に遷した。上皇は失意のうち八日出家して、法諱を良然或は金剛理と稱せられた。間もなく十三日に、幕府は法皇を隱岐に遷し、二十日には、順徳天皇を佐渡し遷しまゐらせた。いづれも近臣、女官數名の扈從を許した。法皇の方には伊賀局が隨從した。それから二十四日には雅成親王(六條宮)を但馬へ、二十五日には頼仁親王(冷泉宮)を備前兒島へ遷流した。ひとり、土御門上皇は最初から討幕計畫に與られぬと云ふので、幕府は何等奏請に及ばなかつたが、上皇は本院、新院を始め宮々の悲しい運命を冷かに傍觀して居られぬとの思召から、京都に留ることを好まれなかつた。で、上皇の配處のまゝに、閏十月十日土佐へ遷流した。翌年、幕府は土佐の地が餘り邊鄙なので、阿波に遷しまゐらせ、尙ほ御所を修埋した。かうして幕府は土御門上皇に對しては好感を表したが、何れにもせよ、一法皇、二上皇、二親王を遷流した不臣の行爲は、咀ふべき大罪であつた。

遷流の後、後鳥羽法皇は、配所の孤島に十九年間の流竄生活を送られた。よせくる怒濤の聲、梢を傳ふ嵐の叫びは、法皇の胸に深い悲みの響きを傳へたことであらう。「われこそは新島守よ隱岐の海のあらし浪風心して吹け」と咏せられた御製を拜すると、誰が涙なしに居られよう? 離れぐゝに東西に別れて配所の月を涙に曇る眼で仰

ぎつ、思ひを都に馳せ、或は隠岐の法皇の佛を偲ひ出でられた二上皇の胸中も如何
なに淋しかつたらう？

それにしては法皇が義時追討の理由もなくまた時機を見ずに、一圖に討幕を企てられたのは確かに一失であつた。且幕府の大罪は天人共に怒るところであるが、時代が將に大回轉を試みて、新代の要求に合致して貴族政治から民本政治へ、類唐的傾向から創新的傾向へ、形式主義から實質主義へ移つてゆかうとする折であつたから、幕府が其政治上に於ける大改革を斷行せんとする意圖に強く驅られた結果、空前の暴舉を爲すに至つたとも解すべき點もある。それに當時武士の政治思想は實力のあるところが權力のあるところであり、また實力者即ち主權者だと云ふ見解を把持して居たから、時代が生じた新政治思想に即し過ぎた傾向があつた。それらの點は一考を要すべきところである。

(一)『壬生文書』参照。

(二)『皇代曆』には秀康自殺とし、『尊卑分脈』には秀澄が洲侯で戦死したとして居る。

(三)『徒然草』参照。

(四)『太平記』参照。

(五)明治三年七月、九條廢帝に諡號を上つて仲恭天皇と稱した。

(六)『神皇正統記』に「賴朝勳功はむかしよりたぐひなき程なれど、ひとへに天下をたなごころにせしかば、君としてやすからずおぼしめしけるも理なり。いはんやその跡たえて、後室の尼公、陪臣の義時が世になりぬれば、彼あとをけづりて御心のまゝにせらるべしと云も、一往のいひなきにあらず。しかれど白河、鳥羽の御代のころより、政道の古きすがたやうくにおとろへ、後白河の御時、兵革おこりて、姦臣世をみだり、天下の民ほとく塗炭におちにき。賴朝一臂をふるひて其亂をたいらげたり。王室はふるきにかへるまでなかりしかど、九重の塵もおさまり、萬民の肩もやすまりぬ。上下堵をやすくし、東より西より其徳に服せしかば、實朝なくなりてそむく者ありときこえず。是にまさる程の徳政なくして、いかでかたやすくくつがへさるべき。たとひ又うしなはれぬべくとも、民やすからまじくば、上天よくみし給はじ。次に王者のいくさと云は、とが有を討じ、きすなきをばほるばさす。賴朝高官にのぼり守護の職を給ふ。是みな法皇の勅裁也。わたくしにぬすめりとはさだめがたし。後室其跡をはからひ、義時久しくかれが權をとりて、人望にそむかざりしかば、下にはいまだきすありといふべからず。一往のいはればかりにて追討せられんは、上の御とがや申べき、謀叛おこしたる朝敵の利を得たるは比量せられがたし。かゝれば時のいたらず、天のゆるさぬ事はうたがひなし。但下の上を剋するはきはめたる非道なり。つねにはなごか皇化に順はざるべき。先まことの徳政をおこなはれ、朝威をたれ、かれと剋する道ありて其上の事とぞおほえ侍る。且は世の治亂のすがたをも能かゞみしらせ給ひて、私の御心なくば、干戈を動

かきさるゝか、弓矢を治めらるゝか、天の命にまかせ、人の望みにしたがはせ給ふべかりし事にやと云々と論じて居る。極めて穩當な批判である。

幕府の經營

六波羅探題の設置

第五章 新しき時代へ

第一節 戦後經營

幕府の戦後經營は其根基を確實にすると同時に政治上、日本を統一する實を收めると云ふ方針で行はれた。其論功行賞も、兩六波羅探題の設置も、新補地頭を各地に置いたことも、京都の警察制度に力を入れたことも、皆幕府の權力を増大し延長するためであつた。結局、幕府は第二の承久戦役を發生せしめぬやう、あらゆる新施設を行つたのである。

六波羅探題の設置は、在來幕府から任命した京都守護が朝廷や近畿諸國に對して、其威權が十分に利かぬところがあつた。それが承久戦役發生の一因となつて居ると云ふので、もつと其組織を整へた重味のある新守護を置かねばならぬことを痛感した結果、兩六波羅探題を置くことになつたのである。それには、泰時時房の二人を任命して、軍事警察の任務を管掌させ、且つ近畿、西國に於ける行政、司法事務を支配せしめた。彼れは一面、朝廷に對する目付役の任を帯びて居た。そして泰時は北亭に時房

は南亭に留つたので、世間は彼等を六波羅殿とか北殿、南殿などと云つた。

六波羅には、北條氏の近親のものが必ず居ることにして、幕府に倣うて、評定所問注所などを置き、又檢斷、越訴奉行などの吏員を置いて、教書、下知狀などを發した點に於て、鎌倉幕府の小模型とも云ふべき觀があつた。かうして六波羅探題となつたものは、其地位、聲望の上で執權の次ぎにあるものと見られた。そして此地位に居たものが多く後に執權や連署の重職に就いた。かうした官職、官廳が出來た結果、在來の大内守護の職制は自ら廢止されてしまつた。

幕府の戦後經營として最も重く見るべきは新補地頭の補任であつた。それは政治上に於ける大きい變革であつた。曾て頼朝が全國に守護、地頭を置いて「土」の上に日本を統一しようとした事業が、こゝに至つて略々完成に近付いたのである。頼朝の時は未だ徹底的に行へなかつた統一政策を北條氏の手によつて行つたのである。

當時幕府は其論功行賞をするに當つて、官軍に身方した朝臣、武士どの所領三千餘箇所を沒收して、それを戦時に功があつた家人、僧侶、神官、陰陽師に頒與して、其地頭に任命した。それを頼朝以來の地頭に對して「新補」と稱し、在來のを「本補」と稱した。本補地頭は以前からあつた地頭や莊園の持主である所の領家に對して單に收稅

幕府の小模
型

新補地頭の
任命

政治上に於
ける大變革

新補地頭の
權限

の事を取扱ふ地方官のやうなものであつた。土地の所有權は在來の地頭や領家が有して居て、本補地頭は唯土地を支配してゆくに過ぎない形であつた。ところが、義時らによつて任命された新補地頭は土地の支配權のみでなく、其の所有權をも自らの手に收めることになつた。此の點が大に異つて居るわけである。要するに、新補地頭は行政、司法の兩權も所有權も一時に合せて掌握したのであるから、確かに大きい變革だと云はねばならぬ。此事は在來容易く斷行し難い形勢、事情の下にあつたのだが、幕府が戦勝の餘威を利用して、始めて斷行し得たのである。

ところが、新補地頭中には、一部の守護などと同じく、幕府を笠に着て專恣に流れたものが少くなかつた。彼等は官軍に與みした前地頭に屬する莊官から必ず兵器を沒收した。其上莊園に行はれて來た先例を丸で無視して、重稅を取り立てるやうなことをした。其最も甚しい一例は、山城國醍醐寺領である越前國牛原莊^(四)で、新補地頭がした行動である。彼等は莊内の各村に地頭代九人、惣追捕使及び公文五人を置き、百人餘の部下を引つれて莊家に入部したのである。それがため、彼等は容赦なく人民に向つて重稅を課した。人民は其無法を怒つて反抗の態度を示し、本所、領家も亦先例無視のことを非難した。さうした事例の頻發することが幕府に知れると、幕府も打捨て

新補地頭の
横暴

ては置けないので、貞應元年四月、所謂率法と稱するものを制定して、十一町毎に一町の免田と段別五升の加徴米(徴税)とを地頭の所得とすることに決定した。勿論其他に多少の雑税収入もあつたのである。

かうして幕府は紛議の起ることを避け、且つ新補地頭に命じて、本地頭や下司が行つて来た先例を尊重させ、其所得の少いところは、別に詮議を加へて、改めて沙汰することにした。それと同時に視察者を諸國に派遣して、新舊地頭の収入其他を精細に調査させた。かうして幕府は戦後に於ける土地處分のことについて、缺陷などがあるならば、直ちにそれを改めようと鋭意したのである。

當時、幕府が意識しないで、不當に土地を處分したやうな事例が往々あつた。それは土地所有の有様が久しい以前から頗る錯綜して居たのみならず、廷臣、武士の中には、承久戦役に當つて、官軍に屬したのだから、幕軍に附いたのだからわからぬやうな曖昧な態度を示したものがあつたので、幕府でもそれらには適宜に判定を加へて、勿々に土地を處分したことが、往々問題を惹起した。また調査が行届かないで誤認したやうなところもあつた。それらは幕府で力めて公平に裁斷して、不當處置を改めた場合が少くなかつた。かうした苦い經驗などが一主因となつて、幕府は土地臺張の調査整

幕府の地方
視察土地の不當
處分土地臺張の
調査本補地頭と
新補地頭の
暗闘義時行賞を
辭す

理を行つて、それを新たに編成した。それは幕府が比較的正確だと信じたほどに力を入れたものである。

それにも關らず、新補地頭と本補地頭との間は、感情的に融和しないところがあつた。新地頭は本地頭を凌駕しようと力め、本地頭は新地頭の行動を不快な眼で見ると云ふ風で、いつ迄もさうした關係が隱約の間に保持せられた。畢竟、本地頭は頼朝時代からの功勳や閱歷についての自負心を固く抱き、新地頭は北條氏の權威を二なきものと思ひ、互に一步も譲らなつたのである。それが後に至つて、北條氏を亡ぼす一因となつたことは、考へ深い義時や廣元らさへ想察し得なかつたところであらう。

其他、幕府は守護の中で越權の行爲あるものを戒め、行賞の遅延や不行届などについての人々の不平を緩和することに力めたが、義時の如きは、此際寸尺の土地すら受けなかつた。そして、貞應元年八月、彼れは陸奥守を辭し、十月にまた左京權太夫を辭した。かうした謙抑的態度は、幕府をして一層人心を收攬せしむる一因となつた。そして幕府は、戦後人民の疲憊せるがために一問題となつて居た兵糧米の徴收を廢止した。これは幕府が承久戦役中、軍資として、諸國へ使者を送つて、一段につき三升を限り兵糧米を加徴して居たものである。それを戦後に至るも依然として廢止しな

兵糧米撤廢

つた上に、戦勝の勢に酔うた武士が、頻りに兵糧米を督促し、寺院、神社、権門などの中にも、其悪影響に苦んだものがあつた爲め、旺んに苦情が出た。承久三年七月、朝廷からも、さうした不法行爲を禁すべき旨を令し、同十月、幕府に向つて、備前、備中二國を兵糧料所として賜り、断然戦後まで續けて來た新税を中止せしめたのである。

朝幕關係一變

それらの戦後始末と共に、朝幕關係が一變したことは殊に著しかつた。討幕について後鳥羽上皇を諫めた前右大臣徳大寺公繼は右大臣に還任し、西園寺公經は幕府に好意を寄せた報酬として、承久三年閏十月内大臣となり、貞應元年八月左右大臣を経ないで一躍太政大臣となつた。翌二年、彼れは其職を辭したが、依然として朝廷の樞機に參與した。其子實氏は父の餘惠により、累進して右近衛大將兼權大納言の榮位に上つた。かうして公經父子は得意の境に起ち、北山の別墅(七)に西園寺を建て、泉石、建築にあらゆる美を盡くした。そこへ公經が數多の櫻樹を植ゑた時「山櫻みねにも尾にも植ゑ置かむ見ぬ世の春を人やしのぶと」と歌つた。

幕府の積極的態度

後高倉院が貞應二年五月、四十五歳で崩せられると、天皇は未だ幼少であられた爲め、攝政家實が主として政務を見たが、實は公經の權勢に及ばなかつた。公經は事實

西園寺公經の全盛

上攝政としての勢威を揮つて居たので、彼れに媚びるものが多かつた。そして幕府は公經を通じて其政策を行ひ、在來のやうに消極的でなく、積極的に行動することとなつた。

(一)六波羅の管轄に屬した近畿、西國の地は『吾妻鏡』によると、尾張、伊賀、伊勢、美濃、近江、若狹、紀伊、河内、和泉、攝津、山城、丹波、丹後、但馬、越前、飛彈、石見、出雲、因幡、伯耆、長門、播磨、美作、備中、備前、安藝、土佐、伊豫、阿波、淡路などで、備後が抜けて居るが勿論それをも含むのであらう。後天應元年五月、幕府は一時、六波羅の管轄中から、三河、伊勢、志摩、美濃、尾張、加賀の六國を鎌倉の新管とし、其中、伊勢、志摩、三河の三箇國を政所の所轄とした。美濃、尾張、加賀は問註所の所轄とした。同二年九月、更にそれらを六波羅の管轄に復した。

(二)文學博士三浦周行氏著『鎌倉時代史』一四九頁に和田合戦の後の事を叙し、次いで一五〇頁中に「執權、連署兩人の連署せる奉書に將軍の袖判を加署せるものは、是時より政所下文の外、幕府の御家人に對する公文の一様式として採用せられ、後世兩執權の連署實にこゝに始まれり」と述べてある。

(三)『鎌倉文明史論』中にある文學博士吉田東伍氏の『鎌倉時代の莊園制度』及び法學博士福田徳三氏著『日本經濟史論』一四〇頁参照。

(四)『報恩耽文書』参照。

(五)竹越與三郎氏著『日本經濟史』第一卷六二六頁に「此外更に雜稅なるものあること、已

に記したるが如し。雑税中山海狩魚より生ずるものは、初は主として國衙に對する納税となり、鎌倉より取て之に干渉せず、唯、鹽屋の所當(即ち租税)は三分の一を、地頭に取ること、を許容するに過ぎざりしが、貞應二年七月、新規定を設け、山野河海の税は之を二分して、一は國司と領家とに納め、一は地頭に收むることとせしむ、從來慣例あるものは之に背くべからずとせしが、此事に關して領家地頭、莊園内の役人との間、數ば紛争を重ねたるを以て、七年を経て、寛喜二年に至り、更に新令を定め、山野河海の税に關しては從來國衙、領家に納め來りたる本年貢を除きたる殘餘を二分して、其一を地頭に與ふべしと定めたりき」と述べてある。

(六)紀伊國神野、眞國兩莊は按察使葉室光親の所領と見て、一度没官領に編入して地頭を派したが、高野山金剛寺から其寺領であるを訴へ出たので、幕府は兩莊の地頭職を停めた。また法隆寺領播磨國鶴莊久岳名の名主が京方に屬したと云ふので、幕府は地頭を置いたが、同寺のために訴へられ、安貞元年五月、地頭を停めた。

(七)今の金關寺である。

第二節 義時の急死と北條氏の内訌

幕府は承久戦役を利用して、始めて其土臺を確立した。頼朝が爲さんとして未だ爲し得なかつた事業を成就した。それは史上に於ける一大變革と見てよい。即ち日本は、こゝに幕府によつて事實上の統一を見るに至つた。かうして幕府の戦後經營が漸く緒

事實上の日
本統一

義時急死す

彼れの死因
についての
疑ひ

病氣の爲め

泰時も不臣
の責あり

に就くと、其中心人物である義時が元仁元年五月に病み、十二日頓に病勢革つて卒去した。時に彼れは六十二歳であつた。彼れの死については、二三の説があつて、或は驕りのために彼れに誅せられた深見某の子某が義時の酷薄を怨んで刺殺したのだと云ふ説がある。また頓死だとも、脚氣が霍亂かのためだと云ふ説もある。彼れが不臣の罪を憎むものは、彼れの平凡な死を喜ばないで、そこに彼れの末路を醜くするために刺殺説を持ち出して居るが、それは正確な證據がない以上、脚氣衝心か又は腦溢血の類と見た方が自然に近くはあるまいか？ 承久戦役以來、彼れが心思を勞することが少くなかつたことや、貞應三年夏重い傷寒を病み、それが癒えてからも、兎角病後の具合がよくなかつたことなどを合せ考へて見ると、少くとも、それがため、いくらか死期を早めたであらうと思はれる。それが彼れをして頓死に至らしめた下地を爲したのではなかつたか？

義時の人物は、一個の大きな謎である。尊皇主義的に彼れを見るものは、一概に彼れを奸物視して、其長所さへも没してしまふが、若し彼れを奸物の部類に入れるとすると、泰時とても其責は免れまい。承久戦役に於ける義時の不臣を遂行するを手傳つた責めは、明かに泰時にもあるのだ。假りに泰時が梅尾の明惠上人に話したところ

を實なりとしても、尙ほ、不臣の汚名は泰時も亦當時これを負擔しなければならぬ。ところが、泰時の事蹟には彼れの寛裕と謙抑と聰明とを傳へた點が多いので、義時に對するやうな悪感情を抱くものが少く、すべて承久戦役に於ける悪行の大部分を義時の罪とするものが少くない。私は必ずしも、義時を好むのではないけれども、すべて公平に觀察して、泰時とても美所のみを見ずに、承久戦役に於て、不臣の事を斷行すのに與みした罪は見逃がすことが出来ないと思ふ。

政治家としての義時には、既に大きな汚點があるのは云ふ迄もない。ひとり承久戦役のみでなく、彼れが權勢に渴して、手段を選ばずに、其邪魔になる人物を陰險な手段で構陷したところは確かに奸物である。けれどもさうした點を除くと、彼れは政治家として卓越して居た。兼直や謙逸の假面を被つて居たと假定しても、官は僅かに従四位下、右京權太夫に甘んじ、彼れの領地——得宗領と稱せられた——が全國に澤山あるとは云ひながら、承久戦役に於ける行賞を悉く辭退したところは、現代の官僚政治家が、ともすると、僅かの功勞を楯に陞爵を欲したり、榮進を望んだり、甚しきは其運動までするものが往々あるのに比して、遙かに見上げたところがあると云はねばならぬ。

義時の大きい汚點

義時の聰明

政治家としての長所

義時の價值

泰時執權となる

それらは、假りにさほどのことでもないとしても、彼れが民衆のための政治を行ふことに力めて、公明を主としたことは、確かに彼れの卓越した點を示すものである。時政の如きも、『吾妻鏡』によると、民政的手腕が多少あつたらしいが、義時に至つては、それが一層鮮明に見える。實朝時代から承久戦役までの政治は主として彼れの參劃し創意したもので、そこに民衆への政治傾向を明かに示して居る。少くとも、政治上の公正を保ち、且つ民衆を眼中に置いて居たところがある。此點に於て、彼れは政治家としての重要な特性を備へたものと云はねばならぬ。殊に虚譽を捨て、虚名を抛つて實權、實力を尙んだ點は、彼れの聰明さを現はして居る。それで私は彼れの不臣の罪と陰險とを憎み且つ咒ふけれども、彼れの政治的優越を輕視することが出来ない。彼れの後を繼承した泰時の公平な堅實な民本主義的政治は、義時の指導に俟つところが少くなかつたのである。

さて五月十七日、義時の訃報が京都に達すると、泰時は直ぐ鎌倉に向つて出發した。時房も亦其後から下向した。二十六日、泰時が鎌倉に着くと、六波羅探題として彼れの子時氏及び時房の子時盛らを急派した。そして間もなく、泰時は執權の職を襲ぎ、時房は將軍家の連署となつた。此時また一騒動が起つた。それは義時の後妻伊賀氏

(伊賀の方)の陰謀事件である。

泰時が鎌倉に歸つた頃、妙な噂があつた。それは「泰時が其弟政村の野心を疑つて争闘するであらう。それに對して政村も頻りに兵備を收めて居る」と云ふのである。それで鎌倉はまた不安の空氣に閉された。何故かうした噂を生じたかと云ふと、伊賀氏が其兄光宗と計つて、女婿藤原實雅を將軍としようとした爲めである。伊賀氏は義時の後妻で、其兄の中には曾て京都で勇しい最期を遂げた光季の如き模範的な武人が居た。

伊賀氏は義時に嫁して政村及び一女を生んだ。女は參議藤原實雅に嫁したのである。伊賀氏は時政の後妻牧氏に似て居て、政治的野心を抱き、其愛する女婿を將軍に押立て、政村を執權とし、兄光宗らと共に自分が實權を握つて、第二の政子とならうとしたのである。で人知れず謀計を運らして、其黨與を集めるとに力を入れた。光宗の弟朝行、光重らも亦それに加はつて居た。蓋し時政が後妻牧氏所生の子女を偏愛したと同じく、義時も亦伊賀氏所生の子女を特別に愛した。で、其女を夫人とした實雅をも非常に愛した。實雅は能保の第三子で、西園寺公經の猶子であつた。彼れは義時の女を娶ると、鎌倉へ來て、閥閥上の關係から、參議兼右近衛中將となり、從三位に

伊賀氏の陰謀

光宗らの運動

義時夫妻が女婿に對する愛

陰謀を生みし諸原因

三浦義村の態度

叙せられた。實雅夫婦の間は濃密で、承久二年男子を設け、翌三年夫人が懐胎した時は、義時が其平産を祈つて、自邸で千度祓を修した。かうして義時夫妻の愛は他の多くの男子——泰時、朝時、有時、實泰、時尙ら——よりも、主として實雅夫婦の上と政村とに注がれて居たのである。

以上のやうな具合であつたから、伊賀氏は前妻所出の泰時らを好まないで、實雅を將軍とし、政村を執權としようとして考へたのも相當由來のあるとだ。のみならず、伊賀氏の兄光宗に深い政治的野心があり、且つ其材幹を自ら恃む風があつた。彼れは當時政所執事の地位を占めて居たから、尙一步向上しようとして焦慮し、熱望して居たのである。それらが伊賀氏の性格、傾向と合致するに及んで、陰謀を企つることとなつた。そして光宗は、北條氏に對抗してゆくべき聲望ある三浦義村を身方に引入れようとして、百方苦心した。蓋し義村は、義時の懇囑によつて、政村の烏帽子親となつた關係があるので、光宗はさうした筋を辿つて義村を誘はうとしたのである。義村は當時、其女が曾て泰時に嫁して時氏を生んだに關らず、其女が故あつて離別されて、三浦盛連に再嫁したについて、泰時のしたことを餘り好ましく思つて居なかつた。泰時よりも、より多く政村に同情して居たやうな形跡があつた。けれども伊賀氏兄妹の陰謀に悉く

義村異心なきを盟ふ

左祖したかどうか此點は不明である。けれども義村が伊賀氏兄妹に身方したと云ふ噂は、いつとなくひろがつて、政子はそれを聞くと、非常に胸を痛めた。

それで、政子は義村の心事を確めるため、或夜一人の侍女を従へて、そつと義村の邸へ微行した。其時、政子は決心の色を示して、物騒がしい近況から説き始めて、泰時の功勳に及び、義時の嫡子として執権職に就くことの當然であることを述べた後、「御身は泰時の身方をして下さるか、それとも政村の方へ就くつもりか、只今はきりした返答を承りたい」と迫つた。義村は政子に鋭く問ひつめられて窮地に陥り、始めて光宗兄弟らの陰謀あることを告ぐる同時に、政村には毫も異圖なきことを保證し、「私は泰時殿が執権とならるゝを正しいと認めます」と明かに答へた。

これで義村が伊賀氏に與みしないことだけは明白になつた。ところが、他では泰時派と伊賀派との對抗が次第に險惡の色を帯び始めて、今にも争鬪を演出するやうに見えた。で、政子は形勢上に把憂を抱き、將軍頼經を擁して、泰時の邸に赴いた。そこで三浦義村以下の諸將らを招集して、平和を旨として不穩の空氣を一掃すべき必要あることを論じた。そして病中の廣元をも呼び出し、緊急會議を開いた上、數日を経てから實雅の處分については身分が公卿であるから朝裁を仰ぎ、伊賀氏と光宗とは流罪

政子緊急會議を開く

陰謀者の處分

に處することに決定して、漸く時局の安定を保つことが出来た。此時、實雅は越前へ、光宗は信濃へ、朝行、光重らは九州へ流され、伊賀氏は伊豆北條へ幽せられ、政村だけは陰謀に與らぬと云ふので許された。後、安貞二年四月、實雅は河に身を投じて死んだ。

(一)『保曆間記』、『本朝通鑑』參照。『通鑑』には「義時の近侍に深見三郎といふ者あり、其父嘗て數邑の宰たり、色を好み、驕を極め、淫樂を以て業と爲し、飲宴を常となす。故に私に公税を歛め、家に千金を累ぬ。義時之を聞き、其罪を糾して之を誅し、其三子を放流す。三郎は其長なり。年を歴て之を赦し、三郎を擧げて近侍となす。三郎父の罪を贖うて弟の赦を乞はんと欲して、義時に仕へ、太だ勤む。日夜之に侍して怠らず。此の如きこと五年。然れども義時一邑を與へざりき。初め其弟を赦さんとを請うて未だ果さず、三郎之を恨み、義時の疾むに及んで、其隙を窺うて之を刺し、以て讐を報いぬと稱す。亘理の平太、年七十餘、傍に在り、之を隔てんと欲して能はず、三郎遂に義時を弑す。亘理進んで二郎を殺す。北條氏之を思みて、疾みて卒すと稱す」云々とある。

(二)『吾妻鏡』『百練抄』參照。

(三)文學博士三浦周行氏『鎌倉時代史』には「脚氣衝心のため死期を早めたりしならん」云々とある。

(四)『尊卑分脈』參照。

第三節 舊人物の凋落

舊人物の死去

義時の時代が暗い氣分に満ちて居たとすると、泰時の時代は明るい氣分が次第に見えて來た感じがある。また舊人物は概して去り、新人物が歴史の舞臺へ上つてくる趣が見える。此期の始めには、幕府の元老三善康信（法名善信）、大江廣元が前後して歿し、次に政子が廣元の後を追うて、嘉祿元年七月、卒去した。

大江廣元卒す

廣元の政治的眼識

廣元は文權派に於ける第一の功臣である。彼れの冷靜な頭腦、緻密な考慮、遠大な規畫は彼れをして、幕府に缺くべからざる重要人物たらしめた。對朝廷策に於て、幕府の權力確立の上に於て、彼れの策は悉く用ひられて其成功を示した。殊に守護、地頭制度の如きは、彼れの政治的眼識の優越であることをよく證據立てた。頼朝の成功は、廣元に負ふところが少くないのである。晩年、彼れは眼を病んで殆ど失明したので、幕府へ出仕しなかつた。けれども重大事件が生ずると、彼れは必ず召出されて、其の意見を徵せられた。如何に彼れの考へが重く見られて居たか、わかる。彼れと義兄弟の間柄となつて居た親能は、彼れの人物について「覺阿（廣元）は成人の後、一度も涙を見せたことがない」と云つた。覺阿と云ふのは彼れの法號で、七十八歳で歿した。

政子歿す

た。

政子の雄邁と堅忍

悲みを征服す

泰時が活躍すべき新時代

政子が歿した時、政所執事二階堂行盛以下出家したものが多かつた。政子は鎌倉時代に於ける女流政治家としての第一人者であつた。彼れは菅原爲長に囑して「貞觀政要」を和譯させて、政治上の参考とした。彼れの政治的知識がどれぐらの程度に達してゐたかはわからぬが、要するに貧弱なものであつたらう。けれども其雄邁な點に於て、また經驗から得た政治的機略に於て、彼れは男子に舌を捲かしめ、ほどの冴えたところを見せた。彼れは頼朝の歿後、正しく孤閨を守り、また其子孫の上に續生した悲劇に對して、よく哀痛の苦みを忍び、其亡夫の遺業を失墜せぬやうに力めた。彼女とても、女性である以上、子孫の悲劇については、知れず孤獨感、寂寞感に打たれて、そつと泣いたこともあつたらう。世の無常や儂なさを沁々身に味つたこともあらう。けれども彼女をよく其悲みを征服した。そしてそれを善い方へ轉向させた。そこに彼女の非凡な光りがあつた。彼女が世を去つた時、六十九歳であつた。

かうして舊人物が殆ど去つてしまつた後の舞臺は正に泰時の活躍を豫期するやうに見えた。殊に將軍頼經は尙ほ幼少であつたから、泰時は其手腕を自由に揮ひ得る時代に入つた。彼れが執權となつた時分、尾藤景綱が後見となつたが、執權が家令を用ひ

泰時の人物

たのは、それが始めてである。泰時は父義時の善い意味に於ける長所を遺傳されて居た。彼れには、父のやうな險疎なところや、誦詐術數などを亂用するところは見えなかつた。聰明、無慾、寛厚、謙抑などの美所と共に溢る、ばかりの温情を有つて居た。殊に民本主義的政治の信仰者であり、支持者であり、實現者でもあつた。時代と民衆とが要求するところの新しい政治の精神を何人よりもよく理解して居た。そしてそれを具體化せしめるためには、あらゆる努力を惜まなかつた。で、彼れは義時のやうに敵を持たなかつた。彼れはすべての方面に於て敬愛せられた。かうして彼れによつて北條氏の基礎も幕府の命脈も共に保ち、新時代が眼の前に展開されたのである。

泰時の人望

泰時は、就職勿々、彼れの無慾と友愛の情とを示した。それは政子が尙生きて居た時分、義時急死のため何の遺言もなかつたが、泰時は父の遺領を同胞に分與するに就て其大體を記して、政子の内覽を求めた。政子は其同胞に對する泰時の友愛を喜んだが、唯、當時一番多くの土地を領すべき筈の嫡子分が餘りに少いので、「どうしたのですか？」と泰時に問うた。泰時は「執權職を勤めまする以上、他に何の望むともございませぬ」と云つたので、政子は深く泰時の美しい心に感心させられた。思ふに泰時は友情の流露から、自然かうした處置を執つて、同胞に満足を與へ一家の平和を維持して

泰時の無慾

泰時と明惠上人

ゆかうとしたのであらう。

泰時の精神的教養の上には、梅尾の明惠上人の影響が相當にあると思はれる。泰時が始めて明惠を知つのは、承久三年の戦役があつた際である。梅尾山中に官軍に屬し



明惠上人像

た人々がそつと潜んで居ると云ふ噂があつた。それで安達景盛が、山中を搜索した末、明惠を捕へて泰時の許へ連れて來た。泰時は明惠の高い人格を以前から聞いて居たので、上人を尊敬して優遇を加へた。其時明惠は靜かに「梅尾は三寶寄進のところであるから、殺生禁斷の地である。獵から逃れた獸や鷹に追はれた鳥などが皆こゝへ來て生命を救はれる。官軍の人々が假りに山へ來て、生命を助かつたとすると、私は後の咎めを恐れて、それを追ひ出すやうな残酷などは出來ぬ。けれども政法上から、それが悪いとならば直ぐ拙僧の首を刎ねられたい」と云つた。泰時は其慈悲の言葉に感動して、明惠に無禮を陳謝し、輿に棄せて寺へ

明惠の慈悲

政治上の要訣

歸らせた。それが動機となつて、泰時が明恵から法談を聞くやうになつたのである。泰時が明恵から政治上の要訣を聞いたとは有名な逸話の一つであるが、明恵が「武威を以て國を支配するとしても、徳がなければ、久しからずして、禍が來るであらう」と教へたのは畢竟善政を勧めたわけで、泰時も其邊に考ふところがあつたにちがひない。或時、泰時が丹波國で寺領を一箇所榊尾に寄進すると、明恵はそれを固く辭して「かうした寺でも寺領があると住僧が忘れて、道心のないものが籠つて酒色に耽るやうになり、或は兵器を蓄へるとになりませう。兎角、貧しくして人の恭敬を衣食とすれば、放逸に流れることはありませぬ」と云つた。恬淡で清逸な明恵の人格は、知らずく、泰時に影響したであらう。

(一)『澁柿』參照。

(二)『明惠上人傳』中に「上人、法談の次に泰時朝臣に問ひ奉りて、古語「人多則勝天、天定而破人」只今武威を以て國を傾け給ふと雖、其の徳なくしては果して禍來らんこと久しからじ。忝くも我本朝は神代より今に至るまで九十年代に及びて、世々受け繼ぎて皇祚他を雜へず、あらたなる聞えあり、一朝悉く國王の物に非すと云ふ事なし。然れば國王として是を取られんを、是非に付きて拘へ惜まんする理なし。然るを近年官軍を亡ぼし、王城を破り、嗣さへ太上天皇を取りて遠島に遷し奉る。打ち見る所、道理に背きて痛はしく」云々とある。

第四節 民衆生活の片影

民衆政治家泰時の事業を叙するに當つて、一瞥しなければならぬのは當時の民衆生活である。頼朝歿後から、泰時執政の前後に至るまでの民衆生活は、大體に於て、幸福とは云へなかつた。勿論これを平安時代にくらべると、いくらかの安心があつたけれども、彼等の多くは、其地位や生活状態が低く且つ貧しく、そして不安が絶えなかつた。當時の民衆は未だ暗黒状態のうちに彷徨して居た。

當時平安朝以來の名物になつて居た盜賊の横行、迷信の跋扈が中々衰へなかつた。それに庶民は「凡ド」と稱せられて、一般に凡愚下賤のものとして、武士階級の下に隸屬し、殊に商人の如きは、一番下級のものとして見られて居た。すべての人間を公平な眼で見ると云ふやうなとは、まるで夢想だもされぬところであつた。奴婢賣買が行はれたのは、此時代の人間觀の低級であることを現はして居た。それには人商と稱する専門の男があつた。幕府はそれを嚴禁したが、寛喜二年の飢饉があつた時には、またそれを許したのみならず、飢ゑたものを救つて養うてゆくものには、養はれたものを奴婢とした使用することを許した。そこに幕府が庶民をまるで奴隸視して居た心持

庶民の地位

奴婢賣買

が反映されて居た。其の後、幕府はまた方針を一變して、奴婢賣買を禁じ、それを犯すものは關東へ送つて處罰を加へ、賣られた犠牲者は發見次第放免するであらうと云ふことを諸國に諭達した。けれども矢張禁令に背くものがあつたので、今後は違犯者の面に烙印を施すべきことを嚴達した。それでも尚ほ人商の跋扈、奴婢賣買の風が容易に止まなかつた。

好感を以て
見られた農
民

當時「凡下」の階級に屬したのは農工商で、神官、僧侶は別に見られて居た。農民は幕府が土地尊長主義であるところから、一番に好感を以て見られて居た。殊に祖先以來の土地に固着して、僅少の収入に満足し、倦怠の色も見せず、孜々として耕作を續けて居る小農に對して同情を持つた。そして成るべく彼等を保護することに力めた。實朝時代に於ける幕府直轄地に於ける社會政策の如きは、其の一端を示したものであることは既に述べた。泰時も此の方面に特に意を用ひた。けれども守護、地頭らの中には農民から重税を絞り取つて、自家の腹中を肥さつとのみ思つたものが少くなかつたから、農民生活も決して幸福ではなかつた。それに重税を課せられて、饑饉などのためにそれを納入し得ぬものは往々他へ逃亡して浮浪人となつたことは、平安時代の浪人と少しも變らないのである。江戸時代で云へば正に無宿に匹敵して居たものだ。

浮浪人の續
出

幕府はそれらの浮浪人に對して、成るべく放浪をやめさせ、早く歸郷して再び農作に従事せしめる方針を執つた。それから、農民が地方を離れて鎌倉などへ續々出てくるについては、都市集中の弊を矯めるため、相當の取締をした。

商人は農民にくらべると、幕府から大分嫌惡されて居た。年々略々一定の收入によつて生活してゆく武人と時々意外の儲けに有り付いて榮華に耽り得る商人とは、どうしても一致しないところがあつた。また富豪の徒が、幕府の家人の所領を金力によつて自分の物にしようとすることを恐れた。それらの關係上、商人は幕府から冷たい眼で睨まれて居た。それにくらべると、工人はそれほど厭はれて居なかつたやうである。

卑まれた商
人の地位

商人の種類

當時商工人の種類は烏帽子商人、酢造、沽酒、笠張、金銀鐵細工、番匠、漆工、紙漉、唐紙師、佛師、弓矢細工、簀賣、鍛冶其他十種ばかりあつた。都會では行商人が居て商品を笈のやうな箱に入れて背に荷ひ腰に刀を挿し、傘をさして諸方を廻つた。また販婦と稱する女の行商人があつて、頭上へ商品を載せて賣つて歩いた。職工も亦多く都會に群つて居た。

此期に入つて、商人階級の分化し來らんとする傾向と共に、金錢思想が平安末期の

金錢思想の發達

有力な富者なし

女齒科醫

趨勢を受けて更に強められて来たのは、注目すべき点である。或書によると「金錢は神佛同様の價値を有するもので、それを増殖してゆくには須らく奴隸の如き態度を以てしなければならぬ。そして正直、信用などによつて職業は榮え、金錢は益々増加されてゆく」と云ふのが當時の思想であつた。それは或は印度、支那の書などから借用した口吻のやうにも思はれるが、平安末期に於ける『新猿樂記』などにも、さうした金錢思想が暗示されて居たところを見ると、既に當時此種の思想が發生して居たことがわかる。

さうした割合に未だ有力な富者の發生を見なかつたわけは幕府が商人に向つて、營業地や商品の價値を制限して、其發展の自由を或る程度まで拘束した爲めである。武士、農民中の資産家などにくらべて、特にすば抜けたものは少かつたのである。勿論商業の發達は、平安末期にくらべて、より多く見るべきものがあるのは云ふを俟たぬ。それは民政振興の結果によるところが多かつた。

其他庶民社會には、縣神子、陰陽師などがあり、醫師は其檢定試驗が廢れてから、和氣、丹波兩家の占有となつてしまつた。また齒科醫が出來て、女子もそれに従事したのがあつた。それは主として抜齒を業としたので、齒の衛生や修理は未だ行はれな

勞働者階級

白拍子と遊女



鎌倉時代の遊女

かつた。藤原定家の『明月記』には「齒取老嫗を喚んで齒を取らしめた」と云ふことが記して居る。農民に伍して生活して居た勞働者には、伯樂、炭燒、獵師、狩人、水夫、廻船人、梶取、漁客、海人などがあつた。また養蠶を主として居たものもあつた。遊藝で生活した群には、獅子舞、傀儡師、琵琶法師、田樂などが居た。武藝や相撲になつて糊口を支へてゆくものもあつた。

京都で出來た白拍子は貴族社會の玩弄物となつて、今日の藝妓同様の姿を呈して居たが、武士及び庶民の遊びに對しては遊女があつて、近畿では淀、大渡、神崎、江口附近、鎌倉には化粧坂、關の下、大磯などに住んで居た。それらの遊女と心安くなつた客を子夫と云つた、それに對する遊女のことを子君と云つた、勿論、當時の遊女は鎌倉中期以前、主として貴族、武士などを客として、百姓や町人などを客としたのではな

庶民生活の
経済的向上

かつた。それが中期頃に百姓、町人をも相手とするやうになつたのは、畢竟庶民の経済生活が向上した爲めである。云ひ換へると、経済上に於て、武士に譲らないだけの實力を備へるやうになつたのである。

遊女を禁止す

それと共に百姓、町人が遊女の色に溺れて破産したり、自墮落になるものも次第に増したので、幕府は弘長元年二月、遊女禁止の令を發した。けれどもそれは素より行はれるべき性質のものでなかつた。享樂を愛し、性慾の飽滿を求めるところの人間は、何處かに其發散地を要したからである。それがため、鎌倉に居た武士が、勤務の餘暇に慰樂を求める必要があるとの口實で、禁令を撤廢した。そして日食と云つて、其日の食料を遊女に與へて遊ぶことにした。それは纏頭の代りをしたのである。其他、京都では桂女(三)と云ふのがあつて遊女、白拍子を勤めたやうであるが、彼女らは京の桂の里で鮎を賣つて居たのが後にさうなつたのである。

再び遊女設置を許す

僧侶、神官は一部の人々を除くと、墮落が甚しかつた。蓋し幕府の敬神崇佛主義が彼等の生活を保證して、守護、地頭も彼等を支配することが出來ず、一種の治外法權を有つもの、やうに、自由を與へられて居たからである。「守護入部の禁」と稱して、たとひ彼等に罪があつても、守護、地頭は濫りに境内に入つて彼等を捕へることが出來な

桂女

僧侶と神官

かつた。其の上掲示を出して、武士が社寺に向つて亂暴することを固く禁じ、兵糧を徵收することを免じて、「守護不入の地」と稱した。殊に大和には社寺が多かつたので、幕府は特に守護を置かぬことにした。

僧侶の墮落益々甚し

それほどに優遇さるゝのを知り乍ら、僧侶の多くは平安時代とひとしく、氣に入らぬことがあると神輿をかついで宮闕に追つたり、利益の争ひのために血を流したりした。また彼等の品行は少しも修らなかつた。暇さへあると武技に耽つて、讀書、修養などに力めず、色を漁り、酒肉を貪り、婦女のみならず少童を愛して不倫の行ひをした。

「ぼろぼろ」と稱した墮落僧

彼等は物資が盡きると、佛事の執行、社寺の修繕などを口實に財物寄附を求めて歩き、それが纏ると遊興費とした。中には、大道藝人のやうになつて、米錢を乞ふものや「ぼろぼろ」と云つて、尺八を吹きながら人の門に起つて、錢を得たものなどがあつた。それに賣子(四)と云つて、行商をするものもあつた。後世、破戒僧を賣子と云つたのは、此邊から轉化したものであらう。新興の宗教が、以上僧侶、神官の墮落を一掃し去らうとしたのは當然のことであり、泰時の如きも對寺院政策に於て、嚴肅な態度を示すに至つたのである。

賣子

出家入道の
心持

實阿彌陀佛

入道した康
信

當時武士、庶民らを通じて流行したのは出家入道することである。それには内部要
求に驅られて俗心を去り、只管佛陀の手に縋らうとし、或は精進工夫して成佛の道を
得ようとしたものが少かつた。唯々厭世の心が少し萌したり、病に悩んだり、死期が



博 奕 打

近付くと、出家入道するものが多かつた
のである。彼等はそれによつて「往生の
素懐を遂げた」と信じて居た。そして入
道すると、實名の一字に阿彌陀佛と云ふ
言葉を加へて、某阿彌陀佛と稱した。例
せば和田義盛の子朝盛が入道して「朝盛
入道實阿彌陀佛」と稱したやうな具合で
ある。また道や妙の各一字を名に冠らせ
て、道某、妙某とも稱した。禪門(男)や
禪尼(女)などの稱も出来て行はれた。それに入道しても、俗界から離れないで、家事
を支配し、政治、軍事に參與するものが少くなかつた。問註所執事三善康信の如きは
其の一人である。また『御成敗式目』に起請の連署したもの十餘名あるうちに、沙彌と

賭博流行

賭博の勝敗
から喧嘩を
生ず

稱したものが三名もあつた。此風は後に至つて禁ぜらるゝやうになつた。それは時頼
の歿した時、剃髪するものが極めて多かつたからだ。

それらの弊風にくらべて一段劣悪であつたことは、下層の庶民間に賭博が流行した
ことである。それは雙六を用ひて金錢を賭けたので、催主を「どう」と云つた。「どう」
は采を入れる筒の名であつたが、催主が米を手にするところから、さう呼ぶに至つた。
賭博に熱中したものは、勝負のことから争鬭を醸し、殺傷し合ふことが多かつた。中
には、賭博にすつかり負けて財産を失ひ浮浪人の群に入つて盜賊と化するものがあつ
た。それで幕府は痛切に其弊風を感じ、嘉禎四年一般に雙六を禁じた。後、武士のみ
は雙六を玩ぶことを許したけれども、下層に向つては固くそれを禁じた。

(一)凡下は凡夫と云ふのと同様で『小乗大乗分別鈔』などから此各稱が出たのである。

(二)『徒然草』に「或大福長者のいはく、人は萬をさし置きて一向に徳(得)をつくべきなり。
貧しくは生けるかひなし、富めるのみを人とす。徳をつかんと思はば、すべからず先づそ
の心づかひを修行すべし。その心といふは他の事にあらず、人間常住の思に住して假りにも
無常を觀することなかれ、これ第一の用心なり。次に萬事の用をかなふべからず。人の世に
ある自他につけて所願無量なり。欲に従ひて志を遂げんと思はば、百萬の錢ありといふとも
暫も住すべからず。所願は止む時なし、財は盡くる期あり。限ある財をもちて限なき願に従

ふことを得べからず。所願心にきざす事あらば、我を滅す惡念來れりと堅く慎みおそれて小用をもちなすべからず。次に錢を奴の如くしてつかひ用ゆる物としらば長く貧苦を免るべからず。君のごとく神のごとく畏れたふとみて従へ用ゆることなけれ。次に恥に臨むといふとも怒り怨むことなけれ。次に正直にして約をたたくすべし。この義を守りて利を求めん人は富の來る事火の爆けるに就き、水の下れるに従ふがごとくなるべし。錢積りて盡きざる時は宴飲聲を事とせず、居所をわがらす、所願をなさざれども、心とこしなへに安く樂しと申しきとある。

(三)建保二年の『職人歌合』中に、桂女のことについて「かつら川ふるかはの鶴かひ舟、いく夜の月をうらみきぬらん」と歌つて居る。

(四)沙彌は『秀句十勝鈔』などから出た語で、梵語では沙彌 (Sramana) と稱する。梵音で室羅摩拏洛迦、室末那伊洛迦と云ふ、息慈、息惡、行慈、求、寂など譯されて、惡を息め、慈を行ふの意である。求寂の意味は涅槃の眞寂を求むるとの意だ。男子が出家して十戒を受ける一般に沙彌と云つた。佛門に入つて未だ學道成就しない小僧のことを沙彌と云ふ。

第五節 不安と出離思想

平安時代に著しく見えた各種の迷信及び生活不安は、矢張り此期に入つても續いて居た。それは鎌倉よりも京都に多かつた。觸穢を避け、物忌に囚はれ、修法、祈禱、易占などを重んじ、怪異や凶兆や亡靈などの存在を信じたのは、平安時代同様であつ

た。唯々怪異の内容などがいくらか變つて來た。平安時代には鬼が多く出たが、此期

は天狗が多く出て、色々の神怪を現はすやうに信ぜられて居た。天狗は妖鬼の一種で、業通力を有つて異象を人に示すとされて居るのである。『著聞集』には、天狗のことが二三出てゐる。建保の頃、大原の維蓮坊が五種行を始めて行つた時分、天狗が來て度其修業を妨げ、終に彼れを引きつれて、空を翔りゆき、山中の草庵に伴つた。そこには人々の聲がして居た。どうなることかと彼れは心配して、一所懸命に十羅刹を念じて居ると、二人の童子が現はれた。それと見て天狗の姿も、人々の聲も一切消えて、事なく生命を助けられたと云ふ傳説がある。また仁治の頃にも、天狗が僧侶などに惡戯をしかけて、其僧を鐘樓につるしたま、姿を晦ましたりしたことがあつた。天狗が一種の業通力を有したものと、誰れも思つてゐたのである。

變化は古狸や颯鼠などが出没する結果現はれるものだと思はれて居た。後鳥羽上皇の時代に水無瀬殿の邊で毎夜、山から傘ほどの大きな光り物が、御堂の中へ飛び込むのを度々見たので、院の西面、北面の武士が、頻りに其正體を見届けようとした。けれども大抵逸し去ることが多かつた。或る夜、一人の武士が不圖、光り物が山から池の上を飛びゆくの見出したので、屹と矢を射中てた。後、人々を呼んで火を點し

姥に化けた
狸

て其正體を見ると、大きな鼯鼠(むさぶ)であつた。一體、水無瀬の邊は淋しかつたと見えて姥に化けた大狸(三)が出たことも傳へられて居る。また八條殿でも化物が出る噂が高いので、庄田頼度が其正體を見届けるやう命ぜられて、毎夜八條殿に赴いたが、六晩共に何の變つた様子もなかつた。七晩目に何者か土器の破片をばらばら頼度に投げ付けた。けれども一向、其形體がわからなかつた。程經て黒い物がすつと過ぎゆくの、頼度が捕へて見ると古狸であつた。

吉兆と凶兆

怪異のほかに前兆(吉兆、凶兆)のあることが固く信ぜられた。壇の浦の戦で、八幡宮の象徴とされて居た白鳩が、義經の弭の上に舞ひ下つたのは吉兆で、彼れの勝利を暗示したのである。政子が夢のうらで、大鏡が山比浦の浪の中に浮び出て、其中に聲がして「自分は太神宮である、天下の有様を見るに、やがて世は大に亂れるであらう。然し自分を整くならば治平を得られる」と云つたのを聞いて目ざめた。で政子は直ちに波多野朝定を派して、神宮へ奉幣させたが、間もなく承久戦役が起つた。それは凶兆とのみ云へないが、戦争の豫兆として政子が夢想(天)を信じたわけである。また實朝が歿する前に色々の凶兆があつたと傳べられたことは既に記した。當時の人々は、さうしたことによつて、一喜し一憂したのである。

夢想

神佛の加護

必ずしも迷信ではないが、神佛の加護を信じて、修法、祈禱の力に多く依頼する傾向は、鎌倉などでも著しかつた。放生會、心經會、八幡宮法會、一切經會など將軍が度々それを修した。政子は其宿願を達するために二度までも熊野詣をした。病氣や凶事や天變や悲みや、出産死亡戦争などある毎に修法と祈禱が行はれた。それらは、平安時代の情勢である。そして神の應驗があると、其姿を示すと云ふことはあり得べきことだとされた。北條時政(五)は江の島の辨天が赤い袴に柳裏の衣を着けた女房となつて現はれたのを見た。和氣松名が奇雲の中に衣冠(八)を着けた神の姿を見たと云ふのも、當時では、あり得ることとされて居たのである。以上は結局、宗教的情操や哲學的思想の開展を見ないことを示したものである。

神の應驗

次に民衆生活の不安となつたは、戦争の續發で、それに伴ふ徵稅や迷惑が少くなかつた。戦争はどの位彼等の存在を脅かしたか知れない。それから平安時代と同じく、盜賊の出沒が旺んで、兎角、物騒を極めて居たことも不安の一つであつた。これは鎌倉よりも京都の方により多く見る現象であつた。頼朝が總追捕使を諸國に派した頃は、一時盜賊も影を隠したけれども、頼朝の歿後また續々姿を見せた。それらの中には公卿の子弟や破戒僧なども加はつて居た。彼等は三四十人づ、一團となつて、松明

盜賊の出沒

を耀しながら官廳にも民家にも押入つて、財物を奪ひ、殺人を行つた。また社寺の寶物を盗み出したり、山陵を發掘して貴重品を掠め去つたりした。後堀河天皇の治世には内裏に忍び入つて劍を盗み去つた大膽者が居た。京都のほか、奥羽なども群盜が横行して旅人を脅かしたので、幕府は地頭に命じて驛毎に番衆を置いて路次を警戒せしめた。

此時代の盜賊で其巨魁と目せられたのは、交野八郎、真木島十郎、大殿、小殿などである。交野八郎は今津と云ふ^(九)ところに留つて居たところから、西面の武士に襲はれたのである。其時、後鳥羽上皇も船に召されて、捕盜の様子を窺覽された。八郎は平生山にも籠り、水中にも姿を隠して、却々捕へられなかつたのであるが、此時は意外に早く捕へられた。後で上皇が其理由を聞かれると、上皇が重い船の權を扇など持つやうに片手で、取られて居たのを見て、最早抗し難きやうに思はれ、終に捕へられた旨を白狀した。で、上皇は「面白い奴だ」と思召して、罪を赦し、臣下の列へ加へられた。

盜賊中には、其感懷を和歌に託するものが往々あつた。承久の頃佐々木廣綱に捕へられた賊は、「あふみなる鏡の山にかけ見えて、さつきのへとてわたりぬるかな」と咏

盜賊の巨魁
交野八郎

和歌を詠んだ
盜賊

自首して出た
巨盜

金錢蔑視の
思想

んだ。また木幡と云ふところで捕へられた賊は、「はさまれて足はうつきの時鳥、鳴きはをれどもとふ人もなし」と咏んだ。

小殿は大殿が後鳥羽上皇の時代に捕へられた後、矢張り自首して出たのである。彼れは其儘源康仲に用ひられて、謀計を以て真木島十郎を捕へ、また使ひ歩きはまるで疾風^(二〇)のやうに早かつた。「あの男の脚力はとても人間業でない」と云はれた。以上はいづれも盜賊の巨魁ばかりであるが、其他の小盜は所在數が知れないほどであつた。京都市民は、依然として警察制度の不備のために、いつも其生命、財産上の不安を感じなければならなかつた。

鎌倉では京都よりも盜賊が少かつた代りに、戦争のため人民が始終惱まされ通して來た。流血の悲劇、財物損亡の悲み、それらが人民を疲弊させ、其心を暗くさせた。當時世相の險惡や天變地異や戦争の勝敗や佛教思想の影響などのために、一種の出離思想が武士の間にも行はれて居た。鎌倉に於て度々地震があり、人の衰滅があり、戦争の被害がありなどしたことは、どの位武士の出離思想を刺戟したか知れやしなかつた。其一端として現はれたのは、金錢尊重思想に對して、それを卑む思想が一方に行はれたとだ。それは一面、佛教の無常觀に根ざして、淨土の彼岸を欣求し、名利を卑

み、金銭、財物を白眼視する傾向を帯びて居た。云ひ換へると、それは人間の欲望を悉く否定して、財物の獲得を生命維持の最小限度に留めようとする消極的な淡泊な思想で、人生の逃避者乃至僧侶らの正に抱くべき観念であつた。

武士の間では、熊谷直實らの後に實朝の死、政子の死、時政、義時らの死によつて出家した人が数多くあるけれども、出離思想をよく代表したのは、梶原景時一族だと傳へられる無住國師である。彼れは景時の滅亡が動機となつて早く佛門に入つた。彼れは二十五年間、佛教を修業して、尾張木賀山長母寺の住職となつた。彼れは『沙石集』、『雑談集』などの著者であるが、名利や財物や權勢などを一切白眼視して、世を出離して、聖貧禮讚の生活を徹底した人であつた。赤裸な無一物に近い乞食のやうな生活を彼れは、長い間續け通した。

無住の實生活を詠んだ歌には、「よしやけに貧しき家ぞおのづから世をのがれたる住居なりけり」、「さらすとも愛するよしに云ひなして世をわたるべき粥と麥飯」、「へつらひの楽しきよりも詔らはで貧しき身こそ心やすけれ」、「つながざる船の如くに身をなして西に東に風にまかせん」などがある。彼れはかうして聖貧中に生活して、そこに安心と満足とを見出した。そして奢侈に耽り、多く美食を執る人々に短命者が多い

聖貧禮讚

無住國師の歌

ことを述べて、大名など云はる、人は大低命が短い」と云つて、貧しい粗食者に恵まれた長壽を自信した。

だが時々彼れは食物の窮乏に迫られて、饑ゑに苦められた時があつた。さうした時、彼れは「娑婆を他國(二四)と思ひ、極樂を本國父母の國と思て淨土行業」と自分を慰めた。淡々として水のやうな清純な生活の中に、彼れは八十七歳の長壽を得た。其間、彼れは京へも鎌倉へも出なかつた、他の僧徒が朝廷や幕府の愛護を求めてやまない俗風を超然として眺めて居た。勿論彼れとても人であるから、「人は不和、寺は無縁に薪なし木が崎こそこりはてにけれ」と嘆聲を洩らしたともあつたが、それでも最終まで聖貧禮讚の心持を失はなかつた。全く世を出離した逃避生活の中に彼れの安住の地を得て居た。此點に於て、彼れは武士出身者の出離思想の一面を代表して居たやうに思はれる。これを京都文化を呼吸した兼好の遁世生活にくらべると、無住の方がより多く徹底して居ることがわかる。趣味化された兼好の遁世は、いくらか執着の心を去り得ぬ俗人の境地と左程異らなかつた。此點は無住とまるでちがふのである。

兼好は無住よりも遙かに後に出た人であつて、京都宮廷の空氣を多年呼吸し、歌人として頼阿、慶雲、淨辨などと竝んで、斯道の四天王と云はれた。無住が少年時代か

無住の窮乏と淨土欣求

出離生活者の一面を代表す

兼好の遁世

ら寺に入つたのとは趣を異にして居る。それに彼れの出家の動機は橘成忠の女中宮の少辨に戀して成功しなかつた爲めだと云はれる。爾後彼れは目途のない旅に出て、一年餘を漂泊に送り、正中元年六月、平生寵を受けた後宇多上皇が崩せられた時、愈々出家して佛門に入つたのである。そして晩年は京の雙が岡に草庵を結んで住んだ。

兼好も亦無住とひとしく、聖賢禮讃の心持を有つて居た。彼れは好んで無常を説き、世の繫縛に囚はれ、浮雲のやうな利慾に眼をくらませることの愚かさを説いた。そして簡易生活の中に清く遁世することの必要をも述べた。けれども無住のやうに來世に於ける極樂淨土を欣求する心は殆どなかつた。さうしたことを彼れは其著書の中に説かなかつた。こゝが既に無住とまるで異つて居る點だ。『方丈記』の著者も現世を厭離して來世に逢ふべき淨土に憧憬したが、兼好はそれよりも現世に於ける趣味の樂園を求めた。兼好の遁世は一種の趣味であるのだ。彼れが無常を觀するの亦趣味の眼から見てのことである。そして現世の悲みや煩累や利慾などから解放されて、物の情を感じずる趣味の樂園に生活するところに人生の意義を認めた。彼れはよく「大事」と云ふことを云ふが、それは生死の一大事と云ふ意味ではなくて、人々が只管志す各自の道に向つて精進すると云ふ「大事」にほかならぬのである。兼好にあつては趣味の樂園

趣味の樂園

「大事」の意義

一種のザレ
ツタント

四季の風物
に對する嗜好

戀愛の情慾

に住することが彼れの「大事」であつた。彼れはさうした「大事」のために世の煩累を捨て、時には俗間の義理、人情の繫縛をも斥ける必要のあることを説いたのである。此點に於て、兼好は遁世者中のデレッターであつた。

彼れは四季の推移、風情や人生の變遷、衰頹、興廢のあとや衣食住の嗜好や一種の古典的色彩、情調などの上に自己特有の趣味を見出して、そこに彼れの樂園を有した。春の艶美、夏の清麗、秋の閑雅、冬の寂寥のうちに、彼れは詩的情調を見出して悦びを感じた。また彼れは旅行、讀書、戀愛、閑居などの趣味に就ても其特殊の感じを記した。大體に於て彼の好むところには、一種の物哀れさが附纏つて居るか、または古典的な香味が作うして居るかした。戀愛に於ても彼れは其體驗から失はれた戀の悲しい趣を嘆ち、心のま、にならぬ戀のはかない風情を趣深いと見た。要するに兼好の出離思想と遁世生活とは、無住と大分ちがつて居た。そこに南人文化の色彩を帯びた兼好と、北人文化の色彩を帯びた無住との差異が認められる。そして文學的方面から云へば、無住の『沙石集』は到底兼好の『徒然草』に及ばぬのは云ふを俟たぬ。『徒然草』が佛教思想及び老莊哲學などの思想を背景として、優雅な文章と透徹した觀察眼を示して居るところは、鎌倉時代に於ける隨筆として無類のものである。兼好は觀應元年、六

十八歳で世を去つた。

- (一)『戒法門鈔』参照。
- (二)『宇治拾遺物語』。
- (三)『古今著聞集』。
- (四)同上。
- (五)『平家物語』。
- (六)『吾妻鏡』。
- (七)『太平記』。
- (八)『源平盛衰記』。
- (九)『古今著聞集』。
- (一〇)同上。
- (一一)『徒然草』に「名利に役はれて閑なる暇なく一生を苦しむるこそ愚なれ。財多ければ身を護るに惑し。害を買ひ煩を招く媒なり。身の後には金をして北斗を支ふとも人の爲めにぞ累はるべき。愚なる人の目を悦ばしむるたのしみ又あぢきなし。大なる車、肥えたる馬、金玉の飾も心あらん人はうたて愚なりとぞ見るべき。金は山にすて、玉は淵になぐべし。利に惑ふはすぐれて愚なる人なり」と述べて居る。
- (一二)『沙石集』、『雑談集』。
- (一三)『雑談集』。

(一四)『沙石集』。

(一五)『徒然草』第五段、第二十五段、第三十八段、第四十一段、第四十九段、第五十八段、第五十九段等参照。

(一六)『方丈記』に「春は藤波を見る。紫雲の如くして西の方にほふ。夏は時鳥を聞く。かたらふごとくに死出の山路をちぎる。秋は日ぐらしの聲、耳に満てり。空蟬の世をかなしむかと聞ゆ。冬は雪をふはれむ。積り消ゆるさま、罪障にたとへつべし」とある。

(一七)『徒然草』第五十九段に「大事を思ひたむ人は、さりがたく心にかゝらむことの本意を遂げずして、さながら棄つべきなり」と述べて居る。

(一八)同上第二十二段。

(一九)同上第十九段「折節の遷り變るこそ物毎に哀なれ。物の哀は秋こそ勝れと、人毎に云ふれども其にもさるものにて、今一際心も浮き立つものは、春の景色にこそあんめれ。鳥の聲なども殊の外に春めきて、長閑やかなる日影に、垣根の草萌え出づる頃より、稍春深く霞み渡りて花も漸々氣色立つ程こそあれ。折しも雨風打續きて、心慌しく散り過ぎぬ。青葉に成り行くまで、萬づに唯心のみぞ惱ます。(中略)淋佛の頃祭の頃、若葉の梢涼しげに繁り行く程こそ、世の哀も人の戀しきも増れと、人の仰せられしこそ實に然るものなれ。五月、菖蒲薺く頃、早苗取る頃、水鶴の叩くなど心細からぬかは。六月の頃怪しき家に夕顔の白く見えて、蚊遣火燭ふるも哀なり。(中略)さて冬枯の景色こそ、秋にはなさく劣るまじけれ。汀の草に紅葉の散り留りて、霜いと白う置ける朝、遺水より烟の立つこそをかしけれ。年の

第五章 第五節 不安と出離思想

暮れ果て、人毎に急ぎ合へる頃ぞ、又なく哀なる。荒涼すさまじじきものにして見る人も無き日の寒けく澄める二十日餘りの空こそ心細きものなれ」云々と記して居る。

(二〇)同上第二十六段、第三百三十七段参照。第二十六段では「風も吹きあへず、うつろふ人の心の花になれにし年月をおもへば、哀と聞きし言の葉毎に、忘れぬものから、我が世の外に成り行く習こそ、亡き人の別よりもまさりて、悲しきものなれ」と述べ、第三百三十七段では「男女の情も、ひとへに逢ひ見るばかりを云ふものは。逢はて止みにし憂さを思ひ、徒なる契をかこち、長き夜をひとりあかし、遠き雲井を想ひやり、薄茅あさぢが宿に昔をしのぶこそ、色好むと云はめ」と云つて居る。

第六章 武家時代の産業状態及び市政

第一節 鎌倉の繁昌と市政

頼朝が幕府を鎌倉に設けて以來、其繁昌は目を追うて加はつた。殊に承久戦後に至つて幕府の權勢が増し、基礎が確立すると、一段の繁榮を示した。其疆域は東に六浦、西に稻村を控へ、南は小坪、北は山内を限界とした。南一面は海に臨み、他の三面は緑の小丘に圍まれて自然要害の地勢を形造つて居た。それに風光が明麗で、氣候が温暖であつたから、政治的幕府として、消費的都市として規模こそ小さいが、生々した繁昌の有様は京都を凌ぐばかりであつた。

當時の有様は貞應二年四月、親しく鎌倉を視察した源光行の『海道記』などを見るとわかる。勿論『海道記』は浮華な形容詞を澤山川ひて、大分誇張した跡があるけれども、大體の様子がそれで察せらるゝのである。「山比濱の方には、數百艘の船が碇泊して、恰ど大津のやうな賑かさを示し、陸上には千萬軒の家が軒を列べて、大淀邊の繁華に似た趣を現はして居る」と光行は記した。蓋し關東の大小名は、いづれも鎌倉に邸宅

自然の要害

源光行の『海道記』と鎌倉の賑ひ

千萬軒の家

を構へ、壯麗な神社佛閣が市街を飾つて、新興の勢ひが到るところに溢れて居たことであらう。

政教區域と
商業區域



當時幕府は市制上、政教區域と商業區域とを別にする方針を執つた。それで北部を主として政教

區域として、第一に政廳を置き、且つそれにつれて、源氏の氏神として崇敬された鶴岡八幡宮や主要な寺院を其方面に置いた。大町から材木座へかけての東南部はそれを

市場の所在地

政廳の有様

商業區域とした。材木座邊には多くの船舶が集り、商店が榮えた。寺院及び武士の邸宅に於ける建築用材は悉く此處から陸揚げした。最初商店は、市内の各所にちらばつて居たが、幕府は市制上不都合を感じて、建長三年一定の商業區域を定め、そこで營業して他へ出てはならぬことにした。それらの町は龜谷辻、和賀江、大倉辻、大町、小町、米町、乗飛和坂山上などであつた。後此制限がまた破られたので、文永二年市場を大町、小町、穀町(米町)、魚町、武藏大路下、須知賀江橋(筋違橋)、大倉辻と定めた。いづれにしても、東南部が大體に於て商業區域となつて居た。

見るべき市街美は概して北部にあつた。其區域に幕府が大倉と云ふところに建てられて居た。此處は今の鶴岡八幡宮から荏柄天神までの間で治承四年以來嘉祿元年まで約四十六年間、政廳の所在地となつて居た。後、嘉祿二年宇都宮の辻(小町大路の中間)に移り、また最後に若宮大路に移つた。そこは若宮大路と小町大路の間、横大路の南方にあつた。嘉禎二年から元弘三年まで九十六年間政廳が置かれて、北條氏の滅亡する時までであつた。最初の位置は今日頼朝の邸跡と稱せられて居る。執權の邸は今の小町の寶戒寺のところにあつて、これは別に移轉しなかつた。頼朝は質素儉約を旨としたから、規模の上で京都や奈良などに匹敵するやうな市街美を構成することが出来

社寺の美観

一種の障壁
と七城門

なかつた。幕府や大小名の邸のほかは佛寺が割合に多くて、それからが鶴岡八幡と共に市街美を添へた。殊に後に五山十刹(三)と稱せられた寺々が悉く揃うて出来た時分は、一層鎌倉の美観を増したことであらうと思はれる。

鎌倉には一種の障壁があつた。そこに城門が設けられて居た。それは「七口」と稱せられた。片瀬、腰越へ通ずる極楽寺切通、藤澤の方へ通ずる化粧坂及び大佛切通、三浦郡へ通ずる名越の切通、金澤へ通ずる朝比奈の切通、山内に通ずる龜谷坂、山内から大船まで通ずるところの巨福呂坂(四)などがそれであつた。極楽寺の切通は鎌倉中期に開鑿したものである。以前それは、人々が稲村崎の海岸に海水の浸蝕することが少かつたので、往還にして居たのだが、中期から海水の浸入が漸く加はつたので、それに對して極楽寺の切通を開くことになつたのだ。

かうして鎌倉は其周圍を堅固な城壁によつて支へ、七城門を作つて、他から恣まに交通することが出来なくなつて居た。此意味で一つの大きな城の形を爲して居た趣があつた。それに一方里半ばかりの廣さを有した城内を、大體十二に區劃して居た。それは大町、小町、雪之下、二階堂、西御門、十二所、淨妙寺、材木座、岸、長谷、坂下、扇谷などである。それがまた一割毎に小さく區分された。元來、鎌倉の地層は柔

一つの大きな城

鎌倉名物の谷

ヤグラ

かであつたから、雨水や河水のために削り取られたり、大小の斷層が出来たり、地層が傾斜したり。平坦になつたりして、可也に錯雜を加へた結果、小さい谷が多く出来上つた。それが谷として知られたもので、土地では「やと」と云うてゐた。そして名越谷、谷影谷、佐介谷、佐々目谷、藥師堂谷、辨谷、犬懸谷、比企谷、葛西谷、大御堂谷などが出来た。さうした谷々には豪族らが各々邸を構へて、一郭の主人となつて居た。比企が居るところは比企谷、名越が居るところは名越谷と云ふ風に名付けて、勢を張つて居た。谷のほかには多いのは「ヤグラ」で、それは巖穴である。「ヤグラ」は山谷中腹の岩石を切り、長方形に穿つた横穴で畢竟鎌倉の石が軟質のものだから、それに穴を穿つことが容易なところから「ヤグラ」が出来たのである。其内部には五輪塔形を彫り、或は寶篋印塔、五輪塔を安置し、人骨を収めた形跡が見える。



鎌倉の繁昌を反映する一つは商業の發達であつた。當時、鎌倉の市場には、絹座、炭座、米座、檜物座、柏物座、千朶積座、馬座などがあつた。檜物座は檜の

薄板で作つたまけ物を賣る店のことであらう。千朶積座は後世高荷と云つたものらし

商業上に於ける七種の座

幕府の商人
に對する干
渉

組合員の人数を制限す
酒の醸造に
ついての制
限

い、相物座^(五)は生魚、干魚などの店であつたらう。かうして商店が七種に分けられたのである。座を持たぬ商人中には、振賣、手賣など稱したものが居た。座では商品を見世棚へ列べて賣買した。「タナ」、「ミセ」など云ふのは此頃から始つたことであらう。幕府はそれらの商人に對して多少干渉を加へた。勿論それは商業の發達を妨げる程度に干渉したのではなかつた。唯、商人中巨富を擁するものが出来ないやうにと云ふ程度で干渉を試みたらしい。或は社會政策の上からの干渉と解してよいやうな點も見える。鎌倉中期頃には、座員の間既に組合が出来て居たらしい。米座、魚座などの名稱がなくとも、其實質上ではさうした座が成り立つて居たものらしい。それらは明かに商業の繁昌と示して居た。幕府が寶治二年に商人の式數を定めたこと云ふことは、つまり組合員の人数を制限したものであらうと思はれる。また幕府は市街の體裁を保つ上から、商店を構へるために町幅を狭めたり、道路を破壊したりすることがないやうに嚴達した。時としては稻の不作のひどい年には、酒の醸造を制限したこともあつた。建長四年、鎌倉中にある三萬七千二百七十四口の酒壺に對し、一屋一壺の制限を布令して、他の造酒を禁じた。蓋し酒の原料となる米が同年不作であつた爲め、かうした緩和策を試みたのである。それから幕府は曾て往阿彌陀佛が築き上げて後、崩壞

加賀江島

市政状態と
各種の奉行

盜賊を警戒
す

市政上の一
改革

した和賀江島附近で、商人が他に賣つた材木の丈が短くて、建築に役立たぬのを見ると、適當の寸法を定めて、それに達しないものは沒收したこともあつた。さうした干渉があつたけれども、商業は繁昌した。

次に鎌倉に於ける市政については、政所に保檢斷奉行、地奉行らを置いて振肅を計つた。保檢斷奉行は、諸保を巡察して曲直を斷じ、非違を檢する役目で、地奉行は道路、家屋、商賣などの事を管掌した。此二奉行を合せて保々奉行と云つた。また其他に保司を置いたが、これは最小行政区劃たる保の長であつたらしい。保は五保の制度から生じたのであるが、鎌倉時代に於ては、既に京都に於ける保が人口の増加につれて膨脹したやうに、家數に制限を置かぬところの小區劃と變つて、便宜上町を合せて一保とするやうな具合になつて居た。で、常時保のことを町の意味^(モ)に解するやうになつた。建保三年、町人以下鎌倉中の諸商人の數を定めて、武士と市民との區別をはつきりさせた。京都で名物のやうになつて居た盜賊は、こゝでも町の繁榮と共に多くなつたので、仁治元年辻毎に番兵を配置し、篝火を焚いて非常警戒を行つた。

寛元三年、市制上の一改革が行はれた。それについて規定五則を作り、市街體裁を整へるために家を溝渠上に架して作ることや、店館を擴張して道路を狭くするとや、

屋敷を突出して往來の妨げとなることを禁じた。そして道路修繕に力を入れて、面目を整へよう計つた。それから市民が故なくして夜行することを禁じ、戸毎に松明を備へて、殺人、盜賊、夜討などがあつた場合は、火を點じて犯罪者を捕へることにした。浮浪人についての處分は既に述べた通り、歸農せしむることにした。

かうして、鎌倉は市政上でも京都よりはよく治つて居たから、其繁昌は次第に加はるのみで、弘長三年八月、鎮西の貢運船六十一艘が伊豆の海に漂着したのは、鎮西から鎌倉へ物資を搬ぶ途中の出來事と思はれる。當時「鎌物の誂物」と稱せられて、京都を主として、他からの物資輸入が多かつたのである。唯、鎌倉の缺點は、海濤の烈しい時は往々民家を洗ひ去り、風が強くと吹く日は、火事を起すと燃えひろがり易いことであつた。それに地層が柔かで、小山や谷などが多い所爲か、五月雨などが續くと、山崩れを生じて、巖石墜落し、人畜を壓殺することが少くなかつた。永仁元年の大地震があつた際は、山が崩壊して多くの人家を破壊した揚句、死者二萬三千餘人を出した。

(一)『海道記』に「東南の角一道は舟楫の津、商賣の商人、百族にぎはひ」とある。

(二)同じく『海道記』に「將軍の貴居を垣間見れば、花堂たかくおしひらいて、翠簾の色喜

六十一艘の
貢運船

鎌倉の缺點

氣をふくみ、朱欄妙にかまへて、玉砌のいしすへ光をみぐく」云々とある。と森金五郎氏著『通俗史談』(鎌倉時代)の中に「宇都宮といふ名前が何處にかあらうと思つて、段々尋ねると、宇都宮の稻荷といふ者があつた。それは宇都宮氏の居住した所にあつた稻荷と見える。即ち幕府は此稻荷の邊にあつたのであらうと推定が付いた」云々とある。

(三)五山十刹とは、圓覺寺、建長寺、壽福寺、淨智寺、淨妙寺を五山、山内の禪興寺(目下なし)、二階寺の瑞泉寺、片瀬の萬福寺、寺分の大慶寺、武藏松田の東漸寺、所在不明の善福寺、同興聖寺(以上なし)、扇谷の法泉寺、葛西谷の東勝寺、長谷の長樂寺(共になし)を十刹と稱した。

(四)『嬉遊笑覽』に「千袋積といへるは何にまれ多くみあげたるにや」とある。『建保職人歌合』中の畫に高荷を負うた男が描かれてあるのが千駄櫃だとの説がある。

(五)『太平記』に「相物とて千たる魚の入りたる俵をとり積み」云々とある。

(六)『嬉遊笑覽』に「古畫を見るに、商人の家はおもてに棚をかまへ、長き暖簾をかけ、軒に塵よけあり、板或はむしろにて造る、件の棚に物を出し置いて人の見て求むるにまかす。人に見する故これをみせ棚といひ、略きて見世とも云ふ」云々とある。然し『宇都保物語』中に「これはたなに女をりて物うる」云々の語があるのを見ると、鎌倉以前の昔から「タナ」の語が行はれたのであらうか?

(七)『潤背』参照。それには保を訓じて「マチ」としてある。

(八)『庭訓往來』参照。

第二節 交通の發達と東海道の旅行

鎌倉が政治的都市として榮えゆくにつれて、最も早く其影響を見せたのは交通上の一進歩である。平安時代に於ける交通政策の不振は、こゝに至つていくらか補はれた。



鎌倉時代の於

さうした傾向が殊に著しく見えたのは、關八州及び東海道方面に於ける交通である。其次ぎは上方から西國方面に至る交通状態の一進展である。所謂「鎌倉街道」が主として關八州に作られた。東海道方面、西國方面の道路も以前よりは、大分面目を改めた。それらの發展の動機は、京鎌倉と云ふ日本の二大中

鎌倉街道

交通進歩の
一因



ける民衆生活

心が出来た爲めでもあるが、一つは大番制度のためでもあつた。鎌倉の家人は毎年一定の期間を京に送つて大番を勤めるべき義務を有つて居た。それから鎌倉には定番と云つて番兵の制度が出来て居た。西國ではそれを警固と稱した。大番、定番の二つが嚴に行はれたところに、鎌倉幕府の特色が見えて居た。

そしてさうした役目のため、將士が上り下りをするにつれて宿驛の改新を促がし、交通の進歩を來たした。

平安時代は徒に空文が多くて、交通上のことも實效が舉らなかつた。ところが鎌倉時代は空文を排して、或必要な地方に向つては交通上、實效を舉げること力めた。

東海道に於ける旅行日数の短縮

早打注進

京都から太宰府へは十五日間

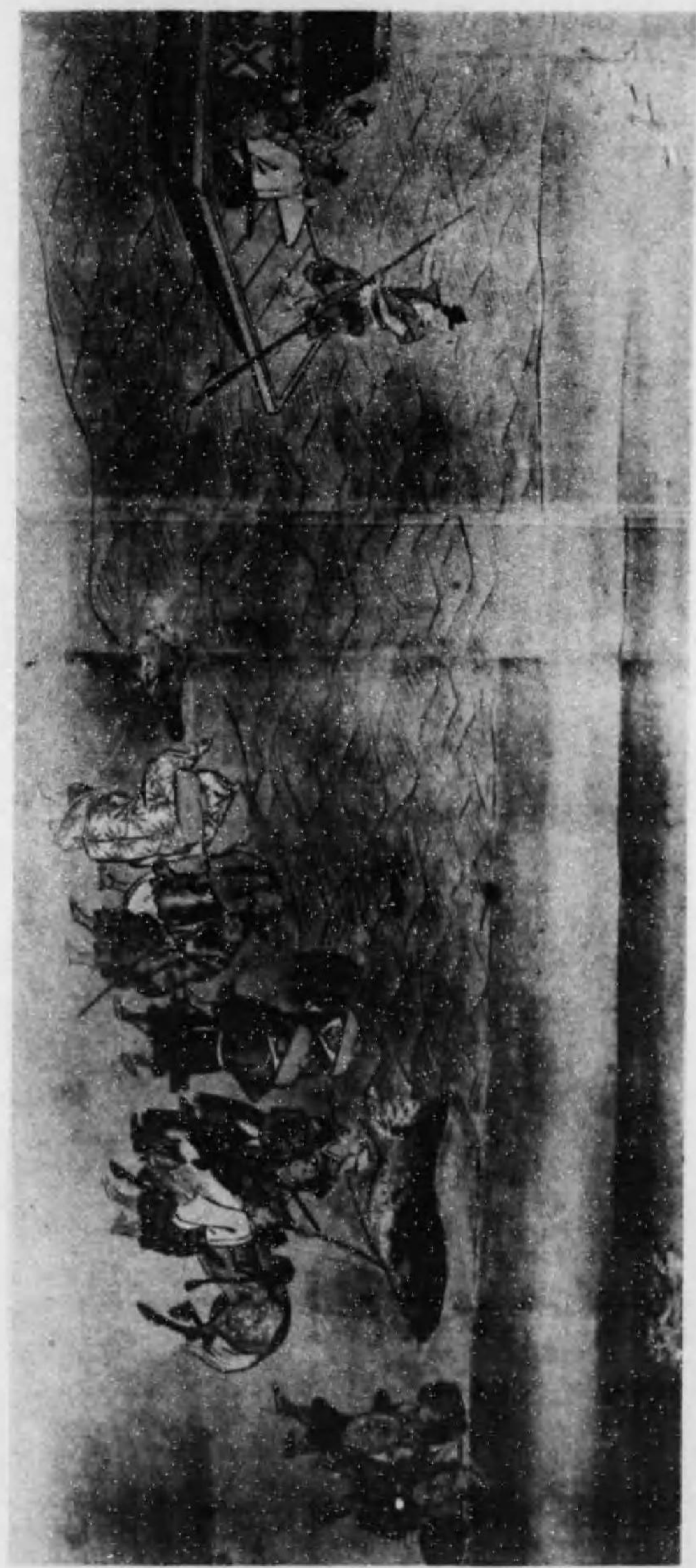
普通京鎌倉間は十四日間

平安時代の『延喜式』によると、相摸の國府から京まで行くのに、十三日間を要するとあつたが、鎌倉幕府の時にになると、それが飛脚便によつて、七日間に短縮された。萬一、急を要する場合には、三、四日間または五日間で用が足りた。それは所謂「早打注進」なるものによるのである。延應元年五月二十三日、赤城左衛門尉平忠光が六波羅飛脚として、二十日未刻午後二時に京を出て、二十三日申刻午後四時に鎌倉に着いたとが『吾妻鏡』に出て居る。今の時間に直せば正味七十四時間である。それには「脚力の早さが飛鳥のやうだつた」と賞讃してある。承久戦役には義時追討のことが五日間で鎌倉へ知れた。また延喜式によると、京都から太宰府へ着するには二十七日間を要するとしてあるが、鎌倉時代には、それが飛脚便で十五日間に短縮された。蒙古襲來の時、文永、弘安の役に當つて、いづれも京から太宰府への通報は十五日間で到達した。ところが其方法は大體に於て、平安時代と異らなかつた。「笥馬はたごまに草枕」の趣から未だ脱却しなかつた。

それで普通の旅行者は、どの位の日子を以て、京鎌倉の間を歩いたかと云ふと大抵十四日間を要した。頼朝が建久元年十二月、京を發して鎌倉へ歸つた時は、十四日に出て二十九日に着した。これは十六日間を要した。「十六夜日記」の阿佛尼は建治三年

旅行の有様

鎌倉が政治的都市として興えてゆくにつれて、最も早く其影響を見せたのは交通上の一進歩であつた。平安時代の交通政策の不振は、いかに至つていくらか補はれたが、さうした側面の最も著しく見えたのは東海道方面であつた。それは京と鎌倉とを聯絡する必要があつたからである。それでも、兩地の聯絡には最少日限十五日を要してゐる。圖は『法然上人傳』の一部で、旅客が渡船を待つてゐるところ、時代の旅行の有様を髣髴せしめる。



作の作給が變遷あつても。
 了。進歩は形骸を給してゐるといふ、朝升の進
 歩日か變つてゐる。圖に『お茶土人備前』の一語
 りも。ちがひも、兩腕の距離には最少日廻十
 分以内を變食する距離とする必要はあつても
 の變も替つて見れば、その東洋並式面もあつて。
 二に産してゐるとは、斷つては、ちがつて斷面
 もあつて。平安朝升の交産距離の不測は、こ
 ん、最も早く其邊界が見れば、その交産土の一葉
 變食は、變前の諸市より、變より、ちがつて

進歩の作給

頼朝の交通
政策

有益な施設

十月十六日に京を出て二十九日に鎌倉へ着いた。「海道記」の源光行は貞應二年四月四日に京を出て、十七日に鎌倉に入った。何れも十四日間を要したのである。普通旅行者の東海道に於ける必要日数は、大體以上で類推することが出来よう。

以上の交通について頼朝は特に改新に力めた。文治元年十一月、驛路の法を定めて、東海道の宿驛で伊豆、駿河以西、近江に至るまでの間は、たとひ有力者の莊園たりとも他と一樣に傳馬を出させた。建久四年二月には、雑色足立清經をして京鎌倉間の路地、驛家、渡船のことを管掌せしめた。そして所々に新驛を増し、各驛に於て京鎌倉間往復の早馬や人夫を督すること定めた。人夫は大宿に八人、小宿に二人を課することにした。其他北條盛時、三浦義澄らに宿次傳馬や人夫のことを監督させ、沿道に於ける諸國守護に夜行番人を置かせて旅人の安全なるを計るやうに命じた。頼朝が交通政策に於ける努力は可也に目ざましいものであつた。其遺策によつて、幕府は建保頃に關津渡船の便宜を計つたのである。

泰時、時頼らも、頼朝の精神を繼承して、交通政策に留意したが、勿論頼朝ほどの努力はしなかつた。泰時は三州木野原に柳を植ゑて、道路改修及び殖産に資したが、それでも頼朝ほどの熱心が見えなかつた。交通のことも、嘉禎頃になると不振に陥

交通上に於ける一頓挫と種々の困難

東海道は最初六十三次

始めての宿屋

旅情を慰める遊女

東海道の旅

り、東海道でも少からぬ不便を生じた。其結果は盜賊の跋扈、脚夫の横暴、幕府家人らの我儘となつて現はれた。それに宿泊上の不便や糧食の不自由などが伴つて居たから、普通の旅人に取つては、一番開けて居た東海道遍歴さへも大きな困難を伴つた。今東海道の旅行について大體を述べると、大分開けたことが先づ眼に着く。普通東海道は五十三次となつて居るが、常時は六十三次で、それ丈宿驛の数が多かつた。宿屋が出来たのは此期に入つてからのことで、勿論其實質は、はつきりわからないけれども、人に宿泊を許す民家が出来たり、寺院があつたりしたのは、交通上に於ける著しい發展である。將軍が東海道を往復する際は、宿驛毎にあらん限りの民家を旅館に宛てたやうである。其設備は不完全であつたが、遠江の橋本、池田及び駿河の手越、黄瀬川、相模の關本などには遊女が居て旅情を慰める便宜はあつた。

當時京都を發して鎌倉へ下る道筋は、其官道の方は今の東海道鐵道線路と略々同じである。これを江戸時代の官道にくらべると、鎌倉時代は途中美濃路、足柄路によつたが、江戸の時には鈴鹿路、箱根路によつた相異がある位のものだ。今其道筋の大要を述べると、旅客は先づ京を出て、粟田口から逢坂山の關所へ赴く。そこは山城、近江の境である。逢坂の關を越えたと四の宮河原となる。それから大津へ出て打出濱、

野路の篠原

醒が井の清水

粟津原などを通ると、左方には琵琶湖の水光が遙かに見え、右には打續く山峯を眺められる。瀬田の長橋を渡つてしまふと、野路驛に着く。こゝは當時近江で有名なところだ。鈴鹿道と不破道との分岐點となつて居て、野路の篠原などと歌はれた。朝晩く京を出たものは大抵こゝで一泊した。「海道記」の源光行は、こゝから公道であるところの不破道へ行かずに、不安不便を極めて居た鈴鹿道を選んで、そこを通過したのである。

ところが當時普通、美濃の不破關へ志すものが多かつた。篠原、鏡の宿、馬淵の里などを過ぎると、長光寺(無作寺)がある。また笠原の彼方には老會の森があつて、有名な醒が井の清水には夏日立寄るものが少くなかつた。つぎに柏原を通ると、美濃不破の關屋がある。それから『十六夜日記』に「笠縫のむまや」と記して居るところを越ゆると、墨俣驛で、やがて尾張へ入るのである。小熊、黒田、下津、萱津、古渡の宿を過ぎると、熱田宮に參詣することが出来た。

やがて旅人は山海相接するところを眺めながら行くと、三河の八橋に着く。それから矢矧宿(矢作村)、赤坂宿などを見て、本野原に出る。茫々たる原が長く續いて、旅人が道に迷ひ易いので、北條泰時が道案内の印に柳を植ゑたと傳へらるゝところであ

橋本の宿

天龍川の危険

大井川の困難

江尻と清見ヶ関

る。此野原を通つて、豊川宿へ行き、高野山を越えると遠江國に入る。遊女で知られた橋本宿が今の新宿附近にあつた。次ぎに廻澤原(舞坂)、引馬宿(濱松の引馬坂)などを経て池田驛に着くと、間もなく天龍川を越えなければならぬ。そこは水底が深く、流れが急で、大雨のため水嵩が増すと、往々船が覆つて人命を損じた。天龍川を渡つて、遠江の國府(今の見附)に入り、懸河(掛川)、山口(日坂)を経て、佐夜の中山を踰え、菊川宿を通り過ぎる。そこから今の金谷方面へ出ずに、牧野原の方へ志して、大井川を渡ることにする。此の川は幅が廣い上に大雨などあると渡渉に困難を極めたから、場合によると初倉から島田へ通ふ道によつたらしい。大分迂回するわけであるけれども、仕方がなかつたのであらう。

藤枝、岡部などを経て、宇津谷を越えると、後に江戸時代に可也に名を知られた丸子の宿に着く。其附近に遊女で名高い手越の驛があつた、將軍の上洛下向の時はそこが宿泊所となつた。手越から阿倍川を渡り、駿河の國府に入るのである。それから江尻浦、清見ヶ関など海邊の風光を眺めながら、旅情を沁々感じつ、ゆくと、蒲原驛に着く。此地は年越、黄瀬川間の重要地となつて居た。蒲原を出て千葉松原や原中宿(今の原町?)、車返(沼津三枚松邊?)などを通つて、黄瀬川に出る。こゝは足柄路と

足柄路と箱根路の分岐點

酒匂から鎌倉へ

設備の不完全

箱根路との分岐點であつた。そして足柄を越える人は、菅澤(今の竹下)に向ひ、箱根を越える人は、伊豆國府(三島)に向つた。當時兩路共に開かれてあつたが箱根は險阻で足柄はそれより多少樂であつたので、足柄路が公道とされて居たらしい。然し箱根路によると、大分鎌倉へ近いので、『十六夜日記』の阿佛尼は、此險阻な方を選んだ。

今公道によるとして、足柄峠に赴いて、それから矢倉澤、荻野などを通過し、關東へ出て酒匂に着くと、もう鎌倉へは凡そ十里ばかりである。其途中に國府津、大磯、小磯、砥上が原、平塚、懷島、片瀬、腰越などがある。それらを経て稻村崎の海岸を通ると、由比ヶ濱に着き、鎌倉に入る。以上が鎌倉時代に於ける東海道の道筋である。そして其間は驛傳の制略と整ひ、道路も修築されて居た。

けれども未だ、不備の點が多かつた。それは(一)旅舎の設備が殆んど出来て居なかつた事、(二)盜賊の出没が多かつた事、(三)私利を計り、公益、公安を害する徒輩が往々あつた事などある。當時の旅舎は恐らく民家や寺院が主として客を宿泊せしめたと云ふだけのもので、僅かに雨露を凌ぐ程度のもの過ぎなかつた。少くとも、鎌倉を除くと、他は大抵さうした種類のものであつたらしい。勿論、鎌倉の宿さへも、『東關記行』の著者源親行の記したところによると、京都のにくらべると、大分心細いも

月影の洩れる宿屋

のであつたらしい。また親行が遠江國橋本の宿に一泊した時は、家が頽破して居て屋根の間から月光が洩れた。『海道記』の光行も黄瀬川の宿の粗末であつたことを記して居る。

野宿

けれども廢屋にでも宿泊出来る時はまだよいが、時にはまるで宿がなくて、野宿しなければならぬ日が多かつた。さうした時は樹下石上を宿としなければならなかつた。それらの用意のため、當時の旅人は食糧として糶を携へ、野宿に用ひる油單、雨皮、替皮などを携帯した。また夏は山野の間を歩く際に日射を避け、山蛭の害を防ぐため、帷子の絹を笠に縫ひ付けたのを頭から身體へ蔽ひかけるものが多かつた。それを蟲の垂れ衣まぶさと稱した。

蟲の垂れ衣

白晝の盜賊

次に盜賊の出没は可也に旅人を悩ました。實朝が藤原信清の女を娶つた時のことであるが、永元四年六月、京から新夫人の衣裳、財寶を關東へ輸送する途中、駿河國宇都宮ですつかり盜賊に奪はれたことがあつた。鎌倉末期の頃になると、白晝堂々と盜賊が横行して掠奪を行つた。また京鎌倉間を往來する脚夫が盜賊に化して、度々通行人の駄馬を強奪したりしたので、一時旅人の影を絶つたことさへあつたと傳へられて居る。

諸國家人の暴横

沿道人民の困苦

其他諸國家人が私利を貪らうとしたことも大きい弊害であつた。彼等は名を大番役に假りて貧民に重税を課し、或は人夫や駄馬などを使用するについて費用を徴收した。また京鎌倉を往來する使者が時々常備してある二匹の早馬を恣まに乗り廻したり、將軍の荷物を宰領して居た雜掌が將軍の威光を利用して、私利のため多くの驛夫を使用するなど、いづれも沿道の人民をひどく苦しめた。其上、弘長年中、將軍上洛の時、始めて其賦役を農民に課し、それを逃れるものがあると、尙郷里に役を課すると云ふやうな方法を執つた。それは後世に至つて助郷、課役を生ずる濫觴である。それらも亦人民の苦みとなつた。

奥羽方面は原始的

東海道の状態は右の通りである。ところが奥羽方面になると、まるで原始的だといつてもよい位、不安、不便が多かつた。關東八州の道路は鎌倉幕府の力で開かれて、所謂「鎌倉街道」が設けられ、奥羽へ出るには、鎌倉から江戸に達し、江戸から高野(幸手)の渡を通つて古河こがに赴き、更に宇都宮に達して奥州へ向つたのである。また鎌倉から上野、信濃、越後方面へ出るには、鎌倉を出て武州の府中へ赴き、入間川を渡り、高麗、比企の二郡を過ぎ、荒川を過ぎて、兒玉郡から上州に向つたのである。かうして相當に交通の上には力が入れられて居たのだが、一度足を奥羽へ入れると、未開拓

稍と開拓の緒に就く

強賊の出没止まず

地頭の強慾

交通のため僧侶に盡力した

のまゝに放任されたところが大部分を占めて居た。頼朝の奥羽征伐があつて以後、其の中央部の沼地などはいくらか開拓の緒に就いたらしいとのことであるが、はつきりしない。そして、強賊が到る處に出没して、旅人を脅かした。後深草天皇の康元年、奥大道の地頭に勅書を賜つて、各驛に番衆を置き、路次を警護するやう命ぜられた。けれども其の後に至つて依然、強賊の出没がやまなかつた。それで更に陸奥、出羽二國の地頭に命令して、勅旨を奉じないことを叱責し、其知行所や各驛毎に衛所を設け、番人を置いて、盜賊を防ぎ旅人を安心せしむるやう嚴達した。勿論、地頭らが命を奉じて、義務を盡したかどうかはわからぬ。蓋し地頭には私慾の徒が多かつたことは、寛喜年中、北條泰時が海路を往來する船が難風に逢つて他境へ漂着し、或は破船したり、沈没したりした際に、寄舟と稱して地頭らが恣まに貨物を掠奪しないやう嚴命した一事を以てしてもわかるのである。

當時、僧侶のうち交通のため力を盡したものが往々あつた。弘安年中、西大寺の僧叡尊は宇治橋を修理した。正中の頃、稱名寺の僧は近江國天龍川及び下野國高野川の橋梁を修めた。また僧侶ではないが、安東爲條が私財を投じて、乾元の頃、播磨國賀古河口から石塘を海中に二町餘も造りあけて福泊を築いた。それで往來の船は碇泊の

福泊

通行税の徴收

關錢を取る理由

兵庫津と東大寺

便を得て、一時商貨輻輳の勢を示したが、後四十餘年間を経過すると塘内が淤塞したので衰頹してしまつた。

鎌倉時代に於ける交通上の一新例として見るべきは、通行税の徴收である。諸國で道路修繕の報酬として旅人から錢を取ることを始めた。それを道錢と云つた。他に橋錢舟賃などもあつた。また諸國に多くの關所が出来たが、それらの新關は軍務上の必要のみでなく、往來の人々から錢を取る目的で作られた。そしてそれは國家の經營ではなかつた。關所で錢を取る理由は、表面道路、橋梁、渡船の築造や社寺の修繕などのためだとして居たが、必ずしもさうでないものが往々あつた。勿論、後醍醐天皇の嘉暦年中に攝津兵庫、渡邊、神崎の三箇津に勅して、八年間、諸社、神人、供祭人の船でも、悉く商錢を徴して、東大寺の大佛殿料に宛てられたのは正しい目的のために許されたことであつた。西大寺、醍醐寺、祇園社の敦賀津に於ける關係も略々同様だつた。そしてそれらの期間は延長することを許されたので、兵庫津に於ては、殆ど東大寺が其關錢を獨占した形となつて居た。それらの許可はすべて朝廷或は幕府から與へるのであるが、餘り獨占に偏してしまふと、色々の弊害を生ずるに至つた。

鎌倉後期に至ると、交通上の設備についていくらかの改善が施された。例せば、各

設備についての改善

驛毎に簡輿と傳馬とを置いて旅人や病者の川に備へ、大津坂本地方には、馬借^(六)、鳥羽、白河などには車借^(七)などの設けがあつて、京畿に於ける貨物運搬の便が増した。それから大津、葛葉の外、處々の新關を撤廢して、商人の往來を安易、自由ならしめるやう力めたことなどは、時人の満足したところであらう。

(一)文學博士吉田東伍氏の『日本文明史話』中に「宿屋といふもの、始めて出來たのは、鎌倉時代に相違ない。その一證には『日蓮化導記』乃至『日蓮註畫讀』に「宿屋左衛門光則入道」云とある。その光則入道は武士であるとしても、既に宿屋と云ふ言葉のあつたことは顯著である。かの鎌倉の長谷邊りを宿屋と呼んだのは、其處に數多の宿屋があつたからであらう。その宿屋の中でも、この光則入道は武士でありながら、何かの因縁あつて日蓮の師弟を宿泊せしめたのであらう」云々と述べてある。

(二)『海道記』に「薄暮に鈴鹿の關屋にとまる。(中略)後に旅驛漸くにかきれて、枕を宿縁の草にむすび、雲衣曉にさむし。袖を岩根の苔にして松は君子の徳をたれて、天の如くおほへり、竹は吾友の號あらば、風にふしてよをあかす」とある。

(三)文學博士坪井九馬三氏の『鎌倉時代の膽澤街道』(『鎌倉文明史論』所載)に「此時代になりますと、中央部の沼地も或は幾部分が開拓の緒に着き掛つたかも知れぬと思ひます。無論能くは分らぬが、兎に角頼朝卿が大名をアノ邊に封じて置きました以上は、多少共に田地があり、又人民が居つて、守護職なり地頭なりの必要な場所でなくては大名を封する譯はな

いし云々とある。

(四)『東大寺文書』。

(五)『四大寺文書』。

(六)『庭訓往來抄』に「大津坂本馬借とは駄賃を取つて馬を往來する人なり」とある。

(七)同上「鳥羽白河車借とは車の遣り手と云ふ者なり」とある。

第三節 商業上に於ける新傾向

交通上の一進歩について述べると、勢ひそれと密接の關係ある産業状態を一瞥しなければならぬ。當時戦争や饑饉が商業發達の障碍となつたことはあつたけれども、そして京都の衰頹が稍目立つたけれども、尙ほ大體から云ふと幕府が民政に熱心であつた爲め、商業は相當に發達したらしく思はれる。爲替の始めとも云ふべき「カハシ」と稱するもの、割符(手形)と稱するものが出來たのは、商取引の敏活を證すると同時に其繁昌が平安時代に優つて居たことを示すものである。

鎌倉の繁昌に對して京都は市政上、不振の地位に置かれて居た。鎌倉は日本政權の中心地とならなかつたから、京都が日本商權の中心地たるべき筈であるに關らず、事實上稍萎靡して、後日、末期に入つてから堺へ商權を集中されてしまふ形勢をそれと

爲替の起源

京都市政の
衰頹

戦後の京都
に於ける不
安

群盜の跋扈
益々烈し

鎌倉時代後篇

二八四

なく豫示して居た。蓋し京都では、政權が鎌倉に歸して以來、市政が漸次衰へ、東西市制なども名ばかりのものとなつた。それでも土御門天皇の建仁年間には市司などもあつて、昔の佛を仄かに存して居たが、承久戦役の際、多勢の幕軍が入洛したので、少からず商業上の發達や市の進歩に打撃を受けた。それに戦後の京都は兩六波羅の兵力で一時秩序を整へたけれども、間もなく多數の盜賊が横行してまるで無警察の状態となつた。それで安貞元年正月、六波羅では、新たに夜警を始め、兵士を市中の要路に配置して用心を加へ、盜賊を捕へると直ぐ河原で死刑に處した。それでも未だ群盜の出沒がやまなかつた。毎夜放火して家を焼き、人を傷け掠奪を續けた。

安貞元年二月には、盜賊が二條猪熊にある内藏寮の倉庫へ穴を穿つて忍び入り、累代貴重御物を掠め、七條河原の小社へ禮服を遺棄したま、何處へか姿を晦した。當時寶物目録が出来て居ないので、盜まれた御物の數がわからなかつた。三月には群盜が陰陽寮の倉庫を破つて、累代の器物を盗み去つた。四月にも賊が放火したらしい形跡があつて、土御門町邊に火事があつて、大内殿舎などを焼き、其火事騒ぎの中を盜賊が横行して、牛や車を掠奪したことが『明月記』に出て居る。

後堀河天皇の寛喜三年には、大饑饉のため京都では家屋を壊つて、薪として賣買す

貧民の暴舉

宛然戦時状
態

爲替手形の
流通

るやうな窮狀に陥り、群盜は到所に出沒し、貧民は隊を爲して富豪の家に亂れ入り、米錢を強請して、それを分配した。それらのことについて、泰時は心を痛めて、市政振肅に力め、辻毎に夜番のもの六人を置き、深更に入つて町を通るものは容赦なく大聲を發して誰何し、在京の家人を諸保に分居させて保人を助けさせた。また四條天皇の曆仁元年、京の辻々に善屋を設け、篝火を焚いて盜賊を防がせ、篝火に用ふる松の費用を辻毎に十貫文と定めた。

其後、京では仁治元年十一月、善屋の費用を諸國地頭に課し、五十町毎に五貫文を出させることに定めた。當時京では殊に群盜が夥しく徘徊したので、善屋守護人に非常を警めさせ、善屋毎に大鼓を備へしめて、何か事が起るとそれを打たせることにした。また家々に對して、豫め續松ついでまつを用意させて置いて、太鼓が鳴つた時は一齊にそれを出させるやうにした。萬一、其命令に應じないものは處罰した。かうした京都の不穩状態は蓋し商業發達の一障碍となつたことであらうと思はれる。

けれども大勢の赴くところ、民衆勢力の徐ろに伸びてゆくにつれて、商運は必ずしも悉く阻止されずに幾分進歩の傾向を示した。東海道などに於ける交通の便が開け、通信が早く達するやうになつた影響の下に爲替手形が流通し始めて來た。それは「カ

割符屋

支那で行は
れた飛錢宋の直便兌
便幕府の爲替
保護幕府の進取
的傾向

ハシ」と云つて、二種に別れて居た。其一つは錢の爲替(替錢)で、今一つは米の爲替(替米)である。それらの手形を割符と云つた。そして其流通を計る割符屋が出来て居た。それは幕府の隠然たる保護によつて、次第に廣く容易に行はれた。商人が鎌倉で替錢を組んで京都で受取るやうな場合が少なくなつた。また田舎で組んで津で受取ることも出来た。其手形には、支拂期限内に錢を支拂ひ得ない場合の賠償額や爲替の利子などが明記されて居た。此法は支那から輸入されたものではなからうか？ 支那では唐の憲宗の時に「飛錢」と云つて、商人が都に出ると、錢を諸道の富豪の許へ送り、輕装した男が四方を駆歩いて、券面の金額に引合せて錢を受取つた。宋では「直便兌便」と云つて、民間で廣く爲替に類したことが行はれて居た。それをわが商人が渡宋の際親しく見て眞似たのであらう。

幕府は永仁五年の徳政で、すべての債務を免除したが、ひとり爲替に限つて、たとひ利子を附したもので、徳政令を適用しなかつた。後には利子だけ認めぬことに改めたけれども、矢張りそれを普通の貸借関係と別に見て保護を加へた。一體、鎌倉幕府は、京都の保守的なのと異つて進取的で、繁文褥禮などよりは簡單明瞭を喜び、形式よりは實質を採つたから、鎌倉初期には、一時武士の必需品について沽價法を定め、

問丸及び借
上の制度錢貨流通の
趨勢切錢使用禁
止

秣や糖や米などの價を限定したけれども、其商業發達に害あるのを知ると僅か一年ばかりで沽價法を撤廢した。そして自由取引を奨励するに至つた。かうした風であるから、爲替に對しても直ぐ理解を持つたのである。

爲替のほかに商取引の敏活を助けたのは、問丸及び借上の制度であらう。問丸は平安時代の邸屋(津屋)の發達したもので、後に問屋と稱せられたものである。それは船舶輻輳の場所にあつて、四方から集まつてくる貨物を賣り、商利を得た。問丸を商人宿のやうに解釋するものがあるのは當時宿泊の便宜が乏しいため、諸國の商人が問丸に宿つたからである。借上は一種の金融業で、資本家が商人に金を貸付けて利子を収めたのである。

次に貨幣については、鎌倉と京都と自ら方針を異にしたやうである。けれども大體に於て、錢貨流通の趨勢を招致した。當時は鑄錢の事が久しく絶えて居たので宋錢を輸入してそれを用ひて居たが、建久四年に至つて宋錢の通用を禁じた。それは寛平、延喜、乾元時代の舊錢が次第に磨滅して、通用上、宋錢と差異を生じたからである。それから龜山天皇の弘長三年には、切錢を用ふることを禁じた。それは破錢と云ふやうな意味のもので、文字磨滅したもの、輪郭缺損したものなどを云ふのである。そして此

貨幣本位と
なる

楮幣を用ひ
た最初

貫高法

期に至つても、布を以て錢に准じ、諸物價を定める風があつて、それを准布と云つたが、嘉祿二年に全く准布を禁じ、すべて銅錢を用ふるやうに命じた。其後再び切錢を用ふることを固く禁ずるに及んで、銅錢の缺乏を生じたので、後宇多天皇の建治二年、幕府は使節に金を携へしめて渡宋させ、銅錢と交換するに至つた。それらの形勢から後醍醐天皇の時には、建武の始めに銅錢を鑄造し、それを乾坤通寶と稱した。また楮幣をも作つて、銅楮共に流通することを計つた。我國で楮幣を用ひたのはそれが最初であるけれども、間もなく南北分争の世となつて終に行はれず支那錢のみ主として行はれ、根本渡唐錢と稱して貨幣の上位を占めた。また此頃錢何足と云ふ名稱が新たに起つた。例せば錢一貫(三)を百足、米七十五石の代を八千足と云ふ類である。

幕府は力めて錢の流通を奨励すると同時に貫高法と云ふのを始めた。貫高とは田地の代を何貫何百匁に見積り、錢で田地の高(代價)を呼ぶのである。それは此の田から年貢の稻が何百束取れるか、米が幾何取れるかを調べて、それを錢高に換算するのである。さうした方法を貫高と稱した。それは次期の南北朝時代にも襲用されたのである。

度量衡は前期の制に異るところがなかつた。けれども家々で私用するのは任意に色

度量衡の亂
雜

國內の産物
五十餘種

支那、朝鮮
からの輸入
品

内地の公定
物價

色のものを作つた。伏見天皇の永仁年中、奈良の東大寺大佛殿常燈料に用ふるところの樹は、伊賀樹、門田樹、忌部樹、楢樹、飯守樹、富堂樹、山城樹、六山樹、相樂樹、荒蒔樹の十一種に上つた。かうして度量衡が繁雜であつたから、知行賣買の證文には、知行所で用ひた樹の圖を添へたものが少くなかつた。

當時國內に於ける諸方の産物は五十餘種に上つた。畿内近國では、大舍人の綾、猪熊の紺、六條の染物、大宮の絹、烏丸の烏帽子、嵯峨の上器、大津の練絹、宇治の布、豊島の筵、奈良の刀、高野の剃刀、姉小路の針、城殿の扇、鞍馬の木芽漬、大原の薪、東山の蕪、西山の心太などが出來た。その他加賀の絹、尾張の八丈(絹)、美濃の上品(布)以下數十種を産した。支那、朝鮮の産物は太宰府を経て我國へ輸入されたが、其種類は二十餘品上につた。其中には眞綿、綿繡、水銀、磁器、針、藥材、鐵鍋、古文錢、古書、古名畫、古名字、馬背氈、氈毬などであつた。其中最高價品は水銀で、百斤の價三百兩に上つた。眞綿は百斤二百兩であつた。

内地に於ける物價は、後鳥羽天皇の建久三年に染衣一切の價二十文、上品八丈絹一尺の價二十文、無紋の紺布一反について二文、藍摺准布一反について二十文、率駄一匹の價六文と定められた。其翌四年、宣旨を以て、米一石の價一貫文と限定された。

幕府の物價に對する干渉

無盡錢
土倉

一種の金融
組合

爾後折々沽價法が定められたが、大體多くの變化を見なかつた。そして朝廷の衰微と共にそれが實行されたかどうか？ 疑はしい場合がないではない。幕府は大體沽價法に拘泥しなかつたが、建長五年日用雜品の價が漸く騰貴したので賣買法を定め、また無暗に廉價を以て物品を拍賣したり買入れたりすることを禁じた。

以上は鎌倉時代の産業の概要で、其民法上に關連した事については別に述べるが唯、こゝに、今一つ見逃がすことが出来ないのは一種の金融組合と云ふべき頼母子の芽が民間に發生し始めたことである。それは無盡錢土倉と稱するものであつた。無盡錢は僧祇律の無盡財から出た語で、土倉とは質屋のことである。つまり質屋が擔保利息附で金錢を貸與する意味である。多分建長七年頃(六)に始つたものかと思はれる、それと同じではないが、矢張同根異種として頼母子が鎌倉時代に發生して、發起人(親)も組合員(衆中)も、同様に錢を懸けた。そして擔保を提供したり、利息を附したりすることをしてしないで、共済の目的を達したのである。勿論、其後頼母子が單なる金融組合となつて、擔保も、利息も附するに至つたのは事實であるが、鎌倉時代にはそこ迄ゆかなかつたのは、爲替と比しく、徳政令のために頼母子が犠牲とされなかつたことを見てもわかる。若し利息附のものなら、正に徳政令を適用して棄權せしめられたであらう

と思はれる。畢竟、頼母子は共済(七)的な金融組合の一として、民間に起つたものである。そしてそこに多分の民衆的色彩を帯びて居る。

(一)鎌倉時代の爲替手形は左の通りである。

請取替錢の事。
合せて五貫文者。

右件の替錢、鎌倉にて給候いぬ。彼錢の代りに東寺の實相寺の大夫のいかうの御房(支拂人)の許より、五日が内には、五貫文を沙汰しまいらせられ候べく候。若し如何なる事も候て、約束の日をも過ぎ候はば、一倍の沙汰致すべく候。仍而後のために、狀件の如し。

永仁元年十二月二日

(振出人)よりひら 在判

(二)小宮山綏助氏著『問屋沿革考』の中に、「余が家藏古本抄の註に問丸は船商人宿所也とあり、津屋の本解は乃ち然るべけれども、『辨色立成』の説によれば、必ずしも商船に限るべきにあらず。故に『節用集』問屋の註には、只商人宿とあり」云々と記してある。

(三)『吾妻鏡』建保四年正月二十八日持佛常供養の條に「加布施、沙金五十兩、仲章朝臣持參之請僧分口別裏物二、青帛千疋被遺宿坊」云々とある。幾匹と云ふことは布帛のことであつたのを錢に換へるやうになつてからも、獻遺の品は依然幾疋と稱したのである。

(四)國內産物としては、尙丹後の精好、常陸の袖、信濃の布、上總の鞆、上野の綿、武藏の鏡、伊勢の切付紙、但馬の紙、佐渡の杏、伊豫の簾、土佐の材木、讃岐の圓坐、同じく檀紙、出雲の鞆、備前の刀、備後の酒、備中の鐵、播磨の楳原、甲斐の駒、淀の鯉、長門の牛、

奥州の金、能登の釜、越後の鹽引魚、近江の鮪、隱岐の鮑、周防の鯖、安藝の樽、丹波の栗、河内の鍋、和泉の酢、松浦の鯛、守賀の昆布、筑紫の穀物、夷の鮭、奥の漆などである。

(五)『日本風土記』

(六)建長七年八月十二日鎌倉幕府の御教書が『新編追加』中にあるが、それには「鎌倉中舉錢、近年號ニ無盡錢ニ不ノ入ニ買買物ニ之外、依ノ行ノ不ノ許ニ借用ニ甲乙人等以ニ衣裳物具ニ置ニ其質ニ云云とある。

(七)法學博士中田薫氏の『賴母子起源』(『國家學會雜誌』第十七卷二百二號)には、賴母子は多數人が、合力依頼して互ひに融通を計ると云ふ意としてあるが、大體それで宜いと思はれる。

第四節 武家的色彩を帯びた工藝

商業の發達につれて、當時の工業も亦特殊の發達を示した。それは武家趣味と支那趣味との併行的發現であると云つてよい。武家趣味の反映は主として武器用の工藝品の上に視はれ、支那趣味の反映は主として陶磁器などの上に現はれた。殊に武器用の工藝品は、源平戰亂の後を受けて一段の發達を示し、工藝品の中樞たるべき觀を呈したのである。

武器用の工藝品中、最も目ざましい進歩を實現したのは刀劍である。刀劍は武士の

武家趣味と
支那趣味

日本刀の名
聲と後鳥羽
上皇の愛刀
趣味

御所作

栗田口の銘
刀

魂として武士が尊重すると同時にいづれも其銳利を好んだところから、さうした要求に當てはまるべき名人が輩出した。勿論、既に平安時代にも、伯耆に安綱、眞守父子、備前に友成、正恒がらあり、京には宗近らが出て、日本刀の名は支那までも知られて居た。さうした素養、土臺があつた上に此期に入つて、後鳥羽天皇が非常に刀劍を愛せられた。上皇は信房、久國らの名人に就いて刀劍を鍛へる術を學習された。そして宮中へ十二人の鍛冶を召出して、毎月刀劍を鍛錬せしめられた。それを番鍛冶と稱した。其作品は御所作と稱せられて、刀莖に菊花の形が附せられた。承久戰役には諸將が御所作の銘刀を賜つて出陣したのである。かうして天皇が親しく刀劍の發達を助成し獎勵するベトロンとなられたので、番鍛冶の人々はそれを非常に光榮を感じて懸命に出精した結果、大文字助宗、一文字則宗らのやうな名匠を出すに至つた。

其後四條天皇の時に備前に光忠、長光父子らが出た。伏見天皇の治世には京に來國行、藤四郎吉光らが出た。長光(長船)、國行、吉光(栗田口)の三人は、當時に傑出して居たが、殊に吉光の妙技は日本刀の精妙を其作品の上に結晶した趣があつて、無二の寶刀として推重された。大友氏所藏の骨塚、熱田神宮にある蛛切などの寶刀は吉光の製作である。吉光以後、鎌倉に岡崎正宗が出た。彼れは此期の末に出て、吉光に次

ぐ技術を有つて居た。其門下からは郷義弘、左衛門三郎、志津兼氏らが出た。義弘は其師の美點をよく傳へた。それで吉光、正宗、義弘の三人を以て刀劍界の三絶と呼んだ。其他大和の當麻寺、肥後の菊池、筑前の博多、薩摩の波平などにも名匠が居て、刀劍術は進歩の頂點に達した畢竟、武士が刀劍を尊重して、此方面に善い刺戟を與へたことが、名人輩出と相俟つて空前の盛觀を現出したのである。

刀劍に次いで甲冑(三)の製作も亦著しい進歩を示した。先づ壽永、文治の頃に名人増田出雲守紀宗介が出雲から出て、後京に移つた。近衛天皇は其甲冑の剛堅精密の出來榮えを感賞せられて、明珍の號を賜つた。それから宗介は鎌倉に移つて、其子宗清以下、代々甲冑を作つた。そして蒙古襲來は、甲冑製作の上に影響を與へたと見えて、鐵を以て堅甲を作る方法に一進歩を齎らした。蓋し蒙古人の甲冑などから、暗示を得たものであらう。要するに、以上のやうな刀劍趣味乃至一般武器についての好尚は南北朝時代に入つて、一層加はつたのである。

次に支那趣味の反映として、陶磁器が勃興したのは、榮西禪師らが茶の趣味を鼓吹して、自然茶の湯が行はれ出したのが一因となつて居るであらう。茶の湯のためには碗、壺などが要求された。また當時碗わん飯と稱された大饗の用具として、塗物、曲物、

折敷などの木具のほか土器の杯、碗、瓶子などが使用された。また貴族間には既に愛陶趣味がひろがつて居た。平安時代に支那舶載の陶器を愛求して茶碗と稱し、支那からも多く茶碗類を齎らしたが、それらは唐の越州窯、吳越の秋色窯、後周の柴窯などであつた。此期に貴族は「カナマリ」と稱する銀銅の飯汁器を用ひたとの説もあるが、一面、青白磁の茶碗などを愛用したらしいので、陶器の需要が大分あつた。さうした事情と支那趣味乃至禪趣味の憧憬などによつて、こゝに陶磁器が勃興したのである。



蒙古軍の兜

支那では、夙に製陶の業があつた。それが唐の時代に入つて大に進歩し、宋代には隆盛の頂點に達した。當時京師に官窯、内窯を設け、色々の貴品を作つた。それにつれて、山西窯、磁州窯、吉州窯、建窯などが續々起つた。我國は絶えず宋と交通して居た關係から、製陶業を宋から學んで、鎌倉時代にそれを日本に招來する人物が出た。其人は山城の加藤四郎左衛門景正である。

景正は後堀河天皇の朝應二年に僧道元の入宋に従うて彼地に渡り、福建泉州府德化

加藤景正支那製陶法を活用す

縣に設けられて居た建窯に居て、六年間専心に製陶業を學修した。歸朝後彼れは適當な地を選んで、製陶に従事しようと考え、頻りに場所を探した末、始めて尾張國春日井郡瀬戸村の土質が製陶に適するのを見た。で、そこへ移つて、彼れは宋風の陶器を作つた。こゝに至つて、日本の陶器に劃期的な革新を實現した。陶器のことをすべて瀬戸物と云ふやうになつたのは之からである。

景正の製作した陶器には唐物、古瀬戸の二種の名稱があつた。唐物は支那から持つて歸つた土と釉料とを用ひて瀬戸の瓶子窯で焼いたもので鶉斑とも云つて、茶褐色の釉を施し、其上へ黒釉を施した。古瀬戸は日本の土と釉料とを以て製したものである。後世いづれもそれを珍重した。景正は晩年に入つて春慶と號し、名を藤四郎と略稱したが、其子二世藤四郎も亦家業を繼いで名人の評判があつた。黄色の釉で作つた黄瀬戸は彼れの發明したもので、古瀬戸に對して真中古と稱した。藤四郎の子で、三代目に當る藤次郎は、伏見天皇の永仁年間に美濃國金華山の土を取寄せて、元祖藤四郎の風に倣ひ、茶褐色の釉を用ひて、金華山窯と稱するものを作つた。四代目の藤三郎は、後醍醐天皇の世に入つて、澁紙または中古、破風窯と稱せられた陶器を作つた。それは彼れの釉法が器の外面高臺に至る間、釉色が不足して居て地質を顯はした具合が、

唐物と古瀬戸

金華山窯

家屋の破風に似て居るため破風窯と稱せられていたのであらう。また其釉は茶褐色の上に黄色の釉を施したので澁紙の稱が起つたのであらう。以上はいづれも茶器を主として作つたのである。其他當時の風潮に刺戟されて、備前に備前焼、近江に信樂焼などが出來た。

鎌倉彫

以上のほかに行はれたのは、蒔繪及び鎌倉彫などである。鎌倉彫は粗案の中に雅味を湛へて居るところが、質樸の風ある武士の間に喜ばれたのである。當時鎌倉の貴族は舶載の堆朱、犀皮、桂漿の類を賞翫したので、支那から頻りにそれを日本へ齎らした。堆朱は唐代に行はれ始めたもので、彼地には、周明、楊茂、張成らの名人が出て、宋代には、それを彫む刀法が細緻を極めた。ところが四條天皇の時、曾て宋人陳和卿が齎らした紅花綠葉と稱する堆朱の様式を摹して、運慶の孫康運が法華經の佛具を彫んだ。それが、鎌倉彫の起源となつた。其朴素で淡雅なところが、武士の歡迎を得て、次第に流行するやうになつた。

鎌倉彫から分派したものに木蘭塗と云ふものがある。それは淨阿彌が北條氏の命によつて寶戒寺の佛具を彫み、それへ五彩の繪具を施したものである。其他越前彫、小田原彫なども矢張鎌倉彫の系から分派したものと云つて宜い。また伏見天皇の正應

木蘭塗

根來塗

元年に紀伊根來寺の僧徒が膳、碗、豆子、搦子、椿盤などを朱塗や黒漆で塗ることを始め、根來塗なる名稱を生じた。後、京都でそれを模倣したのを京根塗と云つた。また元弘の頃には金輪寺塗が始めて出来た。

蒔繪類は、前期にくらべると非常に衰へたが、鎌倉が榮えゆくにつれて、京都の名匠が鎌倉へ集つたので、時代蒔繪と稱するものが出来た。それは上代の遺風を踏襲して、優美な趣を主眼としたものである。政子所藏と傳へられる十二手匣や、鶴岡八幡宮にある硯箱などは其代表的なものであらう。其硯箱は籬に菊の梨子地蒔繪をしたものである。他に香合類もいくらか出来たが、要するに、それらは驕奢、華美を喜ばない武家風と一致しない爲めに衰頽を免れなかつた。

(一)文學博士吉田東伍氏の『倒叙日本史』鎌倉幕府編二四二頁に、刀劍の事に言及し「我國の刀劍は古代には太刀と刀子(腰刀)の二類ありしに、源平兵亂の頃より、打刀といふもの出づ。もと二類の間種にして刀子よりも長く、或は鐔を具ふ。故に後世、貴人にも之を帶する者あるに至る。是近世の刀、脇差にして、其脇差はやがて古の刀子の流なり」云々とある。

(二)文學博士藤岡作太郎氏、平出鏗二郎氏共著『日本風俗史』上卷二四八より二五二頁迄参照。それには「抑も甲冑はその初め戦陣の用に充てんが爲めに作り出でたるものながら、護衛の爲め、また裝飾の爲めに自ら宮中の儀式及び前簿に用ふることとなりぬ。されど戦陣に

用ふるものと朝儀に供するものとは、もと同一のものにして敢て差別あるにあらず。寧ろ時代の末までは儀仗と軍器と名は殊なれども實は同じきものなりき。ざるを延暦以後、世の進歩するに従ひて二者漸々相分れ、儀仗には唐様の華麗なるを慕ひ依りて遵用せり。近代に至るまで御即位などの禮に用ひらるゝ桂甲は即ち古の儀仗の制にして、後世俗人の被ぶる鎧もその遺制なり。軍器はこれら裝飾のものと異にして實用に供するものなれば、便に従ひて次第に改良を加へ、終に前九、後三の役、源平の戦の世の甲冑に變じて、古への唐様のものと大いにそのさまを異にするに至れり」云々と記してある。また「甲冑を「かわら」といひしは前に述べたるが如し、これを「よろひ」といふは延喜、天曆の頃より既に然り、後には具足ともいへり、これ器具の具足したる謂なり、また物の具とも、若せ長ともいへり。頭に着るを冑かぶとといひ、鉢ありて頭を蓋ひ、鏡(頓頂)ありて頸を繞る、前には鍬形、若しくは鹿角など立つ、鍬形は勝軍草の葉を象れりなどいへど、信すべからず、もと母衣を支ふる要より起りて、後には裝飾となれるなるべし。大將は鍬形の兩枝の間に龍頭、獅子等の金物を立つ、鐵鉢は冑の下に被る鉢なり、輕裝には冑を略してこれのみを用ふることあり。半首はつぶりも鐵にて作り、冑の下に被つて半ば頭を蓋ふものなり。顔を覆ふを面頬といふ、半頬、猿頬も面頬の類にして鼻より上はなし。甲は腹背及び左の脇を繞り蔽ふものを草摺といふ。左右の肩より垂れて腕を蓋ふを袖と云ひ、前後及び左の腰に垂るゝを草摺といふ。右の脇は胴の蓋ふことなれば別に脇摺を作りて當つ、これにも草摺一枚を垂れたり。草摺は前後左右を合して四枚とす。兩肩の當るところを綿嚙と稱し、これより條にて胴を約するを高紐といふ。障子板は頸を傷

けられんことを防ぎ、梅檀板は頃の左右にありてその右なる形は、袖の小なるもの左なるは革若くは鐵にて作り、上廣く下狭し、後世これを鳩尾の板と稱して、右のみを梅檀板といへり。上に記したる鐵は大將上士の着するものなり。その他岡丸、腹巻腹當あり。云々と記してある。

第七章 北條泰時の新政治

第一節 幕府の面目一新

泰時が新しい抱負と鋭い意氣とを以て幕府の執權職を勤めた最初に當り、先づ實行したのは幕府の移轉及び評定衆の新設などである。それらは主として人心を一新して、今後の政治的展開を試みる目的から出たものであらう。畢竟泰時は新しい時代には新しい設備を要すると云ふことに思ひ至つたのである。それは極めて時宜に適したことであつた。

泰時は幕府の移轉について、珍譽法眼の説を採用して、若宮大路を四神相應の地として、そこへ移ることにした。嘉祿元年十月起工、十二月二十日竣工したので、幕府をそこへ移した。それと前後して、彼れは評定衆の新設について考慮を費したが、それに先立つて、執權としての地位を固めるべき問題に關して、窃かに幕府の元老三浦義村及び二階堂行村と計り、先づ幕府の奉行を召集した。其際、泰時は斷乎として「自分が不才を顧みず、執權の職を汚し、誠意を以て政治を行つて行くについては、

幕府の移轉

泰時の宣言

政務に參與する人物を必ずしも門閥世襲本位とせず、才幹の有無によつて、褒貶し黜陟することもあらう」と述べた。此宣言は明かに在來の執權が他の奉行と同僚視せられた地位から、數歩を高めたもので、事實上のみならず、地位に於ても亦實際の將軍に近いものとしたわけである。

けれども奉行らは泰時の言に對して、誰れも反對するものがなかつた。蓋し泰時は時代に相應した新しい考へを有つて居たが、表面は大體頼朝の遺策を踏襲してゆくと云ふ風にして、故例を重んじたので、誰れも不安、動搖の心を起さないで、泰時を謳歌したからである。それに泰時は心から、頼朝、實朝、政子らの恩を肝銘して居たと見えて、頼朝の忌日に法華堂へ詣でた際も、石段の上へ敷皮をひろげて頼朝の靈前に跪いて三拜した。其處へ通りか、つた鶴岡別當尊範が其様子を見て、頻りに堂に上ることを勧めたけれども、泰時はどうしても聽き入れなかつた。「自分は頼朝公の生前に堂へ上つたことがなかつた。今公の歿後だからと云つて昔の禮を忘れてはならぬ」と彼れは云つた。また實朝、政子らへの報恩のために、彼れは度々其冥福を祈つた。かうした泰時の態度は自ら鎌倉の將士に好印象を與へたので、彼れに悅服したものが多かつたと思はれる。

泰時の謙讓な態度

合議制度と評定衆

泰時は、政治上に於ける獨擅や專制の弊を避けて公平を期するには、どうしても一種の合議制によらねばならぬとした。そこに彼れが武斷的に偏しない一面があつた。勿論さうした形式は、頼家の非政時代に一時採用されたことはあつたが、それを一時的のものとしないうで、續けてゆかうとする點に於て、泰時の考へは自ら異つて居た。そして評定衆には十一人の人材が選定された。それは三浦義村を始め、中原助員、二階堂行村(法名行西)、齋藤長秀(法名淨圓)、中條家長、矢野倫重、後藤基綱、太田康連、佐藤業時、町野康俊、二階堂行盛らである。康俊は問註所執事、行盛は政所執事をも勤めて居た。

評定衆の任務は可也に重いものであつた。彼等は一面に於て、將軍の顧問となつて政務に參與し、また他の一面に於て、高等法官として、訴訟事件を審理、裁決すべき役目を帯びて居た。そして其役所を評定所と稱した。今其顔觸れを見ると、義村、行村らの二三人を除くと、大體新しい人物が任命されて居るのがわかる。其中、太田康連の如きは三善康信の系統を受けて、法律家としての才能を有し、後に泰時の諮問に任じて、貞永式目を制定した能吏であつた。齋藤長秀(淨圓)は貞永式目の執筆者と傳へられたほどであるから、此人も相當法律、文章の素養があつたものと見える。要する

新人物の擡頭

に、評家衆の顔觸れは、新しい時代と共に才能ある新人物が幕府の長老らと並んで法政上の樞機に参するやうになつたことを示した。

評定始めの儀

嘉祿元年十二月、泰時は時房と共に評家衆のすべてを呼んで新築した幕府に集り、厳かに評定始めの儀を行つた。其時、泰時らは神社佛寺のことなどについて評定した。爾後幕府の法政は執権と評定衆の合議によつて、すべて處理されることになつた。此事は政治上に於ける重要な出来事の一つで、近世的傾向を明白に示したものである。かうして幕府の基礎が益々強固になつてゆく時、頼經が嘉祿二年、八歳の春を迎へたので、幕府は佐々木信綱を京都に遣して、頼經の任官を奏請した。で朝廷では、正月二十七日、頼經を右近衛中將に任じ、正五位下、征夷大將軍とした。それと前後して、小侍所近習番及び鎌倉大番などが新設された。そして頼經が寛喜二年、十三歳になると、頼家の女鞠子(竹御前)を夫人として迎へた。鞠子は頼家と木曾義仲の女との間に設けられて當時二十八歳であつた。此結婚は泰時らが藤原氏と源氏との結合を望むために實現されたのであるが、極めて不自然なものであつた。

地方の小叛亂

當時地方に居て、鎌倉の事情に通じなかつたものは、政子、義時、廣元らの死を聞いて、幕府が愈々崩壊に近付いたと速断して、小叛亂を起したものが二三あつた。嘉

皇族の名を詐偽した狂人

祿二年には、博徒忍寂と云ふものが、禪師大將軍とか若宮禪師公曉とか自稱して、叛亂を醸し出さうとしたが、直ぐに誅戮された。同年七月、京都では柳禪師の子覺心房が、廣く全國に同志を募つて、謀叛しようとしたのが事前に發覺し、其徒大尺房や高桑右重らが捕へられて、これも直ぐに落着した、覺心房は何處へか其姿を晦してしまつた。

安貞元年三月に入ると、後鳥羽上皇の三の宮と詐稱するものが、鎌倉へ來て謀反しようとした。幕府は其者を狂者と認めて、政子の三回忌の佛事以後に至つて、彼れを處分することにした。其他同じ年に伊勢の住人丹生右馬允が一族郎徒と共に亂を起したが、幕府はこれをも立所に打破つてしまつた。結局どの叛亂も、幕府に取つては、些の痛痒をも感ぜしめなかつた。それらを一段落として、爾後泰時及び其嫡孫經時の執權時代は何等の政治的叛亂を見ないで、血の悲劇は暫く跡を絶つて、天下は平和の空氣で満ちた趣があつた。

(一)『式目抄』参照。

(二)文學博士三浦周行氏著『鎌倉時代史』二五八頁に「頼經の東下せし時は幼稚にして、且つ攝籙家の出身なりし爲め、自らこれに相當なる特殊の制度の創設を見たり。頼朝の時より

御家人は、一箇月若しくは二箇月間、幕府の四侍に宿衛して諸門の警固等に任じたり。これを當番といふ。和田氏の亂に、幕府の兵燹に罹りし後は、其規模狹隘にして、侍所の設けなかりしと、頼經の幼稚なりしとに依り、自後御家人をして其座所に近き東小侍に祇候せしむることとし、北條氏の子弟より、小侍所別當を補して、侍所別當の職務中宿衛供奉等の事務を分擔せしめたり。(後には侍所の如く所司をも置けり)貞應二年十月、頼經に近侍すべき武士十八人を分ちて六番となし、これを近習番といへり。(嘉禎三年三月には又近習番三番を定め、六人を以て一番となせり)然るに東小侍の宿衛を始め後も、時房以下の重なる人々は四侍に人なきを古例に背くとなし、各自名代を以て宿衛せしめたりしが、嘉祿元年十二月に至り、幕府は遠江以下十五箇國の御家人に命じて一年間所領の高に従ひ、四侍の番役を負擔せしめ、其中職を幕府に奉ずるものは、代人を進めしむるを許すこととせり。これを鎌倉大番といふ。と述べてある。

第二節 強硬な對寺院政策の徹底

泰時が執權となつてから、當面の重要問題として處斷したのは、對寺院政策であつた。此問題については、頼朝以來幕府が苦慮したところで、成るべく彼等の怒りを挑發することを避けたのであるが、南都、北嶺の寺院は、それに付け入つて、いつも其横暴な態度を改めないで、他に少からぬ迷惑を及ぼした。結局彼等は其不合理な特權

泰時の寺院
に對する決
心

を恃んで、私利私慾のためには人命を損し、血を流すことをやめなかつたのである。けれどもかうしたことは、爲政者がいつ迄も無際限に看過して置くべきことではなかつた。そして泰時は、新たに起つた南都北嶺の争ひに乗じて、ある程度まで、彼等の横暴を抑へ付けようと試みた。

頼朝の歿後、僧徒の妄動は常にやまなかつた。建保元年七月には、興福寺の末寺となつて居た清水寺の僧が延曆寺の末寺となつて居た寺領内へ一堂宇を建立したことから惹いて、興福、延曆の二寺の争ひとなり、後鳥羽上皇の御命さへも奉じないで互に争闘した。また十月には、清水寺が延曆寺の末寺とならうとしたことから興福寺僧徒の怒りを挑發して、彼等は延曆寺を焼かうと非常に騒動した。それは上皇の慰諭によつて漸く取鎮められたが、一時は興福寺の僧徒が春日の神木を擁して宇治に迫り、官軍がそれと對峙する迄の大事に至つたのである。其後も、延曆寺の僧徒が園城寺の僧徒と衝突して、園城寺を焼き拂ふなど、些末な利のために、南都北嶺の徒が妄動してやまぬので、朝廷は宣示を下して、諸山の僧徒が戒律を破り、凶器を弄ぶことを叱責し、且つ幕府に命令して、彼等が兵器を帯びることを嚴禁した。そして地方へも此旨を布達した。

僧徒の妄動

延暦寺僧徒の横暴

けれども彼等は毫も舊態を改めなかつた。延暦寺の僧徒は、建保六年、宮崎宮留主相摸寺主行遍、子光助らが、延暦寺の末寺、大山寺の神人船頭長安を殺したのを憤り、宮崎宮を管理する石水八幡宮の別當法師宗清及び行遍らを處罰すべきことを朝廷に訴へた。其時、彼等は日吉、祇園、北野などの神輿を擁して、右衛門の陣へ突入したので、北面武士と衝突した。彼等は敗北して、神輿を遺棄したまゝ、逃げ去つたが、後鳥羽上皇の優渥な慰諭を賜つて、神輿を本社へ歸座させた。其の際の條件は日吉社へ十口、祇園、北野の二社へ各々三口の阿闍梨を増置することにあつた。利益を目標としない限り、僧徒は容易に勅命さへも奉じなかつたのである。

上皇は彼等の横逆を心中深く憤られて手厳しい制壓を加へようと思はれたが、討幕の計畫を立てられると同時に彼等の武力を利用しようとの思召があつたから、方針を變へて成るべく彼等の歡心を買はうとされた。そして熊野を始め、諸社寺へ度々臨幸あらせられた。また覺仁、道覺、尊快、道助、尊圓らの諸皇子を出家させて、諸寺に配置された。延暦寺に對しては、上皇も殊に寵眷を厚うせられた。けれどもそれらの事は、畢竟僧徒の横逆を増長させるに過ぎなかつた。彼等は法然らの宗教改革の新運動を嫉視して妨害を加へ、退いて靜かに内省し研究するの徳をまるで缺いて居た。そ

上皇僧徒の歡心を收めらる

連續せる僧兵の跋扈

して其妄動は泰時の執權時代に入つてさへも、依然としてやまなかつた。今それを年代的に列舉しよう。

| 年代 | 事 | 實 | 原 | 因 |
|------|---------------|---|---|----------------|
| 嘉祿二年 | 金峰山、高野山と争ふ | | | |
| 安貞二年 | 興福寺、延暦寺と争ふ | | | |
| 寛喜元年 | 延暦寺暴動す | | | 興福寺が多武峰を焼きしたため |
| 嘉禎元年 | 石清水八幡宮、興福寺と争ふ | | | 日吉神人擁護のため |
| 同 上 | 延暦寺喧訴 | | | 寺領の利害衝突 |
| 同 上 | 興福寺喧訴 | | | 日吉神人殺されたため |
| 同 上 | 興福寺暴動す | | | 春日社神人殺されたため |
| 嘉禎三年 | 興福寺暴動す | | | 訴訟目的遂行のため |
| 同 上 | 四天王寺暴動す | | | 別當職交迭問題のため |

以上は何れも、私権私利を中心としての争ひで、そこに公的な性質を帯びて居ない上に、宗教家としての徳義心、救世心から發動したものが一つもないのである。それらに對して政治上の公正を主眼として居た泰時は、次第に彼等の横暴を懲らさねばやまなかつた。其鋒尖は後堀河天皇の安貞年間に兩六波羅から高野山へ與へた教書の上

泰時先づ高野山の僧徒を戒む

に先づ現はれた。それによると、兩六波羅は幕命によつて、治安上から、本間忠家、賀島盛能の二人を高野山へ派し、各坊の兵具を探し出して悉く焼き棄てたのである。續いて泰時は延暦寺其他に對しても、兵器禁制のことを勵行し、且つ治安上の害となる悪僧らを捕へて、鎌倉へ護送した。それは寛喜年間のことである。

それでさへも、寛喜二年には、園城寺で南院の衆徒が北院、中院の衆徒と鬭争し、延暦寺では北谷、南谷、西谷の衆徒が烈しく戦つた。同三年には、清水寺の衆徒が、懺法衆なるものと武器を用ひて争ひ、少しも禁制を守らうとしなかつた。けれども幕府はそれらの事に屈撓しないで、度々嚴令を發し、且つ仁治三年には、鎌倉中の主要な寺院に向つて、僧徒に従屬する兒童、供待、童部、中間、力者らが佩刀することを嚴禁し、それに背くものは見付け次第に刀を沒收した。かうして刀狩によつて、僧徒の亂暴を制しようとした。

ところが朝廷の態度は、幕府にくらべると極めて寛大で、殆ど社寺の要求を容れることにのみ傾いて居た。僧徒、神人らはそれを知つて尙ほ妄動した。嘉禎元年六月に於ける石清水八幡宮寺と興福寺との争ひは、主としてさうした事が土臺となつて爆發したと云つて宜い。其年五月、石清水八幡宮寺の別當法師幸清は、其寺領山城國薪御

石清水八幡と興福寺との争ひ

園が興福寺領の大住莊と隣接して居て、ともすると争端を醸し易いところから、表面同地域内に於ける狩獵や盜賊を禁絶するため、守護を置くべきことを幕府に請うた。で幕府は其請ひを容れて、源保茂を男山守護として翌年三月、強ひて赴任させた。ところが、それに先立つて嘉禎元年六月、薪御園と大住莊との間で、用水のことから争ひが起つた。八幡宮寺と興福寺とはそれがために争ひ、容易く解決が付かなかつた。朝廷では其調停を幕府の手に一任したので、幕府は現状視察の使者を派遣するつもりで居た。

興福寺の衆徒は、それらの調停を待ち遠く思つたと見えて、急に薪御園を攻めて民家を焼き拂ひ、神人を殺した。其急報が六波羅に達すると、兵士を派して石清水を警護し、且つ大住の莊官を捕へた。興福寺は六波羅の所爲を見て、畢竟朝廷の態度が緩漫であるためだと怒つた。石清水でも亦興福寺の所爲を怒り、朝裁を促すため神輿を宿院に移し、京に入つて嗷訴しようとした。朝廷は彼等を慰撫する考へから、八幡宮寺へ伊賀國大内莊を寄附し、また大祓料として因幡國をも與へた。八幡宮寺の徒はそれに満足して、やつと神輿を歸座させた。けれども興福寺の徒はそれに不満を感じて再び騒ぎ立てた。それと前後して、延暦寺の衆徒亦日吉の神輿を擁して入京嗷訴した。

朝廷の寛大な態度

興福寺の不

理由は佐々木信綱の子、近江田中地頭をして居た右衛門尉高信が日吉の神人を殺した爲めである。

幕府の要請
石清水八幡
への警告

朝廷はそれらの處分に窮して、裁斷のことを幕府に命ぜられた。幕府では、既に強硬な對寺院政策が決定されて居た。それで先づ朝廷に向つては「衆徒の訴へについて、嚴正に理非を糾明されないと、濫訴は止みませぬ。且つ衆徒が聖斷を仰がず、幕府の意見をも確めないで、私情のみによつて輕舉妄動することは不届至極と存じます。それで治安のため、彼徒の首領を捕へることを許して戴きたい」と請うた。そして石清水八幡宮寺に向つては、理由なき濫訴によつて因幡國を賜つたことを不當とし、「爾後妄に神輿を動かすならば、斷然、別當職の改補を行はねばならぬ」と警告した。

興福寺の嗽
訴

ところが、それらの警告あるに關らず、石清水八幡宮寺の徒が、大住莊へ赴いて春日社神人と戦ひ、彼等を殺傷したので、興福寺はまた怒つた。僧徒は春日神人と共に神木を擁して入京し、朝廷に向つて、八幡宮寺の別當以下を罰し、因幡國を召上げられんことを嗽訴した。藤原氏の公卿は其氏神であるところの春日社に同情して、皆門を閉ぢて出なかつた。其時朝廷は六波羅に命じて鎮撫に當らしめたので、泰時はそれを重大事件と認め、一方では急使を京都に派し、一方では、在京武士及び近國の家人

淋しい正月

に命令を發して、警衛に當らせた。

幕府興福寺
を諭す

嘉禎二年正月は、春日の神木動座のために、四條天皇は節會に出御されなかつた。また小朝拜、音樂を停止された。藤原氏の公卿はいづれも出仕しないで、叙位の事も行はれなかつた。六波羅ではそれらの有様を見て、一日も早く興福寺の衆徒を取鎮めようとした。で同年二月、後藤基綱に兵を授けて宇治に赴かせ、極めて強硬な態度を示して、興福寺の衆徒を説諭せしめた。それで衆徒も始めて六波羅の意を容れ、春日社、興福寺、東大寺以下寺社の門を開いて、神木も亦歸座せしめた。それは『吾妻鏡』によると、興福寺衆徒の中に武藏得業隆圓が居て心を幕府に寄せ、當時六波羅の探題となつて居た重時(泰時の弟)や基綱らと計つて、幕府の兵力強大なることを説き、内部から衆徒を動かしたのにもよるのである。

幕府に身方
した僧隆圓

幕府嗽訴の
首謀者を捕
へんとす

また延曆寺の嗽訴については、日吉神人を殺した佐々木高信を豊後に流して、神輿を歸座せしめたが、それと同時に幕府は、延曆寺の嗽訴を敢てせしめた首領を逮捕しようとしたが、延曆寺では朝廷及び幕府に向つて其宥免を請うた。幕府は斷乎としてそれを許さなかつた。そして七月に入つて、尊性法親王に對して、衆徒の首謀者を引渡されんことを請ひ、八月、六波羅では、首謀者利玄を捕へようとして、延曆寺の衆

徒と衝突した。ところが朝廷ではそれを見て、利立を捕縛すべきことを勅免されたので、延暦寺は勝利を得た。

それらの事は、幕府の不満とするところであつた。で朝廷が、嘉禎三年六月、五畿七道の諸國司に命じて、山門の悪僧を容赦なく捕ふべき宣旨を下されたのは、幕府の懇請に基づいたことであらう。また幕府は、興福寺の衆徒が依然不平を抱いて、「我等は前日、訴訟の目的を遂げなかつたのだ」と放言して城郭を築き、舉兵の用意に及んだのを見ると、八月、基綱を大和に派遣した。そして彼等を穩かに説諭せしめたが、一向聞き入れぬので、思ひ切つた英斷を施した。それは幕府に於て大和、山城、近江などに散在して居る大寺に對しては、在來、遠慮して地頭を置かなかつたが、斷然新たにそれを置くことにしたのである。

それで幕府は十月に入つて、姑く大和に守護を置き、且つ衆徒の知行に係る所在の莊園を悉く沒收して、新たに地頭を補任した。それに畿内近國の家人に命じて、奈良の通路を塞ぎ、出入を禁じた。其際、精兵を以て關所を固め、衆徒が其禁を犯す時は、立所に捕斬させることにした。此時、地頭を各莊園に配置するについては、幕府に心を寄せて居た隆圓が、密かに興福寺領のことを幕府へ密報したのに基づいた。

興福寺の僧徒城郭を築く

幕府始めて大和に守護地頭を置く

興福寺始めて屈伏す

かうして幕府が興福寺に向つて、兵糧攻めを行つた結果、衆徒も全く勢ひ屈して、城郭を毀ち、門を閉ぢ、只管佛事を修するやうになつたので、幕府は始めて彼等を許した。そして大和の守護をやめ、地頭らを召還して、寺領を興福寺へ返した。幕府の對寺院政策は、こゝに至つて見事に徹底した觀があつた。此一事は、南都のみならず、北嶺の徒をも、多少自ら反省せしむることになつたであらう。少くとも、一時彼等を屏息せしめ得たのである。泰時が、かうした成功を得たのは必ずしも舊宗教に對して無理解なわけではなくて、京都文化に支配されないで、武斷的に公正を保たうとした實力と精神とによるのである。

序に云つて置きたいのは、寺領の莊園（たむら）に關する内情である。當時興福寺は幸ひに鎌倉から派遣したところの地頭のために其所領を支配さるゝことを免れたけれども、内部に於て莊園雜掌らの跋扈を制することが出来なかつた。で、僧徒は莊官や莊兵のために支配される状態に立ち至つた。莊官中、兵力あるものは互に黨を結んで寺領を管理したが、それを衆徒國民と稱した。興福寺では一切國判衆と稱した豪族らが恣まに寺院を代表するかのやうに、寺領に向つて命令するに至つた。其國判衆に列したのは、成身院、俎尸羅、高田、筒井、十市、檜原、萬財、吐田、菅尾、越智、布施、岡らの

寺領を支配する國判衆

十二人である。彼等は興福寺の寺領莊園を事實上分有した。此傾向は他の寺院に於ても矢張り免る、ことを得ない運命であつた。

(一)『仁和寺月次記』及び『醍醐寺新要録』。

(二)『寶簡集』。

(三)『明月記』寛喜二年四月二十七日の條に「雖一旦可謂大功」とある。

(四)『百練抄』に「關東有嚴密之命、衆徒咸恐怖之思、歎」とある。

(五)『華頂要略』。

(六)竹越與三郎氏『日本經濟史』第一卷六二三頁、六三三頁參照。

第三節 外交難と饑饉難

承久戰後、幕府の勢力は益々京都朝廷に伸びたので、曾て官軍に身方した公卿が非常に失意の境に陥つたと反對に、幕府に心を寄せて居たものは愈々得意の地位に立つた。討幕前まで緊張して居た公卿も、さうした状態を見ると、たとひ、内心、幕府に向つて不平や不満を抱いて居ても、表面は幕府に好感を寄せて居るやうに見せかけて、自家の存在を保ち、都合によつては立身の手蔓に右附かうとした。すべてがはかない虚

公卿の墮落

幕府、朝廷の叙位任官に干渉す

九條道家の勢力挽回

譽の奴隷となつた形で、頻りに權勢のあるところに媚びを寄せた。

彼等の多くは、遊惰、宴安に耽つた。其子弟の中には、群盜の間に交つて、博奕、掠奪を事としたものがあつた。後に關白となつた九條忠家の子、前右近衛中將忠嗣も矢張り群盜に伍した一人であつた。また彼等の結婚も交際も悉く私利を主眼とし、女子も亦一生の中に再三嫁するのを恥ぢとしないものが往々あつた。すべてが停滞し、頽廢して居た。幕府はまたさうした弱點に乗じて、在來少しも干渉しなかつた朝廷の叙位、任官のことにまで、それとなく容喙するやうになつた。

勿論、泰時、時房の二人は、表面上朝廷の叙位、任官については全く干渉しないと明言して居たが、實際はさうではなかつた。寛喜元年九月に行はれた任官は、其三ヶ月前に評定衆後藤基綱が、幕命によつて入洛し、それとなく容喙したらしい。寛喜二年に阿野實直が従四位下に叙せられたのも、實直が鎌倉へ出かけて幕府の助力を懇請し、泰時らが口添へした結果である。

九條道家が其勢力を挽回したのも、幕府の懿親であり、權勢家として時めいて居た西園寺公經の女婿となつて居たからである。彼れは承久戰役の當時攝政の地位にあつたので、討幕に關係しなかつたにもせよ、一時、表面上の責任を荷うて不遇の地位に

家實の失意

沈んで居たところが、安貞二年に、公經の同情を得て、關白、氏長者となり、牛車兵仗を許されるに至つた。同時に公經に同情されなかつた家實は犠牲者となつて、關白、氏長者、内覽のすべてを罷めさせられた。家實の子兼經も父と運命を共にして、内大臣を辭してしまつた。それに對して、道家は其子教實(右大臣)と共に時めいて、すべて京は、幕府に密接の關係ある人々の世の中となつた。

時氏病む

かうして、幕府は大に威を京都に揮つたが、此際泰時の長子、時氏が病氣のために其職を辭したことは、泰時の心を深く痛めさせた。其後任として、泰時の弟で小侍所別當を勤めて居た重時が六波羅に赴任することになつた。時氏は鎌倉に歸ると間もなく病勢加はつて、僅か二十八歳の壯齡で歿した。泰時は曩きに次子時實が家臣のために殺されて、深く悲んで居た折柄であつたから、頼みに思ふ長男の死は流石に沈着な彼れをも愁傷せしめた。時氏の外祖三浦義村は、泰時に同情して懇ろに其哀痛を慰めた。當時、六波羅にあつて時氏の死を聞いた重時は、直ぐに東下しようとしたが、朝廷は京都に守備がない爲め、勅してそれを停められた。で重時は終に鎌倉へ歸らなかつた。

泰時の不幸

外交上の一案件

其頃、幕府當局の頭を悩ました問題は高麗に對する外交上の一案件であつた。嘉祿

二年十月頃のことである。わが對馬の人々が高麗を相手にして戦争を開始するであらうとの報が突如京都朝廷に達した。朝廷では久しく對外問題に事がなかつたので、海嘯に逢つたかのやうに大に驚愕した。中には「世が末になつたので、夷狄が攻めよせるのであらう」と悲觀した一公卿もあつた。それに、當時支那貿易をするには、高麗を中間の停泊地と定めて居たので、對馬と高麗との争ひは、やがて支那との交通上に障礙を來たしはせまいかと憂慮された。當時宋からは圖書、器物をわが國へ齎らし、多く一切經などが入つて來た。また京の貴族は宋から來た鳥獸などを愛養して、それが一種の流行となつて居た。

折柄、幕府へも少貳資頼からの注進があつた。それは略々前報と同様のことであつた。幕府は直ぐに其内容について朝廷に奏上した。十二月には、高麗が大舉して愈々攻め寄せてくるであらうと云ふので、廷議が開かれようとして居た。そして不安な空氣が何となく京都に漂うて居た。何故さうしたことが起つたかを知るには、當時に於ける海上の交通難から述べてかゝる必要がある。中古以來、わが政府が支那及び高麗に對する交通を絶つてからも、邁往の氣象ある僧侶や商人らは、生命がけの航海を覺悟して、支那、朝鮮へ赴くものが往々あつた。造船術の幼稚な當時は、船舶の沈没や

高麗軍來襲の風説

額々たる船舶の難破

漂着人と海上多事

わが無頼の海員高麗を脅す

高麗からの來牒

難破を常例とされて居た。筑前國の宗像社の如きは、大小七十餘社の修築費を寄船、寄物などによつて支辨して居た。それは西海の要港、葦屋津、新宮濱へ難破船(寄船)が漂着すると、漂流貨物(寄物)などを拾得する結果であつた。

それで往阿彌陀佛と云つた僧は、葦屋津附近の鐘崎に小島を築いて、船舶の出入に便益を與へようとしたが、經費不足中途挫折したため、宗像社で其工事を引受けたことがあつた。其費用に宛てたるため、同國曲村を社領とする許可を得た。さうした有様だから我國でも、支那、朝鮮でも、其沿岸に漂着する船舶の影を度々見たのである。建久元年にはわが邦人が宋の泰州へ漂着して救助されたことがあつた。また貞應二年には、高麗人が越後寺泊に漂着したことがあつた。かうして彼我の漂民があるの^(三)で、海上多事であつた。嘉祿二年、鎮西に於ける無頼の民が數十艘の船を艤して、高麗全羅州に上陸した際、民家を襲うて掠奪を行つたことがあつた。高麗では兵士を派して、わが無頼の民を半ば殺傷したが、殘餘のものは掠奪した銀器を携へて他へ逃亡した。同年十月、京都朝廷を騒がしたのは、かうした事實から訛傳を生じた爲めであつた。

勿論、高麗では、倭寇の來襲に困惑して一書を朝廷に贈り、洞喝的な言辭を列ねて

今後の來襲を防がうと計つた。安貞元年二月、朝廷では其事について廷議を開かれて、高麗にどう返答すべきかを考慮された。此返書は右少辨吉田爲經が起草した。結局朝廷では罪を無頼の民に歸して、急に戮を加ふべき旨を以て答へられたと思はれる。

勿論、それについては、一應幕府に向つて諮詢されたことは云ふ迄もない。嘉祿二年四月、幕府が西國に於ける凶惡の徒を征伐すべきとを守護に命じたのは、恐らく彼の無頼の民を處置するためではなかつたか？ 其翌月には高麗から牒狀が來て、我國の返答を促した。當時少貳資頼は上表して勅裁を賜るのを待たずに、捕縛した無頼の民九十人を高麗使節の前で殺戮して、獨斷で返牒を彼れに與へてしまつた。それで事件は解決したが、何れにしても我國ではより多く高麗に向つて讓歩した傾向があつた。心ある者の中には、それを屈辱(六)と感じたものもあつたが、幕府がそれに甘んじたのは、當時、幕府が戦後經營に忙はしくて、外交方面にまで手を伸ばす餘裕を有しなかつた爲めでもあつたらう。

かうした外交上の問題が起つたにも關らず、わが海國民の雄心鬱勃として抑へ切れなかつたと見えて、貞永元年には、肥前國鏡社の住人が高麗を襲撃して夜討を試み、珍寶を掠奪して歸つた。守護が彼等を鞫問せんが爲めに捕へんとしたところが、預所

少貳資頼無頼の民九十人を斬る

肥前人高麗を襲ふ

がそれを拒んだので、守護は其事を幕府に上申した。幕府は其件を審議して、預所の處置を不當と認め、犯人を守護所へ交付させて、其乗船と贓物とは一切守護の任意に始末させた。要するに、高麗との外交問題は、最初心配されたやうなことがなくて一段落を告げた。

ところが一難去つてまた一難を生じた。それは寛喜二年に於ける空前の大饑饉である、安貞元年に入ると、諸國では既に飢饉の徴候が見え始めて居た。幕府が朝廷のために神宮役夫工米を人民から徴米するに當つて、人民は凶作のため、其負擔に堪へない事情を朝廷へ上申した。役夫工米使からも其事を哀訴に及んだので、泰時は臨時に駿河、伊豆二國から利米を徴收して、漸く當面の必要を辨じた。

其後、寛喜二年六月になると、度々地震が起つた。そして氣温が急に下降して、冷氣が人々に強く感じられた。それで人々は綿衣を重ねた。美濃國生津莊、藤田莊及び武藏國金子莊などでは、不時の降雪を見た。それから七月には霜が降つた。八月には霖雨と暴風があつて、田畑は悉く不作であつた。それがため餓ゑて斃れたものが少くなかつた。十月には怪星が空に現はれて、人々を驚かし、饑民が多く倒れた。かうした有様だから、米價はすん／＼騰貴して底止するところを知らなかつた。で朝廷では

寛喜の大飢饉

強震と不時の降雪

怪星空に現はる

人々の困難を察し、米一石の價を一貫文と定めた。また五壇法を修したり、各社に奉幣したりして、天變地異を防がうとした。

泰時は此凶荒を見て、非常に心を痛めた。彼れは此天變と饑饉とを以て、自分の徳が未だ至らぬ故だと解釋して、恐懼し謹慎した。彼れは五壇法を修して、惡氣を掃ふと同時に、自家の餘財を以て人民を賑恤するため、先づ自分の常食を減じて、饑民と苦を共にする心持を示した。彼れは疊や衣類や烏帽子などの類を一切新調しないで、夜分は燈火を點ぜず、物見遊山や飲酒をすつかりやめて、餘財を救民費に投じた。畢竟、彼れは儉素を以て自ら奉じて、他の屬僚に範を示したのである。

此際、京都に於ける民衆は、多く非常の窮狀に陥つた。食事に有り付けない町人の群は、到るところ瘦せ犬のやうな姿で彷徨した。餓死した人々の屍體は街上に累々ところがつて、山のやうに堆かく、臭氣が貴人の家をも襲つた。それにつれて色々の妖言が頻りに町から町へ傳へられた。ある者は祇園の神の示現に託して、「人々が懸命に心經を讀誦して鬼氣祭を行つたら、此禍を免れることが出来る」と云つた。ある者は「かうした禍が來たのは、幕府が京の諸社の祭に磔を飛ばす習慣を禁じた爲めだ」と云つた。眼前の餓ゑに悩む民衆の一群は、半狂亂になつて富豪の家に闖入した。そして

泰時自ら食膳を減す

京の餓ゑた民衆

妖言頻りに行はる

社會共產主義の片影

幕府の饑民救助法

飲食を貪つたり、米錢を強奪したりして、各自分配して一時の窮を凌いだ。そこには一種の社會共產主義が新たに生れたのである。

當時、幕府は、京都に行はれた妖言について懇切に訓示^(九)を加ふると同時に、頻りに治安保持と窮民補助とに全力を傾倒した。先づ救済方面の事を叙すると、泰時は寛喜三年三月、伊豆、駿河兩國の窮民を救ふため、曾て給與した出舉米の辨償を免除し、翌年三月には伊豆仁科莊の饑民が農業を營む力さへないのを見て、出舉米三十石を一時給與して、萬一彼等が辨償し得ない際は泰時自身で責務を果すべき旨を傳へた。また伊豆、駿河の民が貞永元年十一月になつても出舉米を返還することが出来ぬ事情を具申すると、快くそれを許して、更に一年間の猶豫を與へた。それと前後して、幕府は美濃國高城(多藝)西郡千餘町の年貢を免除し、同國^{ふせ}河驛で往來の浮浪人を賑はした上、土民に對しても、産業の資本を與へた。當時の浮浪人は餓ゑのため土地に居られなくなつた農民で、彼等が知邊の者の許へ出かける旅費は幕府の手で支給したのである。次ぎに出舉米の利は、元來本錢の一倍を越すことを許されなかつたが、天福元年四月には、「大風以前の出舉は、上下親疎を論ぜず、一倍の利を停止して、五把の利を以て一倍と見做すべきである」と令した。それらは窮民のため、一時の變則を適用

浮浪人に對する處置

人身賣買を許す

後に至つて人身賣買を禁ず

地方の亂脈と民衆の悲況

することになつたのである。

幕府が消極的な救済の一法として、止むを得ず暫く容認したのは、人身賣買の制度であつた。元來人身賣買は「人倫賣買」の名の下に、固く禁ぜられたのであるが、寛喜の大饑饉には、其日の糊口に追はれて、或は妻子や奴僕を他に賣り、或は一時富める家へ身を寄せたりしものが多かつたので、幕府も不本意ではあるが、一時それらを公許し、救つたものと救はれたものとの間に於ける主従關係の成立を認めた。けれども其後經濟状態が復舊すると、延應元年五月、斷然、人勾引(誘拐)と共に人身賣買を禁じ、其旨を市場に掲示し、周く民衆に知らしめる方法を執つた。萬一犯すものがあると、被買收者を速時放免し、且つ買收價格を沒收して、寺院などの架橋費や修繕費に宛てた。

幕府が救済に力めたことは、大體以上の通りであるが、それでも手が届かぬ部分が多かつたので、餓ゑは地方の到るところに禍ひした。また同時に疾病をも醸し出して、續々死者を出した。窮した民衆中には、夜討盜賊と變じたので、何處も無警察状態を現出した。それで幕府は貞永元年、令を出して、諸國の守護地頭に其部内の犯人を隠匿せしめぬやうにした。盜賊の跋扈が殊に甚しかつたのは京都であつた。天福、文曆

四位の仲兼
の従者盜賊
となる

盜賊の背後
に潜む不正
な人々

浪人問題

の頃には、四位仲兼の従者が悉く盜賊となり、入道伊時の家侍三人が盜賊を働いたことが露顯した。また毘沙門堂執當(二)と稱した僧が群盜を組織して、藤原定家が住む邸宅附近を徘徊したりした。盜賊と公卿及び其従者や僧侶などの間に一種の默契が成立して、使喚者となつたものが背後で色々の悪計を企てたものと見える。それがため京都市民は止むを得ず、自衛のため家毎に兵器を購入して、盜賊の來襲に備へることにした。寛喜の大饑饉が如何に各地に不幸と迷惑とを與へたか、わかる。要するに經濟上の禍となつたことも少くなかつたが、殊に民衆の禍となつたことが多かつた。それは多數の饑死者と浮浪人とを生じた。浮浪人の事は殊に當時の一問題となつたが、結局力めて歸農させることにした迄である。中には盜賊化したものが少くなかつた。かうして民政に銳意し、泰時の手腕を以てしても、僅かに其一部分のものを救助し得たに過ぎなかつた。殊に人身賣買を一時許したのは止むを得ないことであるが、それらの窮民を收容する方法が工夫されなかつたところを見ると、民衆生活に對する徹底した理解と同情とが、尙ほ一般爲政者の頭になかつたことがわかる。

(一)『明月記』に「依末世之極、敵國來伐歟、可恐可悲」とある。
(二)『宋史』、『文獻通考』。

(三)『續本朝通鑑』『吾妻鏡』參照。『百練抄』には、貞應二年五月頃、異國船の長十餘丈にして、船中に作桌を構へ、銀器を用ひること、恰も我瓦石の如くなるもの、越後國白石浦に漂着し、翌年四月には、其船員の生存者四人、相伴うて入京し、都人士が群つてそれを見た旨が出て居る。

(四)『明月記』には「鎮西内黨松浦黨」とある。
(五)『東國通鑑』高宗十四年五月の條に「日本國寄書謝賊船竄邊之罪、仍請修好互市」とあるは資賴の返牒であらう。

(六)『百練抄』には「我朝之恥也。牒狀無禮」とある。

(七)『明月記』寛喜二年十月十六日の條に「萬邦之飢饉。關東權勢已下。減常膳之由。關卷說滿耳」云々とある。

(八)『明惠上人傳』參照。

(九)『吾妻鏡』參照。訓示には「諸社祭之時。非職之輩。好武勇之類。樂飛之次。又傷殺害之條。固可加制止也。而依令禁遏此事。世間飢饉之由。京中雜人風耳云々。泰時在京之時。殊雖加制。全無其儀。且則好武勇之輩。寄事於左右。令構申歟。甚不足信用」云々とある。

(一〇)『明月記』天福元年五月二十九日の條參看。
(一一)同上文曆元年八月三十日の條參看。

第四節 貞永式目制定の由來

寛喜の大飢饉後、法政上幕府の事業として、最も偉大な收穫を示したのは、『貞永式目』『御成敗式目』の制定である。其制定の動機は、主として承久戦役後に於ける地方所領の大變動に伴うて、それらの處置に不満を抱くもの、所領を他に奪はれたものなどの訴へが續出したのを公平に裁くにあつたが、新代の精神を加味した現實味の多い武家法制として、當時に活用さるゝに至つた。此點から見ると、『貞永式目』は之を制定した時機に於て、内容に於て、形式に於て或程度まで宜しきを得たもので、我國法制史上に一期を劃したのである。

『貞永式目』が制定される前まで、わが法制上の權威として認められて居たのは、公家法制である。それは律令格式及び制符(新制)などを含んで居る。元來律令は支那法系に屬すると云はれるほどに支那隋唐時代の法制を摸したところが多かつた。律は其最初大體に於て唐律を眞似たものである。其中、文武天皇の大寶元年に天智天皇以來の律令を修正した『大寶律令』及び元正天皇の養老二年にまた修正を加へた『養老律令』などは、鎌倉時代にも多少影響を與へたらしい。格式は律令が法制の大綱を掲げたの

公家法制の
歴史

に對して細則を規定し、追加修正を加へたもので、格律は律令の追加修正であり、式は施行細則の規定である。それには『弘仁格式』、『延喜格式』、『貞觀格式』などがある。格式の制定後、宮中の儀式や官吏の事務章程や警察制度などについては、別に規則が定められて各種の法律が發布された。それには民部省の『民部省例』、彈正臺の『彈例』を始め、『藏人式』、『左右檢非違使式』、『内外官交替式』、『内裏式』などがあつた。それら煩雜な法規について、執務上の參考に供する目的で、『官曹事類』や『類聚三代格』や『令義解』などが出來た。

律令格式が略々完成されて以來、朝廷では、其全般に互つて修正を試みられたことがなかつた。それで部分的修正を施すことに留めて、それに關する特殊の法令が出たが、其中で比較的によく纏つて居たのは制符である。それは宣旨の形式を以て發表されたもので、主として儉約を奨励し、奢侈を戒め、從僕の員數などを制限したりした。けれども一概にさうした内容に限られては居なかつた。時には莊園の弊害を矯め、民衆の不法な行爲を禁じた場合もあつた。畢竟制符は格に相當したものであつた。そして泰時が自ら『御成敗式目』を制定するまでには、朝廷に於て建久二年に出來た規定三十六條及び同十七條、寛喜三年十一月の規定四十二條、建曆二年の新制二十一條など

制符の特質